

独立行政法人 国際協力機構の 第4期中期目標期間評価

令和4年8月

外務省

財務省

農林水産省

経済産業省

目 次

評価の概要	0-1
総合評定	0-2
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
No. 1 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保.....	1-1
No. 2 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進.....	2-1
No. 3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現.....	3-1
No. 4 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築.....	4-1
No. 5 地域の重点取組.....	5-1
No. 6 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献.....	6-1
No. 7 多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大.....	7-1
No. 8 事業実施基盤の強化.....	8-1
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置、財務内容の改善に関する事項、安全対策に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項等	
No. 9 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり.....	9-1
No. 10 業務運営の効率化、適正化.....	10-1
No. 11 財務内容の改善.....	11-1
No. 12 安全対策	12-1
No. 13 効果的・効率的な開発協力の推進.....	13-1
No. 14 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進.....	14-1
No. 15 開発協力の適正性の確保.....	15-1
No. 16 内部統制の強化.....	16-1
No. 17 人事に関する計画.....	17-1
No. 18 短期借入金の限度額.....	18-1
No. 19 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画.....	19-1
No. 20 施設及び設備に関する計画.....	20-1
No. 21 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）.....	21-1
No. 22 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い.....	22-1
No. 23 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）.....	23-1
No. 24 中期目標期間を超える債務負担.....	24-1

第1章 略語表		
略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）
BBB	Build Back Better	より良い復興
CAFI	Central Africa Forest Initiative	中央アフリカ森林イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
FVC	Food Value Chain	食を基軸とする付加価値の連鎖
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアティブ
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JDR	Japan Disaster Relief Team	国際緊急援助隊
JDS	Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship	（無償資金協力）人材育成奨学計画
JJ-FAST	JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics	JICA・JAXA 熱帯林モニタリングシステム
KMN	Knowledge Management Network	ナレッジマネジメントネットワーク
L/A	Loan Agreement	借款契約
NEDA	Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency	タイ周辺諸国経済開発協力機構
NEPAD	The New Partnership for Africa ' s Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee	経済協力開発機構/開発援助委員会
OIE	Office International des Epizooties	国際獣疫事務局
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト

PALM8	The 8th Pacific Islands Leaders Meeting	第 8 回太平洋・島サミット
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
R/D	Record of Discussions	討議議事録
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	開発途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
TOD	Transit Oriented Development	公共交通志向型都市開発
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修

評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国際協力機構		
評価対象	中期目標期間評価	第4期中期目標期間	
事業年度	中期目標期間	2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度）	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 上田 肇 課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 川口 伊靖 室長
主務大臣	財務大臣 （外務大臣及び財務大臣の共管項目：No.16「内部統制の強化」、No.18「短期借入金の限度額」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。）		
法人所管部局	財務省国際局	担当課、責任者	開発政策課 飯塚 正明 課長
評価点検部局	財務省大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 原田 佳典 室長
主務大臣	農林水産大臣 （外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：農林業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	農林水産省輸出・国際局	担当課、責任者	新興地域グループ 吉岡 孝 参事官
評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課、責任者	広報評価課 坂本 延久 課長
主務大臣	経済産業大臣 （外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：鉱工業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	経済産業省貿易経済協力局	担当課、責任者	総務課 服部 桂治 課長
評価点検部局	経済産業省大臣官房	担当課、責任者	業務改革課 佐野 究一郎 課長

3. 評価の実施に関する事項
評価のために以下の手続等を実施した。 （1）理事長ヒアリング：令和4年7月19日 （2）監事ヒアリング：令和4年6月28日 （3）有識者からの意見聴取：令和4年7月19日

4. その他評価に関する重要事項
・特になし

総合評価

1. 全体の評価

評価	A：中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
		B	A	A	A	A

評価に至った理由

法人に対する各項目別評価を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、A評価とした。特に考慮した内容は以下のとおり。

- 大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評価について、評価対象 8 項目のうち、S 評価 3 項目、A 評価 5 項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。
- 大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目の評価について、評価対象 9 項目のうち、A 評価 3 項目、B 評価 6 項目と、全ての項目で所期の目標以上の成果を上げた。
- 2017 年度には予算執行管理に係る問題が発生したが、その後改善に向けた取組を着実に実施しており、全体として法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき実績等、全体評価に影響を与える事象はなかった。

2. 法人全体に対する評価

(1) 法人全体の評価

機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。第 4 期中期目標期間（2017～2021 年度）の主な実績は以下のとおり。なお、特に 2020 年度に業務への大きな影響があった新型コロナについては、評価に当たって外部要因として考慮するとともに、それに対して機構が自主的な努力を行っていた場合等には積極的に評価を行った。

【開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保】

回廊開発支援等の質の高いインフラ整備を通じた地域の連結性強化に向けた取組は、我が国の主要な外交政策の一つである自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた重要な推進力となった。またその中で優れた本邦企業・技術の海外展開を推進することで、インフラシステム輸出戦略といった我が国の重要政策にも貢献した。

【開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進】

新型コロナ感染拡大に対し、各地域における保健・医療体制の強化に取り組むとともに、ケニア中央医学研究所やガーナ野口記念医学研究所をはじめとして、延べ 70 か国に対し新型コロナ対策に係る支援を迅速に展開したこと、「JICA 健康と命のための手洗い運動」の下で 61 か国において約 3 件の感染症防止に係る啓発活動を実施したこと、感染症の影響を踏まえ水供給サービスの継続に向けた緊急的な支援等を実施したことなど、各分野において新型コロナに迅速かつ適切に対処した。これらを通じ、我が国の開発協力の基本方針である「人間の安全保障の推進」や UHC をはじめ、開発分野での重要政策の実現に貢献した。また、同感染症流行以前においても、アフリカでのポリオ根絶の実現を始めとして各種感染症への対策に貢献するなど、顕著な成果を挙げた。加えて、我が国の特色のある協力として母子保健手帳に係る協力を展開し、国際的な認知度向上や利用の普及・拡大に積極的に取り組んだ。その他、JICA 海外協力隊員（関連隊員 20 名）が指導した選手 21 名と 1 チームの東京オリンピック・パラリンピック大会に出場し、SFT の取組効果が発現した。

【普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現】

アジアを中心とする各国における法制度整備支援を中長期的に実施し、支援国における法の支配の定着に寄与した。また、海上保安機関等の法執行機関の能力強化や、日本独自の知見を活かした行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援は、各国の自律的な発展に大きく寄与した。こうした取組を通じ、重要外交政策である自由で開かれたインド太平洋の実現に大きく寄与した。

また、我が国が長年関与するフィリピン・ミンダナオでの支援は先方政府から高い評価を受けており、難民・国内避難民の自立化促進や児童労働撤廃等の課題に対する支援については、関係団体を巻き込むことでより効果的な課題解決に資するものである。児童労働撤廃では、ガーナにおける「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」の構築は、我が国が主導的な役割を担う取組として評価できる。

その他、ウクライナでは公共放送の体制強化支援がロシア侵略下での正確かつ中立・公正な情報提供に寄与し、ウクライナやアフガニスタンへの人道・緊急支援等を迅速に実施した。特に、ウガンダにおいて、機構の協力を称える決議が議会で採択され、相手国政府から高い評価を得ている。

【地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築】

特に、環境・気候変動や防災等の分野において積極的な取組を実施し、国際社会における我が国のプレゼンス向上に貢献した。気候変動分野では「緑の気候基金」の日本の公的機関唯一の認証機関として取組を開始し、脱炭素社会に向けた現実的な移行のための支援として、途上国の行動変容やコミットメントを促すとの政府方針に沿った支援を行った。防災についても、仙台防災枠組み達成への取組を積極的に行ったほか、G20 大阪サミットで合意された海洋プラスチックごみに係る「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するための案件として、東南アジアにおける研究拠点形成に向けた協力を行った。廃棄物管理に関しても TICAD 7 で議論を主導し、成果文書策定へ貢献するなど、我が国が主催する重要な国際会議での公約の具体化に大きな貢献を行った。また、新型コロナの影響に対応した防災、環境管理、食料安全保障分野での臨機応変な取組を実施した。

【地域の重点取組】

複数の地域において新型コロナ対応として緊急支援円借款や資機材の供与を迅速に実施し、政府の政策実現に大きく貢献した。また、東南アジア地域では、コロナ支援と併せて、政府の重要外交政策である自由で開かれたインド太平洋実現のための連結性強化や海上法執行能力の強化に資する取組に多くの進展が見られたほか、そうした取組への本邦企業の関与を促進した。

大洋州地域においても、パラオ国際空港の案件に見られるように、象徴的かつ自由で開かれたインド太平洋の実現や質の高いインフラ投資にも資する協力が推進された。南アジア地域では、過去最高水準の対インド新規円借款及び対バングラデシュ新規円借款の供与を行い、両国との関係深化に大きく貢献した。東・中央アジア及びコーカサス地域では、モンゴルやウズベキスタンでのインフラ分野における協力で顕著な進展が見られたほか、中国では法制度整備支援に従事した専門家が中国政府友誼賞を授賞するなどの成果を挙げた。中南米・カリブ地域では、日系社会との関係強化に注力した実績を上げたほか、日本開発研究プログラムの講座開設、中南米初のドル建て借款など、創意工夫を凝らした取組を行った。アフリカ地域では コロナ禍の制約の中でも ABE イニシアティブなど留学生事業において各国のニーズに合わせた新たな取組の導入など、機構の自主的な取組による創意工夫を発揮した。また、ウクライナへの緊急経済復興開発政策借款（世銀協調融資）1 億ドル（L/A 調印は令和 4 年度 5 月）や、モルドバへ保健医療・緊急人道支援分野の調査団を派遣したことは、外交上も大きな貢献であった。

上記の取組を通じ、各地域における外交政策の推進に大きく貢献するとともに、地域横断的事項である 自由で開かれたインド太平洋の実現へ向けた取組を具体化させるなど、我が国の重要政策

やこれまでの国際公約達成に大きく寄与した。さらに、これらの取組を推進するに当たっては、各国のニーズに合わせた新たな取組の導入など、自主的な取組による創意工夫を発揮した。

【民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献】

開発協力大綱や SDGs でも重視されている開発への民間資金の活用や、政府全体の政策として「インフラシステム海外展開戦略 2025」等で推進する本邦企業による質の高いインフラ投資を一層推進すべく、SDGs ビジネスをはじめとする海外展開支援事業等の様々な取組を積極的に推進し、高い成果を上げた。海外投融資の実施体制を強化し、規模として最大の承認額を達成したほか、2014 年度以前は 30%～40%台で推移していた円借款における日本企業受注率が 2016 年度以降は 60%以上に向上した。

中小企業を含む民間企業との連携強化に向け、国際機関や国内関係機関との連携の促進や各種の有識者会合の実施、機構内の組織体制強化に積極的に取り組み、また、新型コロナの影響を踏まえた、途上国に貢献する日本企業の有用な技術・製品について ODA 事業への活用可能性を調査する新たな取組を導入し、海外渡航を前提とせず実施可能な「遠隔実施型」での提案を可能とする制度設計を行うなど、自主的な取組が多数見られた。

【多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大】

各主体との連携強化や各主体の開発協力への参加を促進するため連携協定等の締結や制度の改善等を含めて多様な取組を展開するとともに、そうした取組を通じて地方自治体や NGO/CSO といった各主体の有する知見等を途上国の課題解決に活用し成果を得た。また、2020 年度には協力隊全隊員の帰国やその後の遠隔での活動継続、地方での社会還元活動などに取り組み、強い逆風の中で可能な限りの成果を挙げた。さらに、JICA 開発大学院連携及び JICA チェアを開始し、途上国の開発人材・知日派人材の育成や大学の国際化に貢献した。

【安全対策】

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・発信、各種安全管理・危機管理態勢を強化した。新型コロナの流行に際しては、約 6,000 人規模の事業関係者の避難一時帰国オペレーションの実施や、国別の対応要領の検討・作成、関係者への周知、渡航再開オペレーションの実施など、難易度が非常に高い業務を着実に実施した。

(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評価で指摘した課題、改善事項	各項目別評価に記載のとおり。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項

その他特記事項	第 4 期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。 ・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。
---------	--

有識者からの意見聴取は以下のとおり。

- ・中期目標期間においては、2017年度の運営費交付金の予算執行管理問題（予算執行管理が不十分であったため、資金ショート危険性があった事由）や、2020年度以降の新型コロナウイルス感染症への対応など、困難な状況もあったが、全体としては、昨年度の見込評価及び今年度の自己評価どおり、A評価（自己評価A）が妥当と考える。また、各項目の評価も妥当と判断する。

- ・コロナ禍でのICTやDX事業を推進されることは賛同するが、新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、保険、経済、財政面でかつてないほどの世界的な影響を及ぼしている。悪影響が無数にある中で、パンデミックによって世界中の経済活動が急速減速しており、途上国は特に脆弱な状態に置かれている（LDC/LLDCに対する援助と貧困層にいかんDX/ICTを効果的に使いReach Outできるか）。貧困層の“Disadvantaged People”と呼ばれている一女性、子供、障害者も含めて、弱者に対する支援・協力をもう少し丁寧に説明していただきたい。“弱者に優しいJICA”のイメージは、底辺で苦しんでいる人々の信頼を得る重要なポイント。これが正にSDGsの優先順位No.1に貢献しているevidenceになる。

コロナ前・コロナ禍で機構の活動（JICAの行動変様）がどのように変わり、現在どのような状況にあるのか。将来の計画も含めて、もう少し詳しく説明していただきたい。

- ・中期目標の全体的な評価は、令和3年度評価と大きな相違はなく、一定の評価はできる。ただ中期目標を作成することの有用性は理解できるが、中期目標を踏まえ、単年度計画がどのように作成されたのか、見えてこないし、そのような視点での報告書になっているとは思にくい。改善を望む。

5. 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 評価 調書No.
	2017 年 度	2018 年 度	2019 年 度	2020 年 度	2021 年 度	見 込	期 間 実 績	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
日本の開発協力の重点課題		A	A	A	A	A	A	(No. 1-5)
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	B○	A○	S○	B○	A○	A○	A○	No.1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	A○	A○	S○	S○	S○	S○	S○	No.2
普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	S○	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	No.3
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A○	S○	A○	A○	A○	A○	A○	No.4
地域の重点取組	A○	A○	S○	S○	S○	S○	S○	No.5
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	A○	A○	S○	A○	A○	A○	A○	No.6
多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	A○	S○	A○	A○	A○	A○	A○	No.7
事業実施基盤の強化	A	A	A	A	A	A	A	No.8
II. 業務運営の効率化に関する事項								
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	C	B	B	A	A	B	B	No.9
業務運営の効率化，適正化	B	B	B	B	B	B	B	No.10
III. 財務内容の改善に関する事項								
財務内容の改善	D	B	B	B	B	B	B	No.11
IV. 安全対策に関する事項								
安全対策	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	No.12
V. その他業務運営に関する重要事項								
効果的・効率的な開発協力の推進	B	A	A	A	A	A	A	No.13
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A○	B○	A○	A○	A○	A○	A○	No.14
開発協力の適正性の確保	B	A	B	B	A	B	B	No.15
内部統制の強化	C	B	B	B	B	B	B	No.16
人事に関する計画	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	No.17

注1：評価は「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に基づく S～D の5段階評価。

注2：重要度「高」の項目は各評語の横に「○」、難易度「高」の項目は各標語に下線を付す。

注3：下線部の項目（日本の開発協力の重点課題、民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大、事業実施基盤の強化）は、中期目標における一定の事業等のまとまりとして扱い、評価を行う。

以上

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.ー (一定の事業等のまとまり)	日本の開発協力の重点課題
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、成長戦略、TICAD VIナイロビ宣言、横浜宣言2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資のためのG7伊勢志摩原則、質の高いインフラ投資に関するG20原則、未来投資戦略2018、成長戦略2019、国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略、平和と成長のための学びの戦略、新水道ビジョン、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、マリーン（MARINE）・イニシアティブ
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	ー
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和3年度行政事業レビューシート番号： 無償資金協力（平成29年度：127、平成30年度：139、令和元年度：143、令和2年度：144、令和3年度：未定）、独立行政法人国際協力機構運営交付金（平成29年度：128、平成30年度：140、令和元年度：144、令和2年度：145、令和3年度：未定）

2. 主要な経年データ					
①主要なアウトプット情報	項目 No.1 ～項目 No.5 の項目別の記載を参照				
②主要なインプット情報 *	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）	107,613	104,587	106,322	111,679	-
決算額（百万円）	193,476	201,957	188,343	133,436 ¹	-
経常費用（百万円）	100,229	106,569	99,955	78,140 ²	-
経常利益（百万円）	△ 11,222	△ 10,984	△ 4,927	△ 1,704 ³	-
行政コスト（百万円） ⁴	100,027	106,378	99,955	78,140 ⁵	-
従事人員数	1,370	1,378	1,377	1,371	-

* 中期目標脚注2の記載に基づき、目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから、「一定の事業等のまとまり」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

¹ 暫定値

² 暫定値

³ 暫定値

⁴ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

⁵ 暫定値

3－1．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標参照箇所：

3. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5) 「地域の重点項目」。

中期計画参照箇所：

1. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 1. (5) 「地域の重点取組」。

主な評価指標

3. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5) 「地域の重点項目」に対応する指標。

3－4．年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：

一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位5項目（No.1～No.5）では、S評価3項目、A評価2項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ3項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果得られていると認められるため。

< 課題と対応 >

No.1からNo.5の各項目を参照。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

< 評価に至った理由 >

一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位5項目（No.1～No.5）では、S評価3項目、A評価2項目と、多くの項目において所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 >

各項目参照。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 (「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、成長戦略、グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 戦略、TICAD VIナイロビ宣言、TICAD7横浜宣言2019、持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資のためのG7伊勢志摩原則、質の高いインフラ投資に関するG20原則、未来投資戦略2018、成長戦略
当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度 *	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため (No.1からNo.5共通)。
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和3年度行政事業レビューシート番号： 無償資金協力 (平成 29 年度： 127、平成 30 年度： 139、令和元年度： 143、令和 2 年度： 144、令和 3 年度： 未定)、独立行政法人国際協力機構運営交付金 (平成 29 年度： 128、平成 30 年度： 140、令和元年度： 144、令和 2 年度： 145、令和 3 年度： 未定)

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標 ⁶	目標値 / 年 ⁷	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
【指標 1-6】 ABE イニシアティブ 公約達成のための育成人材数長期研修等)	900 人 ⁸ (2013-2017)	-	279 人	119 人	-	-	-
【指標 1-6】 Innovative Asia 公約達成のための育成人材数 (長期研修等) (人) ⁹	1,000 人 ¹⁰ (2013-2017)	188人	208 人	166 人	184 人	71 人	285人
②主要なインプット情報*			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度

⁶ 日本政府公約である ABE イニシアティブ及び Innovative Asia に示されている達成目標を基に設定する。

⁷ 2020 年度計画における目標値

⁸ ABE イニシアティブの目標値：2013 年から 2017 年に 900 人

⁹ 2017 年度及び 2018 年度は機構の留学生受入れ制度を通じたイノベーター・アジア事業に該当する長期・短期留学生の受入れ実績を集計していたが、2019 年度以降における長期留学生の実績については、文部科学省が実施する国費留学生制度を通じたイノベーター・アジア事業に該当する留学生の受入れ実績を集計する。

¹⁰ Innovative Asia の目標値：2017 年から 2021 年に 1,000 人

支出額（百万円）**	20,281	22,558	17,710	11,983	26,944 ¹¹
------------	--------	--------	--------	--------	----------------------

* 項目 No.1 ～ No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

** 項目 No.1 ～ No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1 ～ 4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標：

3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

持続的な経済成長の基礎の形成を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性にも留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。また、国境を越えた地域の発展と安定に貢献する国際経済回廊の整備やその沿線開発の支援を行う。

なお、各取組の相乗効果により、開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保に貢献するように留意する。

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域の実現のための支援を行う。その際、持続可能な都市・地域を実現するためのマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発を重視する。

イ 運輸交通・ICT

運輸交通網や流通施設、ICTの計画策定や整備に係る支援を行う。その際、地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ・ICTの整備を重視する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

エネルギー供給施設や電力系統等の計画策定や整備に係る支援を行う。その際、質の高いエネルギー供給とアクセスの向上のための低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステムの構築を重視する。

エ 民間セクター開発

ビジネス環境改善や貿易・投資促進、産業振興等のための支援を行う。その際、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善、産業基盤の強化のための職業訓練・高等教育を含む産業人材育成を重視する。

オ 農林水産業振興

商業的農業の振興等のための人材育成や態勢整備に係る支援を行う。その際、生産者の所得向上に向けた市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化を重視する。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

公正で効果的・効率的な経済活動の基盤となる公共財政管理や金融・資本市場の制度整備等の支援を行う。その際、適正・公正・透明な財政運営及び金融部門の安定的な発展に向けた財政当局や金融当局の機能・能力向上を重視する。

中期計画

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

¹¹ 暫定値

持続可能な都市・地域開発に貢献するため、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援する。協力を当たっては、対象都市や地域の問題を科学的、包括的に分析・検討し、公共交通の利便性、都市防災の強化等の都市環境の向上及び地域の連結性を高める回廊の開発を促進する。

イ 運輸交通・ICT

成長を続けるアジアをはじめとした開発途上地域のインフラ需要に呼応するため、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備を支援する。協力を当たっては、運営管理や維持管理等の支援との連携、環境社会配慮やジェンダー配慮を促進するとともに、自然災害への対応として道路防災にも取り組む等、インフラや物流の安全性の確保にも配慮する。その際、我が国企業を含む民間企業の活動の促進にも資することに留意する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップ解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献するため、電源開発と電力系統の整備等を支援する。協力を当たっては、地熱等の低炭素電源の開発、効率的なエネルギーシステムの導入促進等、低廉、低炭素、低リスクを組み合わせた持続可能性に配慮する。また、鉱物資源の開発・利用の持続可能性向上や質の高いエネルギー供給に資する人材の育成に取り組む。

エ 民間セクター開発

民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成のため、知的所有権等の産業基盤の整備や、企業活動に必要な産業人材の育成を支援する。特に、産業政策の改善、産業振興機関や貿易・投資促進機関の能力向上、ビジネス環境の改善及び職業訓練・高等教育を含む産業人材育成等に取り組む。

オ 農林水産業振興

高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。特に、優良品種等の普及、営農・技術普及の改善、残留農薬対策・各種認証取得推進、流通システムの改善、市場志向型農業の推進、6次産業化や一村一品等による地域活性化に向けた人材育成や体制整備に取り組む。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

健全な政府財政や金融市場等の基盤を構築するため、適正な歳入確保と予算執行管理に資する政府予算管理、内部監査、税務や税関等の財政運営の強化、中央銀行の機能の強化、金融仲介機能や資本市場の整備等を支援する。その際、戦後の経済成長やバブル崩壊後の不良債権処理、規律に基づいた行政運営等の我が国の経験を活用する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.参照）

- ・ 都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況（SDGs Goal 11関連）
- ・ 地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及びICT環境整備に係る支援の実施状況（SDGs Goal 9（9.1、9.c）及びSDGs Goal 3（3.6）関連）
- ・ 質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況（SDGs Goal 7関連）
- ・ 現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進

機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（8.1、8.2、8.3、8.5、8.6、8.8、8.9）、SDGs Goal 9（9.2、9.5）関連）

- 産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.3、4.4）関連）
- 生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.3、2.a）関連）
- 適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（10、a）、SDGs Goal 10（4、5）、SDGs Goal 17（1）関連）

3-2. 業務実績

No.1-1 都市・地域開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
持続可能性分析を含むマスタープラン策定都市数	3件 ¹²	3件	5件	5件	3件	1件
公共交通志向型開発戦略提案数	5件 ¹³	5件	3件	5件	3件	2件
ステークホルダー会議開催数	14回 ¹⁴	95回	16回	36回	40回	41回

(1) 持続可能な都市・地域開発への貢献

① 土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等

- インド、ケニア、マダガスカル等12か国20都市において、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援し、都市・地域行政の能力強化に貢献した（各年度）。
- スリランカ・キャンディ都市圏では、遺産地区の保全及び価値向上を目的に、開発ビジョン及び詳細地区計画を策定した。その際、現地関係者から丁寧にニーズを汲み取ることで、対象都市の人々のライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりを推進した（2018年度）。
- タイが抱える高齢化等の社会問題を踏まえ、地方都市の特徴や将来を見据えた都市開発コンセプトを確立し、機構事業で提案した新たな地方都市開発の方向性が、タイ政府の「第12次国家経済社会開発計画」及び「20か年国家戦略」に反映された（2019年度）。
- 都市・地域の課題を俯瞰的に理解・分析し政策立案ができる人材育成を目的に留学生プログラム「持続可能な都市開発」を開始した（2020年度）。

② 都市環境の向上

- TODの提案を、これまでフィリピン、コンゴ民主共和国、ボリビア等延べ12か国で策定した（各年度）。
- タイ・バンスー地区のスマートシティ構想策定支援として、スマートシティ開発に向けた組織や事業モデル、ロードマップ等を提案した（2019年度）。
- インドネシアでは、中部スラウェシ復興に向けて、ハザードマップ及び空間計画の作成、イン

12 2015年度実績

13 2015年度実績

14 前中期目標期間（2012-2015）実績は、56回

フラ復興計画の作成、生計回復事業の実施を支援した（2019年度）。また、モザンビークでは2019年3月に発生したサイクロン・イダイによる被災からの復興支援に当たり、「より良い復興（Build Back Better : BBB）」の実現を図るため、ハザードマップの作製を支援するとともに、甚大な被害を受けた学校の復旧事業を実施した（2019年度）。2021年にはハザードマップの引き渡しを完了し、協力の成果をモザンビーク全土に普及するためのハザードマップ作成トレーニングを、オンラインを交えたハイブリッド方式で開催した（2021年度）。

- バングラデシュのダッカでTODに関する能力を強化する技術協力を開始したほか、インドネシアのジャカルタ首都圏、インド高速鉄道駅周辺、ペルーのリマ首都圏、ボリビアのサンタクルスで技術協力を継続した。これらの案件を通じて、日本の資金協力等を通じた軌道交通（MRT、LRT）やバス交通（BRT）等とも連携し、公共交通機関利用の喚起と駅周辺の利便性向上、公共交通を軸とした持続可能な都市開発や地域拠点開発を推進した（2020年度、2021年度）。

③ 地域の連結性を高める回廊の開発

- 東西経済回廊整備支援として、ベトナム、ラオス、タイ、ミャンマーをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した。また、南部経済回廊整備支援として、ベトナム、カンボジア、タイをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した（各年度）。
- 西アフリカ「成長の環」回廊の取組において、都市と地域の均衡ある発展の推進を考慮したマスタープラン策定等に取り組んだ結果、回廊開発計画と実施枠組みが対象4か国の大臣7名と西アフリカ諸国経済共同体理事1名が出席した合同調整会議で公式に承認された（2017年度）。
- 物流システム・ロジスティクスの開発マスタープランの策定及び組織・人材育成に係る案件形成・実施を通じて、都市と地域の均衡ある発展に向けた回廊アプローチ等を推進した（2018年度）。
- モンゴルでは全国総合開発計画を策定するとともに、分野横断的な取組が行えるよう関係機関が調整・連携する体制構築を支援した。また、キューバ全国運輸マスタープランの策定を通じて国全体の発展を支える物流網の在り方を提案した。ブータン、エチオピアでは地方中核都市の開発計画づくりの協力に着手した（2021年度）。

④ その他本中期計画期間内での成果

- マダガスカルでは、インフォーマルセトルメントの現状把握を含む現地調査を実施し、調査結果を総合開発計画へ反映する等、社会的弱者を含む利害関係者との合意形成に考慮した都市・地域開発に取り組んだ（2017年度）。
- ネパールでは、開発計画の一部となる復興計画を住民参加型で策定した際に、男性の出稼ぎ労働者が多い地方部での女性の参加を重視し、女性組合の設立や女性を対象とする農業、畜産活動の支援等を実施した結果、女性組合による共助の仕組みが強化され、災害に強いコミュニティの礎が構築された（2017年度）。
- バングラデシュでは、機構の20年以上にわたる協力を経て、同国政府念願の近代測量に基づく全国デジタル地形図が初めて完成した（2018年度）。
- エジプト「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が、人材育成と遺物の保存修復の支援を行ってきた功績が評価され、読売国際協力賞を受賞した（2020年度）。同プロジェクトは2022年3月に完了し、2022年度の博物館の開館に向けてマネジメント

支援を行う「大エジプト博物館マネジメント支援」専門家を派遣した（2021年度）。

- 我が国のインフラシステム海外展開促進に資する官民連携による情報交換、知見共有等の強化、都市計画・都市開発事業に携わる開発途上国及び我が国の関係者の能力強化等を目的に、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）と連携覚書を締結した（2021年度）。
- 都市開発分野におけるJICA開発大学院連携を進めて、2021年度末までに10名のJICA留学生の受入れを開始、合同プログラムの運営を進めたほか、開大連携コンテンツの整備を行った（2020、2021年度）。交流プログラムの実施に関し、一般社団法人再開発コーディネーター協会との連携を開始した（2021年度）。
- 「地方も元気にする国際協力」を念頭に、インドネシア・スラウェシ復興支援に対して、岩手県釜石市、宮城県東松島市と連携し、被災地の経験共有を進めた。また釜石市との連携については、東北センターによる連携覚書の締結を踏まえて、国内事業部や青年海外協力隊事務局とともに、地方創生にかかる取組にかかる開発途上国での事業への適用に向けて、事業協力を開始した（2019～2021年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 持続可能な都市開発（スマートシティ開発を含む）や回廊・地域開発を通じて、SDGsゴール11「包摂的で安全かつ強じんな持続可能な都市及び人間居住を実現する」及びSDGsゴール9「強じん（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化）の促進及びイノベーションの推進を図る」に貢献した。
- モンゴルでは、SDGs達成のための「持続可能な開発ビジョン2030」に基づき、国家開発計画の策定支援を行い、モンゴルによるSDGs達成に向けた取組を促進した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- アジア、アフリカ地域の都市部における新型コロナによる影響評価、並びに8か国を対象としたプログラム形成調査を実施した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 新型コロナ感染症の存在や将来に向けた都市公衆衛生の観点も含め、持続可能な都市づくりに向け、計画策定支援、実施体制・組織強化にかかる能力開発を進めると共に、TODやスマートシティのアプローチを取り入れ、計画の実施促進面において他ドナーや民間企業等様々なアクターとの連携を更に強化していく。

No.1-2 運輸交通・ICT

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
旅客数及び貨物量	-15	旅客数： 945千人/日	旅客数： 2,586千人/日	旅客数： 1,229千人/日	旅客数： 1,549千人/日	旅客数： 1,067千人/日
		貨物量：	貨物量：	貨物量：	貨物量：	貨物量：

		344千トン/日、 3,501 TEU/日、 2,192台日	336千トン/日	303千トン/日	167千トン/日 2,621 TEU/日	389千トン/日
運輸交通に係る 研修実績数	860人 ¹⁶	854人	836人	672人	607人	561人
運営・維持管理 の協力数又は支 援との連携数	4.25件 ¹⁷	23件	11件	8件	8件	件

(1) 持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備の支援

- インドネシア、フィリピン、バングラデシュ等約50か国において約260件、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備に資する事業を実施した（各年度）。

① 運営管理・維持管理等の支援との連携

- 道路アセットマネジメントに係る最先端の研究・開発を実施している内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」（以下、SIPインフラ）」との間で協力覚書を締結し、SIPインフラの研究関係者、東京大学を含む全国の14大学、インフラ事業者及び自治体等から成る協力体制を整え、海外展開・人材育成推進のプラットフォームを構築した。同連携は、2019年度からSIPインフラから公益社団法人土木学会に引き継がれて継続している（各年度）。
- SIPインフラ事業との連携の一環で、岐阜大学とザンビア大学間の技術交流に関するMOU締結支援を行った（2018年度）ほか、同事業で開発された日本の道路インフラ点検・モニタリング技術、補修技術をバングラデシュ、ケニア、フィリピンにおける機構の技術協力プロジェクトを通じて試行導入した（2018年度から）。
- フィリピン、ベトナム、ミャンマー等における人材育成等を通じて都市鉄道等による基幹交通網の運営・維持管理能力の向上等に貢献した（各年度）。

② 環境社会配慮やジェンダー配慮の促進

- ミャンマーでは、円借款によって支援される車両の車内設備が快適になることによる女性の利用しやすさを促進するとともに、同効果を含めYouTubeを通じ広報した（2020年度）。
- バングラデシュでは、公共交通機関におけるICカード導入・普及を通じ、男性乗務員との接触機会減少により女性の利用促進、ひいては社会進出支援を促進する支援に取り組んだ（2019年度）。
- ウガンダでは、道路整備事業において支線道路の改修工事の際に女性も参画する計画を含めることで女性の社会進出促進に取り組んだ（2020年度）。
- インフラ整備ではいずれの事業でも環境社会配慮を徹底した上で実施した（各年度）。

¹⁶ 前中期目標期間（2013-2015）実績平均

¹⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

③ インフラ及び物流の安全性の確保

- コンゴ民主共和国の首都キンシャサの道路整備事業において、日本企業による施工品質の高さ、工事中の安全対策や迂回路計画、粉塵対策等周辺住民に配慮した施工計画が相手国政府から高く評価され、「日本コンゴ大通り」に改称された（2017年度）。
- リベリアでは、首都モンロビアの主要幹線道路を二次に渡る協力で4車線に拡幅、「ジャパン・フリーウェイ」と命名。コロナ禍のなか、計画通りの完工で円滑かつ安全な道路交通を確保し、同国大統領も高く評価（2021年度）。
- ホンジュラス、ニカラグア、サモア等において自然災害リスクの最小化や、安全性・安心性・持続可能性の確保等に配慮した運輸交通インフラ整備を通じて、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブに取り組んだ（2017年度）。キルギスで道路雪崩対策の無償事業を開始（2017年度）。同じくキルギスでJICA初となる地吹雪対策案件のG/A締結（2021年度）。
- 物流・交流拠点となる港湾や空港の整備とともに、運営・維持管理体制の強化を、ラオス、モンゴル、東ティモール、タンザニア、カンボジア、バングラデシュ等で実施した（各年度）。
- 東南アジアの南部経済回廊の要所に位置するチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）の改修が完了し、開通式典にてフン・セン首相の高い評価を得た（2019年度）。
- 2020年8月にモーリシャス沖で発生したWAKASHIO号の座礁事故による重油流出事故を受け、航行安全・海難防止に資する協力を形成すべく迅速に情報収集・確認調査を行うとともに、安全な海上交通の確保に資する技術協力プロジェクト等の協力案の検討を行った（2020年度）。
- 2021年8月、円借款事業を通じて支援してきたタイ・バンコクの都市鉄道レッドラインが開通した。同レッドラインには日本製の鉄道車両が導入されている。開業により、バンコク首都圏における自動車交通から公共交通へのモーダルシフトを加速化し、増加する輸送需要への対応、交通渋滞への緩和及び大気汚染の改善が期待される（2021年）。
- タイ、カンボジア、バングラデシュの3か国で交通安全に関する事業を開始した。ケニアにおいては新規案件を形成した（2021年度）。

④ 日本企業を含む民間企業の活動の促進

- インド初の高速鉄道開業に向けて、幹部及び技術者・実務者向けの研修や、詳細設計・制度整備等を支援した（各年度）。
- ラオス・ビエンチャン国際空港にて、増大する航空旅客需要に対応した国際線旅客ターミナルビル拡張等を支援した。本事業は、本邦企業が海外で取り組む初の空港ターミナル運営民営化事業であり、機構はラオス公共事業運輸省と本邦企業関係者に対して必要な支援を行った（2018年度）。
- ミャンマーでは、円借款を通じて支援したティラワ地区港にて、機構の側面支援を経て、㈱上組、STJ Thilawa Terminal Co., Ltd.（住友商事㈱、豊田通商㈱、㈱JOINの合弁企業）、ミャンマー物流企業のコンソーシアムが運営を開始した（2019年度）。
- モンゴルでは、円借款及び技術協力で支援してきた新ウランバートル国際空港が2021年7月に開港した。新空港は日本企業連合とのコンセッション契約により、モンゴル空港事業として始めて民間企業に委託し運営される。また、パラオでは、海外投融資によって支援した国際空港の運営事業に双日㈱、JATCO㈱が参画した（2019年度）。
- インドネシア・ジャカルタでは同国初の都市高速鉄道（MRT）が2019年3月に開業した。計画

策定から制度支援、人材育成、車両、土木、信号通信までオールジャパンによる切れ目のない協力を展開した。現在も延伸区間等で協力実施中（各年度）。

- 機構が設立した道路アセットマネジメントプラットフォームを通じて、国内の道路アセットマネジメントに関する技術の海外展開に向けて国内研究者と意見交換を重ね、開発途上国での活用が期待できるJIPテクノサイエンス㈱が開発した「i-DRIMS」（道路の平坦性を簡易に測定可能な路面性状把握システム）をケニアの機構事業にて試行的に導入した。その結果、ケニア全土の道路にて年1回の路面性状計測が定着した。また、同社代理店契約が締結され、ケニア関係機関が同システムの購入に至った（2019年度）。
- インドネシア円借款「パティンバン港開発事業（第一期）」で建設された自動車専用ふ頭の日本企業による運営が2021年12月に開始された。同じく建設されたコンテナターミナルについても日本企業とインドネシア企業による運営が予定されており、また同地域に製造拠点を有する日本企業のビジネス環境の改善にも寄与することが期待される（2021年度）。

⑤ ICT化及びDXの推進

- カンボジア、インド、ウガンダにおいて、都市交通問題の解消に向けた日本の高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport System）の導入に取り組み、日本方式の信号制御システム（MODERATO）の活用を推進した（2017年度、2018年度）。
- モルディブでは、地上波デジタル放送日本方式（ISDB-T）採用国への協力として、周波数計画策定、地デジ移行ロードマップ策定、技術規格策定等を支援した。また、ボツワナでは、アナログ放送停波（ASO：Analogue Switch Off）に向けて支援し、日本以外で初めてのASOリハーサルを成功させた。ペルー及びアンゴラでは、地上デジタル放送や緊急警報放送システム（EWBS：Emergency Warning Broadcast System）の導入を支援した（2019～2021年度）。
- 宮崎市、宮崎大学、宮崎市内の民間IT企業等との連携の下で、日本市場を念頭に置いたICT人材育成プログラムのモデルづくりや情報処理技術者試験の普及等、バングラデシュ・コンピュータ評議会による人材育成関連事業の実施能力向上を行った。その結果、2020年度末までに累計265人の技術者が育成され、うち186人が日本（50人が宮崎県）から内定を獲得した。これを通じ、労働人口の減少が進む日本の地方企業と、豊富な若年層の就労先が不足しているバングラデシュ双方の課題解決に貢献した（2018～2020年度）。
- ブータン、インドネシアでは、デジタルものづくり工房（ファブラボ）による技術教育・普及促進プロジェクトにおいて、新型コロナウイルス感染拡大の影響で現地での事業立ち上げが困難ななか、他のファブラボと連携しながら人材育成に取り組んだ（2020年～2021年度）。
- ICT立国を目指すルワンダでは、ICT分野の起業及びイノベーション促進のための政策枠組みづくりを支援した。その一環で「250スタートアップ」という起業家支援プログラムの実施や全国3か所のイノベーションハブの設置等に取り組み、ルワンダ地場の59社のスタートアップ企業が本プロジェクトのプログラムを卒業、17社が日本企業と協働し、10社が現地企業と組んで実証事業を行う等エコシステムの形成ができた（2017年～2021年度）。
- 新型コロナ感染拡大下において、11か国（インドネシア、バングラデシュ、トンガ、パラオ、ケニア、モザンビーク、セネガル、エルサルバドル、ボリビア、グアテマラ、メキシコ）の医療機関に対する遠隔支援に関する機材の導入、運営技術の指導を行い、各国の保健医療の強靱化に貢献した（2021年度）。

- 国立研究開発法人産業技術総合研究所（AIST）と、AIやビッグデータの活用を通じた地球規模の課題解決に貢献するための協定を締結した（2021年度）。
- JICA-VAN（JICA-Virtual Academy Network）を導入してオンライン研修の実施基盤を強化し、コロナ禍の影響で来日できない研修員等を対象に118件の課題別研修で活用した。また、JICA-VANを活用して帰国研修員1,485名のオンラインネットワーキングを促進した（2021年度）。

⑥ その他本中期計画期間内での成果

- インド高速鉄道支援において研修や専門家派遣等の多角的な支援を通じて詳細設計、技術基準策定、実施機関の組織整備及び人材育成等に取り組んだ（各年度）。
インドネシアでは、円借款で整備したジャカルタMRT南北線が本格運行を開始し、ラッシュ時の移動時間の短縮（片道1～1.5時間から約30分）に等、利便性の大幅な改善に貢献した。また、本事業は、マスタープラン策定から建設・人材育成まで、オールジャパンによる取組で完成させた初の海外都市鉄道事業として、令和元年度土木学会賞（技術賞）を受賞した（2019年度）。
- タジキスタンにおける道路維持管理に係る技術協力の取組を通じて、同国が抱える道路分野の課題解決に向けた取組を推進した。その高い貢献度を踏まえ、専門家チームが「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」等を受賞した（2019年度）。
- インドでは、「デリー高速輸送システム建設事業」におけるバリアフリーの取組を評価され、同事業が「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞した。また、「チェンナイ地下鉄建設事業」の市民に対する貢献度の高さから、同事業の実施機関が「National Project Excellence Award」を受賞した（2019年度）。
- ガーナの首都アクラでの国際回廊道路における交差点改良事業において、人材教育、品質管理、安全管理に尽力し、2020年6月の完工まで、日本国内で一定期間労働災害を発生させなかった事業場に対して授与される無災害記録証の授与時間を超える無事故・無災害244万時間を達成した（2020年度）。
- 道路アセットマネジメントプラットフォームの活動（開発途上国のインフラの維持管理・向上のための技術協力プロジェクト、留学生受入、本邦技術の海外展開などに係る産官学連携の取組）が、インフラメンテナンスにより地域のインフラの機能維持・向上に顕著な貢献をなし、地域社会の社会・経済・生活の改善に寄与したと認められ、土木学会インフラメンテナンスプロジェクト賞を受賞した（2021年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- ターゲット9.1「すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強じんなインフラを開発する」に資する案件をアジア、アフリカ地域を中心に実施した。
- ターゲット3.6「2020年までに世界の道路交通事故による死傷者を半減させる」に直接資する案件をタイ、マレーシア、カンボジア、バングラデシュで形成したほか、各種道路、橋梁整備案件の計画・設計に際し、交通安全向上を念頭に置いた設計とした。
- ターゲット9.c「後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるように図る」に資する案件をミャンマー、ブータンで実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍により各種研修をオンラインで開催した。また、道路アセットマネジメント等の長期研修員の選考面接や研究支援をオンラインで実施した。
- 医療機関に対する遠隔支援やデジタル技術の活用による感染症対策を支援するための調査を実施し、既往案件での活用や感染拡大が深刻な国での案件形成に取り組んだ。また、モンゴルでは濃厚接触者追跡アプリ開発の側面支援を行った。
- 公共交通における新型コロナ対策の情報を整理し、開発途上国関係機関等に提供した（2020、2021年度）。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

低炭素社会の実現及び人々の利便性向上に貢献する質の高いインフラ整備とその利用促進を重視して、人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく連結性を高めるための支援を行う。

No.1-3 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
初期電化・供給増・安定化等の裨益想定人口	385.5万人 ¹⁸	113万人	861万人	933万人	234万人	12.4万人
質の高いエネルギー分野の研修実績数のうち、資源の絆研修実績数	582人 ¹⁹ うち9人	559人 うち17人	410人 うち14人	387人 うち25人	175人 うち17人	808人 うち21人
電力開発に係る新規計画策定数	19件 ²⁰	10件	8件	4件	3件	5件

(1) エネルギーアクセスの改善への貢献

① 電源開発及び電力系統の整備

- ミャンマー、インド、モザンビーク等計30か国において計50件、電源開発及び電力系統の整備に資する事業を実施し、各国における電力アクセスの向上や効率的なエネルギー利用の促進に貢献した（各年度）。
- スリランカでは、環境面及びエネルギー安全保障面を考慮した2040年までの長期電源開発計画及び送電線開発計画を策定した（2017年度）。
- モザンビーク、パラオ等で、電力開発マスタープランを策定した。特にモザンビークでは、同国政府の高い評価を得て、マスタープランの全章が閣議で承認され、同国エネルギー開発の長期ロードマップとなった（2018年度）。
- ウズベキスタン、バングラデシュ、エジプト等で、電力システムの高効率化に資する支援を行った。また、ケニア、マラウイ、セネガル、コートジボワール、ベナン等で電化率向上・電力供給安定化に資する案件形成のための調査を、本邦企業のもつ強みも考慮しつつ実施した

18 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

19 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

20 前中期目標期間（2012-2015）実績は、76件

(2018年度)。

- 機構が2005年に作成した実効性の高い地方電化計画に基づき、円借款を通じて農村部1万6,241世帯の電化に取り組んだブータンにおいて、農村電化率が事業実施前の56.3%から97%へと大幅に改善したことが同事業の事後評価を通じて確認された（2018年度）。
- アゼルバイジャンでは、円借款で同国の電力の10%を供給するシマル複合火力発電所の2号機が完工した。設計から完工まで約12年にわたり尽力した専門家が同国大統領より「進歩勲章」を受章した（2019年度）。
- ブータン、ラオスで、電力開発マスタープランを、イランでクリーンエネルギー全体計画を策定した（2020年度）。
- また、ラオス、パプアニューギニア、パキスタン、バングラデシュ、ケニア、ウズベキスタン、ミャンマー、カンボジア、ヨルダン、ケニア、ウガンダ、マラウイ、シエラレオネ、モザンビークでは、発電所の運営・維持管理や、送配電網の計画・保守能力強化を実施した（各年度）。
- 日本政府が2021年に新たに表明したアジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）に関し、具体的な支援策を検討するための調査を実施した（2021年度）。

② 地熱等の低炭素電源の開発、効率的なエネルギーシステムの導入促進

- ハイブリッドアイランド構想の具現化に向けて、ハイブリッド発電システム導入に係る広域事業、ソロモン首都圏での2030年の再生可能エネルギー100%達成に向けたロードマップの策定を支援した。また、同再生可能エネルギーロードマップの策定等を通じ、再生可能エネルギーの導入を促進した。パラオでは、発電に占める再生可能エネルギー割合45%を目指したロードマップ策定支援等を実施した（2017～2019年度）。
- ケニアでは、IoTを活用した地熱発電所の運営維持管理のための人材育成について、ケニア電力公社、国連工業開発機関（UNIDO）、機構の3者間で協力覚書に署名した（2017年度）。
- ジブチにおいて地熱資源開発のための試掘実施に向けた支援を開始した（2019年度）。
- コスタリカでは、地熱開発による再生可能エネルギーの事業（ラスパイラスII）が完工し、コスタリカ大統領も参加の上で完成式典が実施された。本事業は、中南米カリブ地域の地熱関係者が集う会合で地熱最優秀賞を受賞したほか、三菱日立パワーシステムズ㈱のタービンが導入された（2019年）。また、これまでの機構の協力を通じて得られた知見をいかし、中南米地域向けの第三国研修を先方実施機関と共同で実施した（2021年）。
- ヨルダンやスリランカでは、変動性再生可能エネルギーの増加を見据えた電力供給安定化のための、電力公社の能力強化支援を開始した（2020年度）。
- ラオス、ウズベキスタンでは電気事業者の経営改善を図り、電力供給や送配電事業の持続性を確保することを目的に、技術協力事業を開始した（2021年度）。

(2) 鉱物資源の開発・利用の持続可能性向上や質の高いエネルギー供給に資する人材の育成

- 開発途上地域の資源分野の人材を育成し、長期的に知日派・親日派を育て、日本の資源関係者との人的ネットワークを強化する目的で、2013年度より「資源の絆プログラム」を継続した。2021年度までに累計25か国148人を受け入れた（各年度）。
- 同プログラムでは、開発途上国の鉱物サンプル採取と当該国の鉱業関係機関とのネットワーク形成を目的とした海外フィールド調査及び本邦企業・行政機関等でのインターンシップ等を行い、

2021年度末まで累計200件以上を実施した（各年度）。

- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と包括的連携に関する基本協定書を締結。同締結を基に、地熱分野の海外支援係の連絡会の実施、地熱開発協力に係る試掘アドバイザーグループへのJOGMECからの参加、資源の絆プログラムへの講師参加を通じ、地熱・金属資源開発分野における連携・協力体制を強化した（2020年度）。

(3) その他本中期計画期間内での成果

- インド・バンガロール市での配電自動化事業を中心とした取組が高く評価され、機構がSKOCH Awardの最上位の賞を受賞した（2019年度）。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- エネルギーへのアクセス向上や、低炭素エネルギーの利用に向けた取組を通じて、SDGs ゴール 7（すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する）及び SDGs ゴール 13（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）に貢献した。
- また、安価かつ持続的なエネルギーの安定供給は、社会経済の安定と持続的成長のために重要な開発課題であり、その観点でも、エネルギーの有無で影響を受ける数多くの SDGs（質の高い保健、教育、水・衛生サービスの提供等）に貢献した。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 「資源の絆プログラム」において、リモートでのモニタリング面接や修了時プレゼンテーション、特別プログラムの実施を通じ、可能な限り通常のオペレーションとなるよう取り組んだ。帰国生を含む留学生との関係維持強化にも取り組み、SNSを活用したネットワークを構築し、定期的な情報発信に努めた。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 気候変動対策が喫緊の課題となっており、エネルギー利用の低・脱炭素化への取組が一層重要となる。経済成長に伴うエネルギー需要の増大が見込まれる開発途上国においては、低・脱炭素化への取組とともに、エネルギーの安定供給を含むアクセスの改善に同時に取り組む。また、再生エネルギー等の脱炭素技術の普及に不可欠となる希少金属などのサプライチェーン強化を念頭に置いた鉱物資源分野の支援、脱炭素に向けて必要となるDXやイノベーション促進のための支援にも一層取り組んでいく。

No.1-4 民間セクター開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
貿易・投資促進や経済特区開発等に係る協力数	38.5件 ²¹	81件	95件	132件	144件	160件

21 前中期目標期間（2012-2015）実績は、154件

職業訓練・高等教育機関の能力向上等に係る協力数	9.5件 ²²	2件	4件	5件	7件	7件
-------------------------	--------------------	----	----	----	----	----

(1) 民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成

- ベトナム、インド、ケニア等計54か国において計160件、民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成に資する事業を実施した（各年度）。

① 知的所有権等の産業基盤の整備

- ミャンマーの知的財産制度に係る助言を継続した結果、著作権法が100年以上ぶりに改正され、国際的な基準を満たした知的財産法制が整備された（2019年度）。また、商標法の施行を見据えた商標登録手続き等の対応を支援した（2020年度）。
- 特許庁と連携し、ベトナム、インドネシアの特許審査官に対するAI分野、医療分野等の審査実務研修をオンラインで実施した（2021年度）。

② 企業活動に必要な産業人材の育成

- 日本式経営と本邦・現地企業のビジネスマッチングの取組として、ベトナム現地企業経営者が日本式経営を学ぶ「ハイフォン経営塾」の1期生が研修で来日し、北九州市と協力してビジネスマッチングを実施した（2017年度）。
- ラオス日本センターにおいて、ビジネスマンを対象とした「LJIビジネスカフェ」や若手企業家育成のための「スタートアッププログラム」、中小企業経営者向けの「経営塾」等を開始し、実践力の高い産業人材育成に取り組んだ（2017年度）。
- カンボジア日本人材開発センターの受講生で、アイデアや技術があっても自国内での資金調達が困難なカンボジア起業家に対して、日本センターを通じたクラウドファンディングによる資金調達支援を行い、新たな資金調達の道をつけた（2020年度）。
- ベトナム日本センターが実施する日本的経営に関する経営塾コースが人気を博し、2009年開始時の年間1コース16名から、同4コース120名に拡大した。また、受講者であるベトナム企業経営層が研修で来日した際に、機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構と共催でCEO商談会を実施したところ、参加者の約半数が一定の合意に至る等活発な商談が行われたほか、モンゴルやミャンマーの日本センターでも同様の商談会を実施した（2018、2019年度）。

(2) 産業政策の改善

- バングラデシュの投資促進、ビジネス環境、経済特区開発及び産業振興を一体的に支援する「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」を開始し、日本・バングラデシュ官民合同経済対話とも連携して政策・制度の改善に向けた協力を開始した（2017年度）。同プロジェクトの成果としてバングラデシュにおいて自動車産業振興政策が策定され、閣議決定された（2021年度）。
- インドネシアでは自動車、電気電子及び食品加工分野の国際競争力強化に向けた取組検討のための調査を継続し、省庁横断型会議体による政策対話の会合にて政策提言を行った。その結果、産業高度化に資する新たな減税制度（研究開発・人材育成に取り組む企業に対する大幅な減税制度）

²² 前中期目標期間（2012-2015）実績は、38件

が導入された（2019年度）。

（3） 産業振興機関や貿易・投資促進機関の能力向上

- エチオピア「産業振興プロジェクト」では、産業政策立案、投資促進・工業団地開発、国際市場をターゲットとする産業の育成による貿易促進を包括的に行い、本邦企業のエチオピア進出支援を視野に入れた事業展開に取り組んだ（2017～2020年度）。
- ミャンマーでの直接投資促進に向けた機構の包括的な取組もあり、トヨタ自動車㈱が完成車工場建設による同国初進出を決定した。同社の新規工場建設によるASEAN域内への進出は1996年のベトナム以来24年ぶりとなった（2019年度）。
- バングラデシュでは、円借款「外国直接投資促進事業」を通じて、同国経済特区庁と日系商社との間で、日系専用工業団地の開発に関する合弁契約が締結された。日系企業専用の経済特区が開発されるのは同国初であり、機構の包括的な取組の結果、投資許認可や各種手続きに係るワンストップサービスセンターが正式に開所された（2019年度）。

（4） ビジネス環境の改善

- TICAD VIでの総理宣言を踏まえ、NEPAD（The New Partnership for Africa's Development：アフリカ開発のための新しいパートナーシップ）事務局と「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の合意文書に署名し、同イニシアティブを立ち上げた。また、ケニアで開催した第2回カイゼン知見共有セミナーにおいて、アフリカ各国に加え、マレーシア、アルゼンチン等の参加を得て、生産性向上機関のネットワークを強化した（2017年度）。
- アジア地域における投資促進・産業振興として、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、バングラデシュ、インド等で本邦・現地企業間のリンケージ強化に向けたサプライチェーン構築を支援した（2018年度～2021年度）。
- TICAD VIの公約（カイゼンを取り入れる工場等で生産性30%向上）に対して、2018年度にエチオピアで支援した企業は平均で39%の生産性向上等を達成したほか、2018年度に事業が完了したガーナでは、支援した254社の生産性が平均37%向上し、公約の達成に貢献した（2018年度）。
- NEPADとの共催によりアフリカ地域を対象にカイゼン優良企業を表彰する「アフリカ・カイゼンアワード」を2019年から毎年開催し、関係各国で広く報道されたほか、国内で独自にカイゼンアワードを企画する国が複数出てくる等、アフリカにおけるカイゼン活動の更なる活性化を促進した（2019～2021年度）。
- コロナ禍でイノベティブなアイデアを有し、迅速に課題に対応し得るスタートアップを含む起業家支援を目的に、アジア及びアフリカでビジネスコンテスト・アクセラレーションプログラムを開催した。アフリカではビジネスプランの実効性を確認するための実証事業を支援（69社）し、アクセラレーションプログラムや資金調達や事業提携につながる機会を提供（15社）した（2020年度、2021年度）。アジアではインド、ベトナム及びインドネシアの保健及び農水産分野において、社会的インパクトの発現が期待できる現地スタートアップ6社の事業化を支援した。モンゴル、カンボジア及びラオスの日本センターにおいて、現地スタートアップ（16社）にアクセラレーションプログラムを提供した。モンゴルスタートアップ2社、カンボジアのスタートアップ6社は、アクセラレーションプログラムを契機に外部組織からの資金調達に成功しビジネスを拡大することができた（2021年度）。

- 東京大学とインド3大学・大学院（インド工科大学カンプール校（IIT-K）、同マドラス校（IIT-M）、インド経営大学院大学カルカッタ校（IIM-C））間の連携事業の企画・実施を支援し、東京大学の次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）におけるピッチイベントにインドチームが参加するなど、交流活動を推進した（2021年度）。

(5) 職業訓練・高等教育を含む産業人材育成等

- 2015年日・ASEAN首脳会議の公約（2015、2017年に4万人育成）を達成した（2017年度）。
- イノベティブ・アジアでは、累計436人の長期研修員を受け入れ、日本企業・研究機関等（AI関連企業、国立研究機関、大手電機メーカー等）を主な受入先としたインターンシップを実施した。その結果、2021年秋までの修士課程修了生の約1/3が日本企業へ就職、あるいは日本の大学の博士課程に進学した。また、累計472人の短期研修員を受け入れ、日本企業との交流機会を含むプログラムを提供した（各年度）。
- ABEイニシアティブでは、2017年度までに累計1,100人を受け入れ、TICAD Vの政府公約（2013～2017年にかけて900人受入）を上回る実績を達成するとともに、2018年度までに累計1,219人を受け入れ、TICAD VIの公約（2016～2018年に600人）を上回る形で達成した。また、インターン受入登録企業も当初の100社から2021年度には664社に増加した。また2019年のTICAD 7で発表がなされた「ABEイニシアティブ3.0」の達成に向けては、新型コロナウイルス感染拡大による渡航制限があったものの、オンラインによる受講を含め、2019～2021年度まで累計260人の研修員を受け入れた。さらに、「ABEイニシアティブ3.0」では、ABEイニシアティブ以外の機構の長期研修員等にも「ビジネス・プログラム」の提供を開始（2019～2021年度まで累計292人）した。事業開始から2021年度まで累計1,771名を育成した。（各年度）。
- アフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、アフリカにおける産業人材育成人数は、TICAD VIの公約（2016～2018年で3万人）を大きく上回る累計6万9,767人に達した（2018年度）。
- アセアン工科系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）では、コロナ禍における遠隔での分野別学術会議の開催、修士及び博士課程の国際共同教育プログラムの実施を通じ、東南アジアと本邦の工学系トップ大学間のネットワークを強化した（各年度）。
- ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）に設置された汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）の教育・研究能力の強化支援を行い、今中期計画期間を通じて、修士課程修了生258人及び博士課程修了生105人を輩出した（各年度）。また、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）では、今中期計画期間を通じて、231人の工学修士・博士、開学以降初めて国際ビジネス・人文学部学士18人、工学部学士46人を輩出したほか、計12か国123人の留学生を受け入れた（各年度）。

(6) その他本中期計画期間内での成果

- スタートアップ支援に資する法制度整備、投資を促進する環境整備、スタートアップの活動を促す施策の実施支援といった提言をもとに、機構でのアフリカ起業家向けの新規ファンドの設置・運用を通じた知見の整備及びスタートアップエコシステムの形成・発展支援に向けた検討を進めた（2019～2021年度）。
- インドにおける裾野産業の育成に係る取組において、プロジェクト関係者が日本デミング賞委員会から「海外推進、普及功労賞」を受賞した。同賞は品質管理（TQM：Total Quality Management）

の普及・推進に関し、優れた業績のあった者に対して3～5年に1度の頻度で原則一人が選ばれるものである（2019年度）。

- 機構主導で世界観光機関（UNWTO：The World Tourism Organization of the United Nations）と連携して開発中の「観光開発SDGs指標ツールキット」が、SDGsに対する観光の貢献の最大化に資する事業という位置づけで、G20北海道倶知安宣言にて、二国間援助機関の事業で唯一明文化された（2019年度）。

(7) SDGs達成に向けた貢献

- 民間セクター開発分野の取組（投資促進・産業振興、起業家・企業育成等を含む上記取組）を通じて、SDGsゴール8、9、17の推進、すなわち、包摂的かつ持続可能な経済成長の促進、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化）の促進及びイノベーションの推進に貢献した。

(8) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 各日本センターにて、オンラインによるビジネスコース、信金中金と連携した商談会への参画（ベトナム）、日本留学フェア等を実施した。ライブ配信と特設ウェブサイトの構築を行ったことにより、参加者・アクセス数が2万1,000を超え、参加大学等は56校に拡大した。キルギスでは本イベントをきっかけとして、キルギス国立大学と本邦2大学との連携協定締結が実現した（2021年度）。また、日本センターでの活用に向けたオンライン研修コンテンツの開発とシステムの試行的導入を進めた（2020年度、2021年度）。
- 新型コロナの影響によりイノベティブ・アジアでのインターンシップの実施が危ぶまれたが、受入先と協力の上、リモートと対面を組み合わせた柔軟な受入を実現した（2020、2021年度）。
- コロナ禍への対応として、マレーシア日本国際工科院（MJIIT：Malaysia-Japan International Institute of Technology）の教員・学生が日本の協力で整備したラボを活用し、医療従事者への飛沫感染を防ぐシールド装置の開発を行う等の貢献をした（2020年度）。
- モルディブ及びドミニカ共和国において、UNWTOとの協働により、ウィズコロナ、ポストコロナにおける観光リカバリー計画の策定を開始、ドミニカ共和国では策定を完了し、カリブ地域諸国に普及・展開された（2021年度）。

(9) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

開発途上国では、民間セクターの成長の重要な牽引役である製造業において、一人当たりが生み出す付加価値は欧米のわずか2%にとどまっている。また、気候変動や新型コロナウイルス感染拡大により、開発途上国の経済を支えてきた観光業（関連産業を含む）に深刻な影響が生じている。一方で、産業を支えてきたエネルギーの転換が脱炭素技術（グリーン技術）により推進するとともに、事業のデジタル化が世界で急速に進んでおり、経済のグローバル化のなかで、開発途上国においてもグリーン技術やデジタル化の導入により経済成長を加速化することが必要となっている。

この課題に対応するために、次期中期目標期間に向けた対応方針として、①カイゼン活動の普及による製造業に限らず民間企業の品質・生産性や企業競争力の向上とそれによる付加価値の向上、②グリーン技術やデジタル化に対応するため、潜在能力を有するスタートアップの支援及びそのための環境整備、③サプライチェーンにおいて日本とのつながりが強いアジアでの投資促進と産業振興に取り組み、開発途上国と日本の双方の経済の強じん化を図る。

No.1-5 農林水産業振興

関連指標	基準値		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
小農による市場志向型農業の推進（SHEPアプローチ等）に係る展開国数及び研修実績数	展開国数 研修人数・技術指導者 小規模農民	20か国 ²³ 3万人 ²⁴ 1,300人 ²⁵	13か国 2,730人 17,913人	14か国 5,175人 49,664人	21か国 5,656人 62,957人	12か国 5,292人 13,270人	8か国 4,803人 45,450人
FVCに関連する事業の数（新規）	4件		7件	5件 ²⁶	13件	20件	21件

(1) 高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上の実現

- エチオピア、ケニア、セネガル等のアフリカ各国に加え、パレスチナ、ネパール等含め計40か国で計85件、高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上に資する事業を実施した（各年度）。

① 優良品種等の普及

- アジア地域においては、ミャンマー、カンボジア、ネパール、ブータンにおいて優良種子・苗木の生産、流通促進に係るプロジェクトを実施した（各年度）。
- アフリカ地域においては、スーダン、ウガンダ、マダガスカル、コートジボワール、ザンビア、カメルーン等において、種子生産や普及に係る支援を行った（2018年度～2021年度）。

② 営農・技術普及の改善

- 市場志向型農業の事業に加え、インドネシア、パラグアイ、ブルキナファソ、ルワンダ等において、高付加価値な園芸作物の営農指導及び技術普及を行った（各年度）。

③ 残留農薬対策・各種認証取得推進

- パラグアイにおけるゴマの残留農薬対策強化や、キルギスにおける食品検査支援能力強化、カンボジアにおける残留農薬対策、スリランカにおける農薬・肥料の適正利用促進等に取り組んだ（各年度）。

④ 流通システムの改善

- ASEANフードバリューチェーン（FVC）開発支援に向け案件形成に取り組み、技術協力プロジェクトの枠組みをASEAN+3農林水産分野高級実務者会合（SOM-AMAF+3）で協議した（2018～2021年度）。
- インドネシア流通改善プロジェクトでは、フィリピンで中小企業支援事業（普及・実証事業）

²³ TICAD V 目標値の 2014 年度から 2015 年度実績

²⁴ 同上

²⁵ 同上

²⁶ 第 4 期中期計画策定時に集計した前中期目標期間の当初 4 年間（2012-2015）の実績は、17 件

の実績を有するイーサポートリンク社と連携し、野菜集出荷場における成果物需給情報システム整備のための中小企業支援事業（案件化調査）を実施した（2017年度）。

- FVC強化に向けて、ミャンマー、カンボジア、パキスタン、スリランカ、モンゴル、ボリビア、ブラジル、ザンビア、ナイジェリア、コートジボアール、マダガスカル、ギニア、インドネシア、フィリピン、ネパール等で、新規の技術協力プロジェクトを形成した（2019~2021年度）。また、個別専門家をラオス、ベトナム、カンボジア、バングラデシュ、コートジボワール、グアテマラ、ボリビア、タンザニア、エチオピア等に派遣した（2020、2021年度）。

⑤ 市場志向型農業の推進

- SHEPアプローチを2021年度末までに累計34か国で展開し、累計23,656人の技術指導者及び189,254人の小規模農民を育成した（各年度）。SHEPアプローチを通じ、例えばエチオピアではパイロットエリアで37%の所得向上効果が確認され、事業に参画した女性の87%が収入向上に成功した（2018年度）。
- SHEPアプローチに関し、アフリカ英語圏・フランス語圏向けに国際ワークショップや課題別研修等を実施したほか、国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）、国際農業開発基金（IFAD：International Fund for Agricultural Development、以下「IFAD」という。）等に紹介した（2018~2020年度）。また、南アジア、中南米への展開にも取り組んだ（2021、2021年度）。
- TICAD7にて、IFADと共催でサイドイベントを開催し、アフリカ各国政府関係者、ササカワアフリカ財団等とともに、開発途上地域の小規模農家100万人にSHEPを通じた生計向上支援を行う共同宣言を行った（2019年度）。IFADやササカワアフリカ財団の事業におけるSHEP活用推進のため、関係者に対するSHEPセミナーを実施した。また、ボリビアでは現地NGO等に対するSHEPセミナーを開催し、現地ボランティアの育成がなされた。グローバル農業普及フォーラム（GFRAS）が運営する普及サービスのナレッジサイトにSHEPアプローチが掲載されたことにより、インターネットを通じたSHEPの理解促進及び利用拡大のための体制が整備された（2021年度）。
- FAO主催のイノベーターな農業普及コンテスト（応募数118事例）に招待され、SHEPアプローチの知見を発表した結果、SHEPが3位を獲得した。1、2位含む他応募案件がDX関連であったのに対し、SHEPは情報の非対称性と心理学に着目して農家の生計向上に貢献した点がInnovativeであると評価されたものである（2020年度）。

⑥ 6次産業化や一村一品等による地域活性化の推進

- キルギス「一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」が支援する現地公益法人が、キルギス経済省が認定するBest Exporter賞を受賞した。また、事業成果が認められ、キルギス大統領より栄誉賞を受賞した。さらに、良品計画（MUJI）との連携を継続し、フェルト製品等が商品化された（2019年度）。
- 地域経済の活性化やコミュニティの能力強化を目指し、OVOP（一村一品運動）のコンセプトを活用した支援の広域展開のために、日本のOVOPと海外で実践されているOVOPについて理解を深めることを目的に、JICA-Netマルチメディア教材「OVOP（一村一品運動）：地域活性化への挑戦」を作成し、一般公開した。また、同動画は食料安全保障のための農学ネットワーク

(Agri-Net) が開催する月次セミナー (2021年10月開催) のほか、本教材は多言語化されており、特にスペイン語版はアルゼンチン、パラグアイ、ホンジュラス等の中南米諸国で、政府高官、自治体、生産者といった様々なアクター向けに、OVOP及び地域ブランディングの理解度促進のために活用された (2021年度)。

- 2021年度課題別研修「地域アグリビジネス振興のためのフードバリューチェーン構築」において、高知県及び愛媛県の食品加工や農業関連の企業が有する農業・畜産技術 (生産・加工・流通) を開発途上国の課題解決や事業展開につなげることを目的に、9月に第1回、2月に第2回オンラインビジネスネットワーキングセミナーを開催した。本セミナーは両県の事業者と研修員との意見交換により、開発途上国のみならず、我が国の地方の活性化を目指すものであり、2022年度以降も開催を予定している。この取組を時事通信社のデジタル農業誌Agrio (主な読者層は農林水産省、農林水産系統の政府機関及び地方自治体) の2022年2月号で紹介した (2021年度)。

⑦ その他本中期計画期間内での成果

- 企業の海外展開と地方創生 (農業の活性化) の両立を実現する「場」として、機構のイニシアティブでJICA食と農の協働プラットフォーム (JiPFA) を設立した (2019年度)。会員は2022年3月末時点で470人・団体 (2021年度)。シンポジウムやセミナーのオンライン開催が一般化したことに伴い、機構内及び外部 (JiPFA会員、省庁等) から、開催案内の周知依頼等が増加 (外部依頼実績2020年度6件、2021年度11件) し、情報の共有・発信元として確実に機能している。
- TICAD7で発表した「アフリカ農業イノベーションプラットフォーム構想」の実現に向けた調査結果及び今後の方向性について共有した (2020年度、2021年度)。
- 将来の農業・農村開発を支える知日派・親日派のトップリーダー・中核人材の育成を目的とした長期研修プログラム「食料安全保障のための農学ネットワーク (Agri-Net)」で、2020年度は43人、2021年度は28人を受け入れた。Agri-Net研修員及び農林水産分野のJDSの留学生を対象に、LinkedIn (SNS) を活用したネットワーク (Agri-network) を構築した。これを基に月次セミナーを開催し、日本の経験や機構の取組、機構の職員や開発コンサルタントとの座談会等、留学生の日本及び機構の事業に対する理解促進や人的交流を進めた (月次セミナーは2020年度2回、2021年度11回開催)。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- FVCの改善を通じて、生産者から消費者まで、正当な対価や価値を得られるための仕組みづくりを支援し、SDGsゴール1、2、5、8の達成に向けて貢献した。
- SDGsゴール17 (パートナーシップで目標達成) に留意しつつ、アフリカ各国の政府、NGO、国際機関、民間企業等多様なパートナーと連携してSHEPを推進した。
- JiPFAにおいて、SDGsゴール1、5 (女性を中心とする金融包摂)、SDGsゴール2 (食料安全保障や栄養改善)、SDGゴール8 (フードバリューチェーン構築やSHEPアプローチの普及を通じた経済成長、小規模農家等フードバリューチェーン上の利害関係者の安全な労働環境や正当な報酬受け取りの実現)、SDGsゴール14 (持続可能な水産資源利用) 等に資する案件の発掘・形成調査、シンポジウムの複数開催、広報等を実施した。2021年度は農業とレジリエンス分科会 (分科会→名称体制検討中) を立ち上げ、SDGsゴール13 (気候変動に具体的な対策) に貢献する産学官連携プラットフォームとしての機能を強化した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナがFVCに与えた影響を把握するための調査をアジア、アフリカ、中南米を対象に複数実施した。さらに新型コロナ対応として、11か国で肥料等の農業資機材の供与を実施した（2020年度）。
- コロナ禍での協力推進に向け、IT/デジタル技術等を用いた取組を「Withコロナ時代の優良活動事例」として取りまとめ、機構専門家・プロジェクトに幅広く共有した。また、コロナ禍における食料・栄養改善にかかるニーズの高まりを受け、国連世界食糧計画（WFP）との間でマダガスカル、シエラレオネで連携事業を開始した（2021年度）。また、東南アジア地域における新型コロナのフード・バリューチェーン（FVC）への影響を調査の上、課題解決に向けたパイロット事業を実施するとともに、その結果に基づく政策提言を東南アジア各国で行った（2021年度）。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

新型コロナウイルス感染拡大や気候変動により、フードバリューチェーン、IT/デジタル技術の普及、ロジスティクスなど、農業及び関連産業の振興に欠かせない手段の強じん化が不可欠になり、これらの強じん化を速やかに進めることが課題となっている。

次期中期目標期間中の対応方針として、①包摂的なFVCの構築、②気候変動のリスクを想定した普及体制の研究と社会実装、③経済面、技術面の両面でユーザーフレンドリーな先進技術の導入、④農業分野における気候変動対応（適応策、緩和策）に加え、①～④を実現するための人材育成に重点的に取り組む。これら取組にあたっては、我が国の産学官関係機関、国際機関等の開発パートナーとの連携を強化するとともに、STI・DXの推進を支援する。また、農業による環境負荷やジェンダー平等に留意する。

No.1-6 公共財政管理・金融市場等整備

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
財政運営及び金融に係る研修実績数	328人 ²⁷	393人	319人	265人	49人	246人

(1) 健全な政府財政や金融市場等の基盤の構築

- 健全な政府財政の基盤構築に関して、歳入面のうち税務行政改善を目的とする事業を11か国において16件、税関近代化を目的とする事業を23か国において23件実施するとともに、その他公共投資管理や債務管理を含む公共財政管理改善を目的とする事業を18か国において24件実施。また、金融市場等の基盤構築に関して、12か国で、中央銀行の能力強化や資本市場整備に係る当局能力強化支援を計23件実施した。

① 財政運営の強化

- ラオス、ミャンマー、ベトナム、インドネシア、フィリピンにおいて税務行政支援を実施した（各年度）。

²⁷ 前中期目標期間実績（2012-2015）平均

- モンゴルでは、徴税強化に向けた自力執行権の新規導入や国際課税への対応等の機構事業を踏まえた提言が、四半世紀ぶりの税法改正に反映された（2019年度）。改正税法の執行等に必要なた税務当局の能力強化に係る後継案件を開始した（2020年度）。
- ラオス、ドミニカ共和国では、税務実務の改善や納税者管理改善等の税務行政改善に向けた協力を開始した（2019年度）。
- 公共投資管理強化に向けて、モンゴル、バングラデシュ、ラオス等で支援を実施した（各年度）。同様の支援をスリランカで新規開始した（2020年度）、パプアニューギニア・ソロモン（2021年度）で新規開始した。
- 東部アフリカ地域での「国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト」で策定されたOSBPマニュアルが東アフリカ共同体（EAC：East African Community）の正式マニュアルとして承認された。また、タンザニア・ルワンダ間のルスモ国境で導入されたOSBPにより、通関の所要時間がほぼ半減していることが定量的に確認された（2017年度）。
- 南部アフリカ地域のザンビア、ジンバブエ、ボツワナにおいて、OSBP導入支援を開始した（2020年度）。
- 無償資金協力により、ミャンマーに供与した通関システムの、タイと接するミヤワディ国境への展開を支援した（2018年度）。また、タイやラオス、マレーシアには税関リスクマネジメント分野の強化に向けた専門家を派遣した（2020年度）。
- 世界税関機構（WCO）と連携し、大洋州の6か国に対し、税関行政改善に資する指導員（マスター・トレーナー）の養成を目指し、特に関税分類と関税評価の2分野に対する技術支援を開始した（2021年度）。
- アフリカ地域では、機構がこれまでに開発したOSBPに係るマニュアルの普及促進に向けたセミナーや研修を実施したほか、ケニア・タンザニア間のナマンガ国境で機構が支援したOSBPが正式稼働した（2018年度）。併せて、WCOと連携し、特にアフリカ大陸自由貿易協定（AfCFTA）の円滑な実施・推進に必要となる原産地規則に関する指導員（マスター・トレーナー）養成を目的として、東部・南部アフリカ及び西部アフリカに対する研修を開始した（2021年度）。

② 中央銀行の機能の強化

- ミャンマーでは、無償資金協力で整備した中央銀行基幹システムの利用促進に向けた支援を実施した。また、国内銀行の電子化やモバイルバンキング等の新たなニーズに対応すべく、同基幹システムの機能拡充に向けた無償資金協力を新たに実施するとともに、技術協力プロジェクトを通じて、資金・証券決済システムの近代化に向けた制度整備・人材育成を実施した（各年度）。
- フィリピンでは、中央銀行向けに金融政策やその基礎となるマクロ経済推計等に係る技術協力を開始した（2021年度）。

③ 金融仲介機能や資本市場の整備

- ミャンマー、ベトナム、モンゴルで、金融機能強化に資する資本市場整備支援を実施した（各年度）。
- ミャンマーでは、保険当局の監督能力の強化等を通じてミャンマー保険市場の外資企業への開放に貢献し、日系企業を含む外国保険会社の参入につながった（2019、2020年度）。

- フィリピンでは、信用リスクデータベースの導入により、金融機関の信用リスク管理強化や中小企業の資金調達の改善に資する支援を開始した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsターゲット8.10（国内の金融機関能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融アクセスを促進・拡大する）に資する案件として、ミャンマーで中央銀行支援や保険当局の能力強化支援を通じた金融サービスアクセス改善に取り組んだ。
- SDGsターゲット8.a（後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）等を通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する）に資する案件として、ASEAN諸国に対する税関分野能力向上や、アフリカ地域でのOSBP推進や税関分野人材育成を通じた貿易円滑化に向けた支援を実施した。
- SDGsターゲット16.6（あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる）に資する案件として、公共投資管理に係る能力強化を実施した。
- SDGsターゲット17.1（課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援等も通じて、国内資源動員を強化する）に資する案件として、アジア地域を中心に徴税能力向上に向けた支援を実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 南スーダン、カンボジア及び東部アフリカ諸国（ケニア・ウガンダ・ルワンダ）の税関に対し、実施中の技術協力案件を通じて防護用資機材（マスク、手袋等）を供与した（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

公共財政管理・金融市場等整備分野についてはこれら技術協力を担える人材が希少であることが引き続き課題である。従来から取り組んでいる各種研修を通じた人材リソースの裾野拡大、国内関係機関への発信・働きかけ等を通じ人材の発掘に努めるとともに、IMF等に日本政府が出資する基金による技術協力等との連携強化を図ったが、今後も引き続き、他機関との連携も含めて人材の発掘に注力する。

3-3. 中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：

【中期目標達成状況】

過年度の定量的実績のうち、一つは中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成したが、一つは定量的指標を下回った。一方、質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の外交政策等に対する寄与等）を満たしており、成果の最大化に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果を上げていることから、中期目標における所期の目標を上回る形で達成されたと評価する。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

定量的指標のうち、ABE イニシアティブは目標値を大きく上回りを達成した。一方、イノベティブ・アジア公約達成のための育成人材数が未達成となった。この理由は、2020年に世界的に感染が拡大した新型コロナの影響により、2020年度にイノベティブ・アジアで予定していた100名の大学における短期研修を中止せざるを得なくなったこと等によるものである。一方、留学生来日に向けて、機構が追加的防疫措置を講じることを条件に、コロナ禍のなかでも71人の長期研修の受入を実現した。また、日本での受入が困難な一方、日本とアジアの開発途上地域双方におけるイノベーション環境の改善に人材育成面で貢献するイノベティブ・アジアの趣旨に沿った取組として、オンラインを活用して日本センターでの事業を継続・発展させ、日本留学フェアへの参加者数は前年度比4.7倍、参加大学数は前年度比1.8倍と大きく増加した。2021年度には、コロナ禍の影響が続くなかで53名の長期研修の受入を実現したことに加え、オンラインを活用して232名の短期研修を実施し、第4期中期目標期間中最大の実績を上げた。

【質的成果】

ア. 都市・地域開発：

- 計12か国20都市でマスタープラン策定等を支援、持続可能な都市・地域開発に貢献。12か国で公共交通指向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の提案を策定。
- タイで高齢化等の社会問題を踏まえ、新たな地方都市開発の方向性が、同国政府の「第12次国家経済社会開発計画」及び「20か年国家戦略」に反映。
- 西アフリカ「成長の環」回廊でマスタープラン策定等に取り組み、回廊開発計画と実施枠組みが対象4か国の大臣7名と西アフリカ諸国経済共同体理事1名が出席した合同調整会議で公式に承認。
- 東南アジアの南部経済回廊及び東西経済回廊で地域連結性を高める回廊開発を促進。
- バングラデシュ政府念願の近代測量に基づく全国デジタル地形図の完成に貢献。
- 大エジプト博物館における人材育成と遺跡保存修復支援等の協力が読売国際協力賞受賞。
- インドネシア（2018年スラウェシ地震）、モザンビーク（2019年サイクロン・イダイ）、ネパール（2015年ネパール地震）で災害後の復旧・復興計画策定、生計回復、インフラ復旧事業の実現に貢献。
- TICAD7貢献策「持続可能な都市づくり」策定に貢献するとともに、4か国でマスタープラン実施のための組織・能力開発にかかる技術協力を開始。
- アジア、アフリカ地域の都市部における新型コロナによる影響評価及び8か国を対象としたプログラム形成調査を実施。感染状況や政府の対応策に加えて、対応に係る人的能力、市民生活への影響、物流網への影響等の現状把握・影響分析を短期間で取りまとめ、都市計画学会への論文投稿や国際開発学会での発表、海外セミナー発信。
- 独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）と連携覚書を締結。日本企業の参画機会拡大とより高度な都市開発の実現に向け、UR都市機構の知見やノウハウを活用。

イ. 運輸交通・ICT：

- 約50か国において約260件の持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備を支援。
- 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」インフラ事業と連携の上、「道路アセットマネジメント」に係る人材育成や本邦企業の海外展開に資するプラットフォームを構築。同プラットフォームの活動が土木学会インフラメンテナンスプロジェクト賞を受賞。
- コンゴ民主共和国では、首都キンシャサの道路整備事業における施工品質の高さ等が高く評価され、「日本コンゴ大通り」に改称。
- リベリアでは、首都モンロビアの主要幹線道路を二次に渡る協力で4車線に拡幅、「ジャパン・フリ

ーウェイ」と命名。同国大統領も高く評価。

- タンザニアでは、ダルエスサラーム市内のニューバガモヨ道路の第二次拡幅計画が完了、渋滞緩和と大雨時の冠水改善に寄与。
- スリランカでは、「ケラニ河新建設事業」が完了し、国際空港及びコロンボ港とコロンボ市内を結ぶ交通の要衝の渋滞改善に寄与。
- カンボジアでは、南部経済回廊の要所に位置するチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）の改修が完了、同国首相が高評価。
- ホンジュラス、ニカラグア、サモア等で道路防災に資する道路・橋梁整備を実施。キルギスで道路雪崩対策の無償資金協力事業を開始。同じくキルギスで機構初となる地吹雪対策のG/A締結。
- ラオス、パラオの首都空港における本邦企業の運営権取得、ミャンマーのティラワ港における本邦企業による運営開始等、日本企業を含む民間企業の活動促進に寄与。
- モンゴル・チンギスハーン国際空港が2021年7月に開港。円借款供与を通じて空港整備、技術協力で安全性、利便性の高い空港運営支援を行ってきた。新空港運営はモンゴル空港事業として初めて民間企業に委託され日本企業連合がコンセッション契約を締結。
- 2020年にソフトオープンしたインドネシア・パティンバン港が2021年12月に全面開業。日本企業が自動車専用ふ頭の運営を担当。
- タイ・バンコクで2021年8月に都市鉄道レッドラインが開通、バンコクで2例目となる日本製車両が導入。
- インド・デリーメトロはインドの工事現場に安全性と効率性の意識を浸透させ、住民に安全・安心・快適な交通手段を提供した「質の高いインフラ整備事業」が評価され令和2年度土木学会賞（技術賞）を受賞。
- インドネシアの首都ジャカルタMRT南北線事業を通じた利便性の大幅改善を実現し、令和元年度土木学会賞（技術賞）を受賞。
- タジキスタンで道路維持管理を促進し、専門家チームが「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」を受賞。
- ガーナの首都アクラでの交差点改良事業において無事故・無災害244万時間を達成。
- ミャンマーの鉄道事業やウガンダの道路整備事業等で女性の社会進出を促進。
- カンボジア、インド、ウガンダにおいて日本方式の信号制御システム（MODERATO）の活用を推進。
- ペルー、モルディブ、アンゴラ、ボツワナ等で地上波デジタル放送日本方式の導入を支援し、利便性の高い情報基盤の導入を推進。
- 宮崎市、宮崎大学、宮崎県内の民間企業と連携し、バングラデシュでのICT人材育成を通じた同国のデジタル化推進及び日本市場へのICT人材供給に貢献する協力を行い、累計265人の技術者を育成、うち186人が日本で就職・内定。
- 新型コロナ感染拡大下において、10か国（インドネシア、フィジー、トンガ、パラオ、モザンビーク、セネガル、エルサルバドル、ボリビア、グアテマラ、メキシコ）の医療機関に対し遠隔支援に関する機材の導入、運営技術の指導を実施。

ウ．質の高いエネルギー供給とアクセスの向上：

- 計30か国で電源開発と電力系統の整備等の支援を通じ、開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップの解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献、約2,150万人に裨益。
- モザンビークでは、機構支援で策定した電力開発マスタープランの全章が閣議で承認。
- ブータンでは、円借款を通じて農村電化率が56.3%から97%へと大幅に改善。
- アゼルバイジャンでは、同国の電力の10%を供給するシマル複合火力発電所の2号機を円借款で整備、専門家が同国大統領より「進歩勲章」を受章。

- コスタリカでは、地熱開発による再生可能エネルギーの事業（ラスパイラスII）が完工し、中南米カリブ地域の地熱関係者が集う会合で地熱最優秀賞を受賞。
- ケニアでは、IoTを活用した地熱発電所の運営維持管理のための人材育成について、ケニア電力公社、国連工業開発機関（UNIDO）と協力覚書に署名。
- 大洋州地域では、「ハイブリッド・アイランド・プログラム」やパラオ、ソロモンにおける再生可能エネルギーロードマップの策定等を通じ、再生可能エネルギーの導入を促進。
- これまでのJICA協力の知見をいかし、中南米地域向けの第三国研修を先方実施機関と共同で実施。
- 「資源の絆プログラム」を通じて25か国148人の人材を受け入れ、海外フィールド調査及び本邦企業・行政機関等でのインターンシップ等を累計200件以上実施。
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）との包括的連携に関する基本協定書を締結。
- 日本政府が2021年に表明したアジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）に関して、具体的な支援策を検討するための調査を実施。

エ. 民間セクター開発：

- 計54か国160件、海外からの直接投資促進や国内企業の育成に資する事業を実施。
- ミャンマーでは、機構の協力を通じて著作権法が100年以上ぶりに改正、直接投資促進に向けた包括的な取組を通じトヨタ自動車㈱の完成車工場建設による同国初進出の決定に貢献。
- 各国日本センターを通じ、企業活動に必要な産業人材の育成に取り組み、ベトナムでは、日本的経営に関するコースが人気で拡大したほか、カンボジアでは、資金調達が困難な起業家に対するクラウドファンディングを通じた新たな資金調達を実施。
- インドネシアでは、機構の政策提言を通じ産業高度化に資する新たな減税制度の導入が実現。
- バングラデシュでは、円借款等を通じて同国初の日系企業専用の工業団地開発を推進。
- TICAD VIの公約（カイゼンを取り入れる工場等で生産性30%向上）に対して、エチオピアの支援対象企業では平均39%、ガーナの支援対象企業では平均37%生産性が向上し、公約の達成に貢献。
- アフリカ地域のカイゼン優良企業を表彰する「アフリカ・カイゼンアワード」を初開催し、各国のカイゼン活動を更に活性化。
- コロナ禍の課題に迅速に対応し得るスタートアップを含む起業家支援を目的とした、アジア・アフリカでビジネスコンテストの開催等、機構の創意工夫により、現地ニーズに応じた新たな取組を実現。
- 「ABEイニシアティブ」、「ABEイニシアティブ3.0」等の実施及び「エジプト・日本科学技術大学」など各地域の工学系拠点大学を支援、数多くの産業人材を育成。
- 日本のベンチャーキャピタルと連携したアフリカ起業家向けの新規ファンドを設置・運用。
- インドにおける裾野産業の育成に取り組み、プロジェクト関係者が日本デミング賞委員会の「海外推進、普及功労賞」を受賞。
- 「観光開発SDGs指標ツールキット」が北海道倶知安宣言におけるバイドナーの事業として唯一明文化。

オ. 農林水産業振興：

- 計40か所、計85件、高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上に資する事業を実施。
- 複数国でフードバリューチェーンの強化に取り組んだほか、日・ASEAN技術協力協定の締結を見据え、機構主導でASEAN事務局と累次の協議を重ねて「ASEANフードバリューチェーン」の事業構想案を起草、ASEAN加盟国より賛同。
- 機構主導のSHEPアプローチが34か国で展開、累計23,656人の技術指導者及び189,254人の小規模農民の育成に寄与、エチオピアの対象地では大幅な所得向上効果を確認。
- キルギスでの一村一品事業を通じた良品計画との連携（フェルト製品等の商品化）や現地法人の同

国経済省によるBest Exporter賞受賞に貢献。

- 企業の海外展開と地方創生（農業の活性化）の両立を実現する「場」としての「JICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）」を設立。

カ．公共財政管理・金融市場等整備：

- 税務行政改善を目的とする事業を11か国17件、税関近代化を目的とする事業を23か国23件、公共投資管理改善を目的とする事業を18か国計24件、中央銀行の能力強化や資本市場整備に係る当局能力強化支援を12か国計23件実施。
- モンゴルでは、徴税強化に向けた自力執行権の新規導入や国際課税への対応等の機構事業を踏まえた提言が、四半世紀ぶりの税法改正に反映。
- 機構事業を通じて策定されたOne Stop Border Post（OSBP）マニュアルが東アフリカ共同体の正式マニュアルとして承認、タンザニア・ルワンダ間の国境で導入されたOSBPにより、通関の所要時間がほぼ半減。南部アフリカ地域への協力の展開。
- ミャンマーでは、保険当局の監督能力強化等によりミャンマー保険市場の外資企業への開放に貢献し、日系企業を含む外資保険会社が参入。

3－4．主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

（定量的実績）

【指標 1-6】のうち「ABE イニシアティブ公約達成のための育成人材数（長期研修等）」は2017年度に目標を達成済み。

「Innovative Asia 公約達成のための育成人材数」は目標値（5年間で1,000人）に対し、実績748名と未達成。ただし、これは新型コロナの影響による受入人数の削減が主な要因であり、外部要因によるものと考えられる。一方で、コロナ禍の中でも工夫を講じることで71名の長期研修の受入、及び2021年はオンラインも活用し長期・短期合わせて285名と目標期間中の最大の実績を上げた。なお、本定量指標に関連する定性的な実績については【指標 1-5】のとおり。

（定性的実績）

1．都市・地域開発（【指標 1-1】「都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況」）

計12か国20都市でマスタープラン策定等を支援し、計12か国で公共交通志向型都市開発の提案を策定するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・西アフリカ「成長の環」回廊の取組において、機構が支援した回廊開発計画と実施枠組が公式に承認されたこと、バングラデシュにおいて、機構の20年以上にわたる協力がバングラデシュ初となる近代測量に基づく全国デジタル地形図に結実したこと、タイにおいて機構事業で提案した新たな地方都市開発の方向性が、タイ政府の第12次国家経済社会開発計画及び20か年国家戦略に反映されたこと等の例に代表されるように、機構の取組は相手国政府の行政運営や意思決定に重要な貢献があったと認められる。
- ・インドネシア（2018年スラウェシ地震）、モザンビーク（2019年サイクロン・イダイ）、ネパール（2015年ネパール地震）で災害後の復旧・復興計画策定、生計回復、インフラ復旧事業の実現に貢献した。
- ・東西経済回廊や南部経済回廊など各地域で回廊開発支援を進め、自由で開かれたインド太平洋

の重要な要素である連結性の向上に寄与した。

2. 運輸交通・ICT (【指標 1-2】「地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及び ICT 環境整備に係る支援の実施状況」)

約 50 か国において約 260 件の持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT 環境の整備を支援するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・自由で開かれたインド太平洋の実現に貢献する質の高いインフラ整備が各地で展開されるとともに、その中でラオス、パラオ及びモンゴルの首都空港並びにインドネシア及びミャンマーの港湾における本邦企業の運営の参画に寄与、日本製の鉄道車両が導入されているタイの都市鉄道が開通するなど、本邦企業・技術の海外展開にも大きく貢献した。
- ・コンゴ民主共和国首都道路が相手国政府から高く評価され「日本コンゴ大通り」に改称されたことや、インドネシア都市高速鉄道事業が令和元年度土木学会賞(技術賞)、タジキスタンにおける道路維持管理に係る専門家チームが「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」、インドのデリー高速輸送システム建設事業が「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」、チェンナイ地下鉄建設事業が「National Project Excellence Award」、道路アセットマネジメントに関して機構職員が土木学会国際活動奨励賞、カンボジア・シハヌークビル港に関し先方実施機関総裁が土木学会国際貢献賞及び日本政府旭日中綬章をそれぞれ受賞するなど、機構事業における質の高い運輸交通インフラの整備は内外で高い評価を受けていることが認められる。

3. 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上 (【指標 1-3】「質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況」)

計 30 か国で電源開発と電力系統の整備等の支援を行うなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・地熱開発や電化、パワープール関連支援等、アフリカにおいて TICAD にも寄与する各種の取組を進めたほか、大洋州における「ハイブリッド・アイランド・プログラム」等の展開など、各地域の特性に応じた支援を展開した。また、日・米・豪・NZ 政府による連携枠組みであるパプアニューギニア電化パートナーシップや、日米戦略エネルギーパートナーシップ等、ドナー間での第三国協力に係る枠組みにも積極的な貢献があった。加えて、ベトナムでのプロジェクトファイナンス方式により融資を行った初の風力発電事業開始を評価。

4. 民間セクター開発 (【指標 1-4】「現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況」及び【指標 1-5】「産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況」)

計 54 か国 160 件、海外からの直接投資促進や国内企業の育成に資する事業を実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・アフリカにおいてカイゼンの取組を積極的に推進し、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの立ち上げやカイゼンアワードの開催のほか、エチオピアの支援対象企業では平均 39%、ガーナの支援対象企業では平均 37%生産性が向上といった具体的成果を挙げた。
- ・ABE イニシアティブ事業では TICAD VI の公約(600 人)、TICAD V の公約(900 人)をそれぞれ約 20%以上上回る実績を上げたほか、インターン受入登録企業数が 664 社に増加するなど、日本企業を十分に巻き込みつつ産業人材の育成を行っている。イノベティブ・アジア事業では、2021 年秋の修士課程修了生の約 1/3 が日本企業へ就職、あるいは日本の大学の博士課

程に進学した。

- ・新型コロナ対策ビジネスコンテスト（NINJA Business Plan Competition in response to COVID-19）として、アフリカ地域のスタートアップ企業支援の取組を評価。

5. 農林水産業振興（【指標 1-7】「生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況」）

計 40 か国 85 件、高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上に資する事業を実施するなど中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP アプローチ）を通じて 34 か国で累計 23,656 人の技術指導者及び 189,254 人の小規模農民の育成に寄与し、例えばエチオピアの対象地では 37% の所得向上に繋がるなどの成果を得た。
- ・「JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）」を設立し、企業の海外展開と地方創生（農業の活性化）の実現に寄与した。

6. 公共財政管理・金融市場整備（【指標 1-8】「適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況」）

税務行政改善を目的とする事業を 10 か国 16 件、税関近代化を目的とする事業を 16 か国 21 件、公共投資管理改善を目的とする事業を 15 か国計 21 件、中央銀行の能力強化や資本市場整備に係る当局能力強化支援を 11 か国計 22 件実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・モンゴルでの四半世紀ぶりの税法改正、東アフリカ共同体による One Stop Border Post（OSBP）マニュアルの承認など、相手国政府等の意思決定に重要な貢献を果たした。

（結論）

以上により、定量指標のうち「ABE イニシアティブ公約達成のための育成人材数（長期研修等）」は達成済みでありその後継の公約についても高い水準で達成していること、「Innovative Asia 公約達成のための育成人材数」は低位に留まったものの新型コロナの影響による受入れ人数削減によるものであること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、質の高いインフラ整備や回廊開発支援等を通じて地域の連結性を強化し、我が国の主要な外交政策の一つである自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた重要な推進力となったこと、またその中で本邦企業・技術の海外展開も推進しインフラシステム輸出戦略といった我が国の重要政策に貢献したことは高く評価される。さらに、上記の例を含め機構事業については内外で高い評価を得ていることが認められる。

これらの成果は「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保」に寄与するとともに、連結性の強化等を始めとして、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも大きく貢献するものである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

上記評価を踏まえ、引き続き自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた貢献も念頭に質の高いインフラ投資に資する取組を推進することを期待する。

また、ポスト・コロナにおいて、ICT・DX はさらにその重要性を増すと考えられ、各分野での DX 活用に加え、サイバーセキュリティを含む途上国における ICT 基盤の整備に係る取組がより一層拡

充することを期待する。その際、本邦技術の活用可能性にも留意し、関係機関等とも連携の上で取組を進められたい。

さらに、エネルギー分野の協力は我が国の気候変動対策支援において重要な要素であり、政府として 2021 年から 5 年間で官民合わせて 6.5 兆円及び最大 100 億ドルの追加の支援を実施し、適応支援を倍増するとのコミットメントにも留意しつつ、再生可能エネルギー等に関する取組を積極的に展開することを期待する。

加えて、ICT や公共財政・金融等の重要性を増す分野において、組織内外における開発協力人材の確保が喫緊の課題となっているところ、適切なリソースの開拓・養成にも十分留意されたい。

＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針、TICAD VIナイロビ宣言、TICAD7横浜宣言 2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、未来投資戦略 2018、成長戦略、自由で開かれたインド太平洋、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育、新水道ビジョン、海外展開戦略（水）
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和3年度行政事業レビューシート番号： 無償資金協力（平成 29 年度： 127、平成 30 年度：139、令和元年度：143、令和 2 年度：144、令和 3 年度：未定）、独立行政法人国際協力機構運営交付金（平成 29 年度： 128、平成 30 年度：140、令和元年度：144、令和 2 年度：145、令和 3 年度：未定）

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年 ²⁸	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口	130 万人 ²⁹ (2016-2018)	44 万人	44.3 万人	44.7 万人	—	—	—
学びの改善のための支援により裨益した子供の人数	1,000 万人 ³⁰ (2017-2021)	350 万人	324 万人	498 万人	346万人	317 万人	12.6万人
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			18,153	20,598	17,940	14,896	31,874 ³¹

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標： (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） 絶対的貧困の削減は依然として最も基本的な開発課題である。人々の基礎的生活を支える人間中

²⁸ 2019 年度計画における目標値

²⁹ 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に、機構貢献分を 65%として想定して設定する。TICAD VI の目標値：2016 年から 2018 年に 200 万人

³⁰ 前中期目標期間の実績と同等の水準を基に設定する。前中期目標期間実績平均 200 万人 / 年

³¹ 暫定値

心の開発を支援するため、包摂性に留意しつつ、貧困層、子供、女性、障害者、高齢者等ぜい弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、特に、以下の課題に対して支援を行う。なお、各取組の相乗効果により、開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進に貢献する。

ア 保健医療

質の高い保健医療の提供に向けた支援を行う。その際、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を実現するための政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化、強じんな保健システムの構築に向けた感染症への対応能力の強化、看護・助産人材の育成、母子手帳の普及と国際的認知の向上を重視する。

イ 栄養の改善

栄養状況の改善に向けた支援を行う。その際、横断的かつ民間活力を活用した栄養改善活動を重視する。

ウ 安全な水と衛生の向上

安全な水と衛生へのアクセス改善に向けた水の供給と技術・知識の向上への支援を行う。その際、水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上を重視する。

エ 万人のための質の高い教育

質の高い教育の提供に向けた支援を行う。その際、子供の学びの改善のための質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大を重視する。

オ スポーツ

スポーツを通じた開発への支援強化を行う。その際、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に貢献する関係機関との連携強化を重視する。

カ 社会保障・障害と開発

高齢化等に対応するための持続可能な社会保障制度の整備及び障害者の開発への参画を後押しする支援を行う。その際、社会保障制度の構築、強化に向けた人材育成支援及び障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込を重視する。

中期計画：

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化

我が国政府の平和と健康のための基本方針及び国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン等を踏まえ、基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正のため、各国の状況に応じた政策・制度の導入・改革や能力向上等を支援する。また、新たな課題である非感染性疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善にも取り組む。

イ 感染症対策の強化

感染症による健康危機時においても住民への保健サービスの提供を中断しない、強靱な保健システムを構築するため、感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化を支援する。また、突発的な感染症の拡大に対応し、当該国や周辺国のニーズを踏まえた緊急支援を行う。協力に当たっては、これまでの協力を通じて強化された拠点ラボや人材ネットワークも活用する。

ウ 母子保健の向上

母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、特に母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成を支援する。その際、母子手帳に関する支援の成功事例も踏まえ、母子手帳を開発途上地域に普及する活動を継続し、国際的な認知の向上にも取り組む。協力に当たっては、これまでの協力の知見・経験や育成された人材も活用する。

エ 栄養の改善

我が国企業による栄養改善の取組を産学官の連携によって促進すべく設置された栄養改善事業推進プラットフォームの共同議長として、我が国の民間企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善を支援する。また、アフリカにおいては、飢餓と栄養不良を克服するため、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）等を推進し、栄養改善に係る分野横断的な活動に取り組む。

オ 安全な水と衛生の向上

全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するため、安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上を支援する。協力に当たっては、普及率の高さ、水質の良さ、無収水率の低さといったわが国の水道システムの強みや経験も活用する。

カ 万人のための質の高い教育

教育支援に係る我が国政府の基礎戦略である平和と成長のための学びの戦略に基づき、包摂的で公正な質の高い教育を実現するため、教科書・学習教材の開発、教員養成・研修の改善、学校運営の改善、教育施設の拡充等を支援する。また、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育にも取り組む。

キ スポーツ

スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の取組にも留意し、関係機関との連携強化を図りつつ、体育科教育指導、スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進等、スポーツを通じた開発を支援する。

ク 社会保障・障害と開発

社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。特に、高齢化の進展に伴う高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応を重視する。協力に当たっては、わが国政府のアジア健康構想等も踏まえ、我が国の経験や教訓も活用する。また、国連障害者権利条約及び障害者差別解消法を踏まえ、障害に関する取組・視点の組込をさらに推進するために、機構事業関係者の障害に関する研修等に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 1.①参照）

- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（特に3.8）関連）
- 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.3、3.d）関連）
- 母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況（SDGs Goal 3（3.1、3.2）関連）
- 栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.2）関連）
- 安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況（SDGs Goal 6関連）
- 子供の学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.1、4.2、4.5、4.6、4.7、4.a及び4.c）関連）
- スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況（SDGs Goal 4関連）
- 社会保障制度の構築に係る支援の実施状況（SDGs Goal 1（1.3）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連）
- 障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況（SDGs Goal 4（4.5、4.a）、8（8.5）、11（11.7）関連）

3-2. 業務実績

No.2-1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を目指した保健システムの強化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
UHC実現に向けた国家政策の策定に係る協力展開国数	5か国 ³²	8か国	6か国	7か国	5か国	7か国
保健政策に係る研修実績数	90人 ³³	104人	145人	101人	107人	112人
非感染性疾患の治療・検査態勢が強化された医療施設数	9施設 ³⁴	32施設	10施設	26施設	7施設	13施設

(1) 基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正

① 政策・制度の導入・改革や能力向上への貢献

- タイ、ベトナム、ケニア、セネガル、ウガンダ等計57か国において計115件、政策制度の導入・改革や能力向上に貢献する事業を実施した（各年度）。
- バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州から流入する避難民のヘルスケアを担う難民キャンプ派遣看護師への研修を実施した。また、ミャンマー側でも、本邦企業と連携して医療機材を提供し、安全な血液供給の体制強化に貢献した（2017年度）。
- ケニアでは、麻疹の予防接種率が向上したほか、外来病棟・救急病棟の改修により、外来患者数が約1.8倍、手術件数が約3倍に向上する等、医療サービスの安定的提供に貢献した（2018年度）。
- ナイジェリアのラゴス州では、伝統的出産介助者が有する情報の集約が困難であったが、伝統的出産介助者が有する妊産婦に係る情報を収集する制度と電子化システムを構築した（2018年度）。
- ラオスでは、日本の国家試験制度の仕組みを活用し、保健人材の資格制度構築のための法令整備に着手し、看護師・助産師の国家試験作成を支援した。2021年1月には同国初の全国レベルの看護師国家試験の実施が実現し、看護師の技術力、知識水準を保つための基盤づくりに貢献した（2019～2020年度）。
- ベトナムでは、新卒看護師育成の仕組み及び質の強化に向けた研修教材やガイドラインを開発した。同教材は、法令上に規定された臨床研修時の教材（全国標準）として承認され、機構は全国展開の計画をあと押しした（2020年度）。
- アフリカ地域を対象とした5S-KAIZEN-TQMの海外広域ワークショップを約30か国から参加を得て2回実施し、知見共有を促進した。ウガンダでは、医療機材の適切な使用方法や維持管理に関するガイドラインを作成し国家承認された。さらにプロジェクトで導入支援した5S-CQI(KAIZEN)-TQMアプローチが国家戦略として組み込まれた（2021年度）。

32 前中期目標期間（2012-2015）実績

33 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

34 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

② 非感染性疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善

- スリランカ、ミャンマー、パレスチナ、イラン等計29か国において計39件、非感染症疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善に資する事業を実施した（各年度）。
- メキシコでは、日本に優位性がありテルモ（株）との連携による導入された虚血性心疾患治療技術の研修モデルを策定し、同研修が国家制度化された（2017年度）。
- セルビアでは、横浜市と連携した本邦研修に参加した乳ガン組織型検診担当官が、同国の研修コーディネーターとして選出され、乳ガン検診の実施体制強化に貢献した（2017年度）。
- バングラデシュのコックスバザール県病院で冠動脈疾患集中治療室の拡充を支援した結果、心血管疾患の集中治療が可能な月間重症患者数が約2.6倍に増加した。また、非感染症疾患（NCD：Non-communicable Diseases）の早期発見やモニタリング体制を強化した結果、月間スクリーニング件数が約7.6倍に拡大した（2019年度）。
- フィジーでは、健康的な生活習慣の定着を図るための医療従事者向け研修を実施し、保健省の年次計画に反映される等、一定の普及がなされた（2020年度）。
- インドの全インド医科大学（AIIMS）の医療従事者を対象に香川大学の支援を得て国別研修を実施し、インド各地にある複数のAIIMSの医療従事者に対し包括的ながんの医療サービスに関する能力強化を行った（2021年度）。

③ その他本中期計画期間内での成果

- UHCフォーラム、患者安全サミット、Heath 20 Summit 2019等での登壇や、UHCフォーラム、マヒドン王子記念賞国際会議、国連総会UHCハイレベル会合サイドイベント、TICAD7サイドイベントの主催又は共催等を通じて、UHCに係る日本の経験や機構協力の成果を積極的に発信した（各年度）。
- 「UHCフォーラム2017」を、世界銀行（以下「世銀」という。）、WHO、UNICEF、UHC2030及び日本政府と共催したほか、複数のサイドイベントを主催し、フォーラム開催前のグローバルヘルス・リーダー会議や世銀総会、世銀・JICAハイレベル会合等の機会や、世銀・WHO等と共同制作した報告書の公表等を通じ、これまでの協力経験に基づく知見の共有に取り組み、「UHC東京宣言」の採択に貢献した（2017年度）。
- 5S-KAIZEN-TQM手法を活用した協力が、革新的ビジョンに基づく事業として、世界経済フォーラムや世銀、国際開発研究所主催による「A New Vision for Development」を受賞した（2017年度）。
- 患者安全サミット閣僚級会合に登壇し、43か国の閣僚や患者安全の専門家約500人に対し、患者安全の推進によるUHC達成や日本発の5Sカイゼン手法を用いた患者安全や保健医療サービスの質向上等の日本の取組の成果例を発信した（2018年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs ゴール3のうち、特にUHC達成を謳ったSDGsターゲット3.8に資する案件を、モンゴル、タイ、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ、タジキスタン、ザンビア等で実施した。
- また、NCDsへの対処を謳ったSDGsターゲット3.4に資する案件を、アジア地域を中心に実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 世界中に新型コロナの甚大な影響が及ぶなか、機構理事長は2020年5月、機構の決意表明を緊急発信した。また、UHCを目指した強じんな保健システムの強化及び感染症による健康危機時の対応のための公衆衛生上の備えの強化を念頭に、日本が同分野の国際協力を主導して新型コロナに対応すべく「JICA世界保健医療イニシアティブ」を形成し、各種事業を推進した。
- ケニアでは、約40年にわたる機構の支援を通じて東アフリカ域内の拠点ラボ・研究機関として発展してきているケニア中央医学研究所（KEMRI）において、国内半数以上及び隣国ソマリア等の新型コロナ検査に対応するなか、PCR検査キット5万検体分を供与したほか、保健財政及び保健サービス提供能力の強化等を目的とした開発政策借款のL/Aに調印した。これら包括的な支援により、ケニアにおけるUHCの達成及び新型コロナ対策へ大きく貢献した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの影響で、保健医療システムのぜい弱化や保健医療サービス受療の低下が引き続き見られたが、特に新型コロナの重症化の要因ともされている非感染性疾患への対応の重要性がより一層増している。引き続き新型コロナの感染状況やその影響を見極めつつ、ポストコロナも見据え、新型コロナ含む様々な健康危機対応への対応を念頭に UHC の達成を目指した保健システムの強化及び質の高いサービスの維持に資する取組を推進する。

No.2-2 感染症対策の強化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
感染症対策に係る研修実績数	6,700人 ³⁵	6,966人	6,765人	—	—	—

(1) 感染症に対する強じんな保健システムを構築

① 恒常的・突発的な感染症への対応能力強化への支援

- ケニア、ガーナ、ナイジェリア、コンゴ民主共和国、ザンビアにおける「健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化プログラム（PREPARE構想）」の展開に加え、新型コロナウイルス感染症への対応として計70か国において、恒常的・突発的な感染症への対応能力強化に資する事業を実施した。域内連携の重要性が増すなかで、20年度・21年度にはガーナ、ケニア、ザンビア、ASEAN事務局を中心に域内の感染症対策強化に係る研修を実施した。
- 世界保健安全保障アジェンダ（GHSA：Global Health Security Agenda）に関し、GHSAとの合同評価へのインプット、セミナーや閣僚級会合での協力事例の共有、GHSAとの合同外部評価に基づくアクションプラン達成に向けた案件形成等を行った（2017、2018年度）。
- エチオピアでは、サーベイランス/レスポンス・システムを導入したアムハラ州のほぼ全ての郡で同システムが定着・活用され、対象の保健局・保健事務所における週報の適時性・網羅性は、

35 TICAD VI の目標値（2016 年から 2018 年に 2 万人）は、2018 年度で 2 万 0,434 人となり達成済。

所期目標（80％）に比して95～98％を達成した（2018年度）。

- キリバスはじめ大洋州14か国に対して、機構は1989年から継続的に感染症対策支援を行い、2019年にWHOからキリバスのフィラリア症制圧宣言がなされる等、大きな貢献を果たした（2017～2019年度）。
- 感染症分野のWHO協力センターとして認定されている北海道大学及び長崎大学に、感染症対策を目的としたJICA開発大学院連携の「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム」を開設した（2019年度）。2017年から累計40人がプログラムに参加し、関係各国の感染症対策拠点ラボのネットワーク及び日本国内の感染症対策拠点との協力関係の強化に寄与した（各年度）。
- UNICEF、WHO、ビル&メリンダ・ゲイツ財団等と連携し、アフリカ最後の野生株ポリオ常在国であったナイジェリアのポリオ対策を支援した結果、2020年8月、WHOによりアフリカからのポリオ根絶が宣言された。ナイジェリア大統領から機構理事長に長年にわたる支援への感謝状が授与され、機構の功績が国内外に広く認知された（各年度）。

② 突発的な感染症の拡大に対する緊急支援

- コンゴ民主共和国では、エボラ出血熱の迅速なウイルス検査・診断を支援し、サーベイランス調査の結果、エボラ迅速診断キットの有用性が確認された。国際緊急援助隊・感染症対策チームにて機構が支援した検疫手法が同国保健省から高く評価され、同国のエボラ出血熱流行の収束に貢献した。また、機構主導でWHOとサラヤ㈱の協力を得て、ウガンダにおける新規患者発生拡大の抑制（その後発生なし）にも貢献した（2017～2019年度）。
- マダガスカルで流行した肺ペスト（2017年度）に対する緊急援助物資供与、サモアで流行した麻疹（2019年度）に対する国際緊急援助隊派遣を実施した。

③ その他本中期計画期間内での成果

- アフリカCDC（Africa Centres for Disease Control and Prevention）と協力趣意書を締結した（2017年度）。新型コロナにより、国際保健規則遵守促進、公衆衛生の備えの強化に向けた一層の重要性が認識され、連携が促進された（2020年度）。
- 機構の積極的な働きかけを通じて、人獣共通感染症対策を国際的に主導する国際獣疫事務局（OIE：Office International des Epizooties）との協力趣意書を締結し（2019年度）、ザンビアにおける第三国研修を実施した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal3のうち、特に感染症への対処を謳ったSDGsターゲット3.3に資する案件をアフリカ地域中心に実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍の各国の喫緊のニーズに応えるべく、新型コロナ対応の緊急財政支援として2020年7月以降約6,300億円の円借款を事前通報、3,795億円の貸付契約を締結した（2020、2021年度）。
- 長年の協力で培った人的ネットワークを最大限活用し、感染の拡大初期から各国のニーズを迅速に把握し、延べ70か国に新型コロナ緊急資機材の供与、技術的支援等を実施。教育、水・衛生、交

通等幅広い社会サービスの継続にも貢献した（2020年度、2021年度）。

- 日本政府による新型コロナワクチンを人々まで届ける取組「ラスト・ワン・マイル支援」の一環として、6か国1地域（モンゴル、フィリピン、セネガル、モザンビーク、マラウイ、ガーナ、パレスチナ）で、コールドチェーン（低温物流）整備に必要な機材を提供する協力を開始した（2021年度）。
- 2020年度末からの調査で確認されたICU支援ニーズを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」を開始した。ICUに必要な医療設備整備の支援と、デジタル技術を駆使した日本国内の集中治療専門医による現地医師や看護師等への研修・助言・指導を実施し、延べ684人の医療従事者が集中治療の研修に参加した（2020、2021年度）。
- ベトナムでは、新型コロナ検査に対応可能な検査施設の拡充に貢献した（2020年2～5月に4機関から53機関）ほか、国内各地域で主要な役割を果たす病院に対して人工肺、人工呼吸器、個人防護具、陰圧陽圧管理システム、可動式X線装置等の機材供与や下位レベル病院を対象とした能力強化研修等を実施した。南部のチョーライ病院では、感染が再拡大した2020年7月に供与した人工肺が引き渡し当日から患者治療に活用された。
- ミャンマーでは、検査実施不全が深刻な状況下、長年にわたる同国国立保健衛生研究所等との信頼関係を基に的確にニーズを把握し、検査試薬、検査キットの供与、検査体制の拡充への貢献、検査診断の国家戦略計画及び各種ガイドラインの改定等を実施した。また、機構の「普及・実証・ビジネス化事業」を活用した北島酸素㈱、㈱大同工業所と連携して現地の関連情報を適切に把握の上、医療用酸素や治療関連の資機材を供与した。
- ガーナでは、機構の継続的な支援を受け、ガーナ及び周辺国の感染症対策において重要な役割を担い、国内の新型コロナPCR検査の大半を担うガーナ野口記念医学研究所に対し、自動核酸抽出装置の供与等を通じて、コロナ禍での検査機能向上に寄与した。また、ウイルス学に比重を置いた第三国研修（9か国15人参加）も行い、参加各国での新型コロナ対策にも寄与した。
- ブラジルでは、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）実施機関と国立国際医療研究センターの新型コロナ症例患者の遠隔報告・勉強会を実施した。カンピーナス州立大学・栄研化学㈱（栄研）・千葉大学・機構の4者で連携覚書を締結し、栄研が開発した新型コロナウイルス検出試薬を用いた性能評価試験を開始する等、時宜を得た支援が実現した。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

- 新型コロナの影響で、感染症対策の重要性が改めて世界的に認識されることとなり、ワクチン接種が進む中で、感染症対策にかかる優先事項の変化が顕著であった。限られた日本人専門家の投入で可能な手法で事業を推進するとともに、これまでの協力のアセット・現地リソース・域内連携の強化を推進することで、変化するニーズに対応する。

No.2-3 母子保健の向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
母子手帳が新たに正式に導入された国数	累計25か国 ³⁶	1か国	1か国	0か国 ³⁷	0か国	1か国
母子手帳の導入に向けた働きかけを行った国数	38	43か国/年	67か国/年	74か国/年	77か国/年	87か国/年
母子保健サービスに携わる看護・助産人材に係る研修実績数	240人 ³⁹	1,542人	1,570人	2,732人	1,771人	1,611人

(1) 母子に対する継続的な保健サービスの提供、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善

① 看護・助産人材の育成

- ニカラグア、カンボジア、セネガル等計27か国において計39件、母子保健サービスに携わる看護・助産人材の育成に資する事業を実施した（各年度）。
- ホンジュラス、ボリビア、ニカラグア、グアテマラでは、機構の事業を通じた支援の結果、事業対象地域において5回以上の妊婦健診を受けた妊産婦の割合、施設分娩割合、乳児死亡率、産後健診受診率等の指標で改善が見られた（各年度）。
- ヨルダンでは、モバイルクリニック（移動式診療車）の巡回で、家族計画、産前産後ケア、予防接種、小児ケアサービスの提供を行い、遠隔地に居住するヨルダン人及びシリア難民延べ1,067人（うちシリア難民451人、全体の42%）に裨益した（2018年度）。
- スーダンでは、機構支援の結果、同国政府が村落助産師の重要性を認識して増員を進め、スーダン全土の村落助産師数が2012～2017年の間に約44%増加した（2018年）。
- パキスタンでは、これまで十分な予防接種活動が行われてこなかったアクセス困難地域（季節移住者や難民・遊牧民が生活）を対象に、定期予防接種や母子保健サービスの強化を推進した。対象地における乳幼児の54%への予防接種を実現したほか、ファミリー健康手帳（20,000部）の住民配布等を通じ、妊産婦向けの知識向上に寄与した（2020年度）。
- カンボジアでは、分娩時・新生児期のケアを強化するため、産科医や助産師等に対する技術研修を行い、2021年度計532名が受講。新型コロナの影響で対面研修が困難なため、オンライン研修モジュール・教材のほか、助産師向け自己学習アプリを開発し2,419件ダウンロードされた（2021年度）。

② 母子手帳の開発途上地域への普及、国際的認知の向上

- アンゴラ、ガーナ、インドネシア、モザンビーク等計5か国において計5件、母子手帳の開発途上地域への普及に資する事業を実施。累計87か国に対し、母子手帳の導入に向けた働きかけを行った（各年度）。

36 2015年度までの累計

37 中期計画期間中に合計3を目標としている。

38 新たな取組のため基準値なし。

39 「日・ASEAN 健康イニシアティブの目標値：2014年から2019年に8,000人」のうち母子保健関連で1,200人

- ヨルダンでは、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）と共同で開発した機構協力では初となる電子母子手帳が完成し、運用を開始した（2017年度）。
- 母子保健手帳を含む家庭用母子健康記録の国際標準の設定を目的とするガイドラインをWHOと連携して策定し、同ガイドラインを世界保健総会の公式サイドイベントで周知した（2018、2019年度）。同ガイドラインに基づき、各国が家庭用保健記録を普及・活用するための「実施ガイド」の策定を開始した（2020年度）。作成協力国へのヒアリング、ガイド第一稿の作成、調整プラットフォーム会合にて構成の検討のうえ、ワークショップにて協力国や開発パートナーで第一稿の内容を詳細に検討・議論し、修正点を反映して第2稿を作成した（2021年度）。
- 機構、WHO及びUNICEFの3者基本合意文書（2019年度署名）に基づき、知見の共有や各国の母子手帳導入・活用に向けた技術支援の調整を図るためのプラットフォームに係る枠組みを具体化させ、非公式会合開催等活動を開始した（2020年度、2021年度）。
- アンゴラでは、機構による民間企業や援助機関との連携強化により、計296万冊の母子健康手帳をアンゴラ政府に寄贈したほか、本邦企業と連携し妊娠週数・日数早見スケール（3,300部）を産前健診従事者向けに作成した（2019年度）。また、ランダム化比較試験を実施し、コロナ禍においても、1万人以上の女性が同比較試験に参加する等、母子手帳のエビデンス構築に貢献した（2020年度）。
- シエラレオネでは、機構が支援し作成した試行版母子手帳について、保健省の全国展開に向けた方針のもと、2つの県で500冊の試行導入を行った。その結果、73%の妊産婦や家族が、子どもが1歳になるまで継続して手帳を活用していることが確認されたことから、試行版母子手帳の改訂を行い、導入地域の拡大に向けて準備を進めた（2021年度）。
- アフガニスタンでは「母子手帳普及計画（UNICEF連携）」によりアフガニスタン全土（34州）を対象とし、母子手帳の全国展開を支援。10,266人の医療従事者が研修を受けたほか、母子手帳は26州で合計312万9,266冊が配布され、同国での母子手帳の普及に大きく貢献した（2018年度～2021年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsゴール3（あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する）のうち、特に妊産婦の死亡率削減と新生児及び5歳未満児の死亡率削減を謳ったSDGsターゲット3.1、3.2に資する案件を、全世界で実施した。特に、ボリビアでは、協力対象地域の乳児死亡率が1,000出生当たり1件となり、SDGsターゲット「5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすこと」の達成に向けて貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- インドネシア「地方分権下における母子手帳を活用した母子保健プログラムの質の向上プロジェクト」では、「コロナ禍での母子健康手帳活用の経験と教訓の共有」をテーマにオンライン国際研修を実施し、コロナ禍で母子保健サービスを維持するための母子健康手帳の戦略的な活用が促された（2020年度）。「コロナ禍における母子健康手帳を活用したコミュニティエンパワーメント・能力強化・モニタリングと評価」について、他国の状況や経験、コロナ禍での母子保健サービスの工夫の共有を目的としたオンライン国際研修を実施し、自国の政策に活かすためのアクションプランが作成された（2021年度）。

- ガーナ「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」で作成した研修パッケージに母子保健サービス提供時の新型コロナ対策の内容を追加し、世銀等の資金を活用して医療従事者向け研修を継続実施した（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

- 新型コロナの影響で、母子保健サービスの提供体制のぜい弱化、サービス受療の低下が見られたため、影響を最小限にとどめサービスの継続性を維持する取組を進めてきたが、依然として母子への負の影響が残っている。次期中期目標期間では、デジタル技術を適切に活用しつつ、公衆衛生危機下においてもサービスの継続を可能とするため、保健システムの強化及び母子保健サービスを担う人材の育成を推進する。併せて、サービスの継続に資するツールである母子手帳について、WHOと共同作成中の「実施ガイド」を活用し、普及・活用の更なる推進を図る。

No.2-4 栄養の改善

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ推進のためのアクションプラン策定国数	⁴⁰	10か国	3か国	5か国	0か国	1か国
栄養改善に係る研修実績数	⁴¹	33か国	39か国	49か国	26か国	32か国

(1) 栄養改善に向けた国際的取組への貢献

- 日本政府主催の「東京栄養サミット2021」に合わせて、機構は人間の安全保障の実現を目指し、栄養改善に関する基本的考え・取組方針を「JICA栄養宣言」として発表し、世銀、UNICEF、FAO等の関係機関から賛同を得た。機構の働きかけにより、同宣言で機構が示した方針がサミット成果文書の一部である日本政府によるコミットメントに取り込まれ、国際社会への日本の協力方針の発信と理解・認知向上に貢献した（2021年度）。

(2) 日本の民間企業の活力も活用した開発途上地域の栄養改善

- バングラデシュ、カンボジア、ベトナム等計43か国において計142件、日本の民間企業の活力も活用した開発途上地域の栄養改善に資する事業（NGO等によるものを含む）を実施した（各年度）。
- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長として、四半期ごとの運営委員会開催や、本邦企業の参加促進を図るためのセミナーを開催した。2022年3月末時点で、87企業・団体が加盟しており、メンバー企業による事業参画が計10件実現した（各年度）。
- 栄養分野における機構の取組が評価され、栄養分野のグローバルリーダーで構成される「SUN Lead Group」の東アジア地域唯一のメンバーに機構理事長が就任した（2019年度）。

⁴⁰ 新たな取組のため基準値なし。

⁴¹ 新たな取組のため基準値なし。

(3) アフリカにおける飢餓と栄養不良の克服に向けた貢献（食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）等の推進）

- マダガスカル、ナイジェリア、ブルキナファソ等計7か国において計8件、アフリカにおける飢餓と栄養不良の克服に向けた事業を実施した。また、農業・農村開発分野の事業を中心に栄養に配慮した活動を盛り込んだ「栄養センシティブ化」を推進した（各年度）。
- IFNAの推進に向けて、エチオピア、スーダン、マラウイ等計10か国に対して、国別アクションプラン策定に向けたワークショップを開催したほか、ブルキナファソ、ケニア、ガーナ、モザンビーク、セネガル等計8か国において、国別アクションプランの政府承認を得た。また、2019年度には、アフリカの子ども2億人の栄養改善に向けてIFNAの取組を全アフリカへ拡大することを表明する「IFNA横浜宣言2019」の採択に主導的役割を果たした。2020年度には、IFNA地域会合を開催し、機構が発案した「Nutrient Focused Approach（NFA）」に係る説明を行い、アフリカ各国のIFNAへの参加の意向を引き出した。また、アフリカ各国にIFNAの知見を共有するためのツールとして、「IFNA実施ハンドブック」の作成を進めた（2020年度）。
- 栄養改善に貢献する活動に意欲のあるJICA海外協力隊員や専門家等のネットワーク（栄養改善パートナー）を設立・強化し、世界各地の取組事例の発信・共有を通じて、各栄養改善パートナーの活動を推進した（各年度）。
- ルワンダでは、5歳未満児の発育阻害削減を目指すべく、多岐にわたる省庁等関係者との調整を重ね、栄養分野で機構初の政策借款のL/Aに調印（2019年度）したほか、保健省アドバイザーの活動を遠隔にて開始し、栄養改善活動の実施促進を図った（2020年度）。
- アフリカ連合（AU）傘下の八つの地域経済共同体（RECs）の参画・協力の強化を通じ、IFNAを一層推進するべく、IFNA事務局やアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）と連携し、RECsを対象とするIFNAパートナー会合を計2回開催した（2021年度）。

(4) SDGs達成に向けた貢献

- IFNAの取組を通じて、栄養不良の解消と若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を謳うSDGs目標2.2の達成に向けて貢献した。
- 日本政府主催の「東京栄養サミット2021」において、機構は「JICA栄養宣言」を発表し、SDGs目標2の達成に向けた国際社会の取組強化の一環として、国際社会への日本・機構の協力方針の発信と理解・認知向上に貢献した。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- マダガスカル「食と栄養改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、身近で入手可能な食材を用いた免疫強化メニューを開発し、ローカルラジオを通して普及する等、コロナ禍を踏まえた追加的な活動を企画・実施した（2020年度）。
- コロナ禍における食糧・栄養改善ニーズの高まりを受け、WFPとの間でマダガスカルでは母子の栄養改善、シエラレオネでは地産食材による学校給食の推進に係る連携事業を開始した（2021年度）。

(6) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

コロナ禍における栄養状況の悪化に直面し、更なる栄養改善の努力を行う必要があることが「東京栄

養サミット」において確認された。機構は開発途上国の栄養改善に取り組むための基本方針を取りまとめた「JICA栄養宣言」を発信しており、この内容を着実に実現に移すべく、取組を強化する。

No.2-5 安全な水と衛生の向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
安全な水にアクセス可能となる人々の人数	183万人 ⁴²	701万人	14.2万人	203万人	226万人	76万人
水の供給・利用・管理や衛生に係る研修実績数	3,050人 ⁴³	9,104人	25,516人	12,043人	7,853人	13,246人

(1) 全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保

① 安全な水へのアクセスの改善

- ラオス、インド、ヨルダン、ルワンダ等計23か国において計41件、安全な水へのアクセスの改善に資する事業を実施し、計1,200万人が安全な水にアクセス可能となった（各年度）。
- タジキスタンでは、国内初の大規模鉄筋コンクリート高架水槽の建設を含む給水施設の整備を通じ、4,800戸に対して24時間安全な水の供給が可能となり、同事業が土木技術と社会の発展に大きく寄与したと評価され、土木学会賞技術賞を受賞した（2017年度）。
- バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプにおける国際機関やNGOと連携・協調した機構支援を通じて、約3万人に給水可能な対象キャンプ最大の給水施設が完成し、地域情勢の安定化に貢献した（2019年度）。
- カンボジアでは、日本企業の海外展開を後押しする、機構初の事業・運営権対応型無償資金協力「タクマウ上水道拡張計画」において、浄水場の建設と維持管理を担う日本企業とカンボジア政府の契約締結が実現した（2021年度）。

② 持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上

- カンボジア、パキスタン、南スーダン、ニカラグア等計49か国において計231件、持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に資する事業を実施し、6万7,762人の水の供給・利用・管理や衛生に係る人材を育成した（各年度）。
- 日本の水道事業の知見・経験をいかすべく、水道分野で技術協力プロジェクト初となる日本の自治体との協定書（埼玉県、さいたま市、川崎市、名古屋市、神戸市）を締結した（2018年度）。
- サモアで、沖縄の知見や技術をいかした水道公社の維持管理能力向上を支援した結果、首都アピアの最大配水区における無収水率の改善（平均68%（2013～2014年）から35.8%（2019年）に）、飲料水水質基準遵守率の改善（約50%（2014年頃）から100%に）、サモア水道公社の収支黒字化が実現した（2019年度）。
- ルワンダでは、GISを用いた全国の給水施設インベントリ及び地図データベースが完成した結果、2015年と比して、モデル4郡での故障等による給水施設停止日数が約4割短縮されたほか、

⁴² 2014-2015 実績平均

⁴³ 2013-2014 実績平均

公共水栓における残留塩素の検出率も約6倍に増加し、同成果を高く評価したルワンダ政府による全国展開や、事業で作成したガイドラインの国家承認が実現した（2019年度）。

- ナイジェリアでは、アブジャ水道公社、機構、スタートアップ、インキュベーションハブが連携した官民連携型オープンイノベーションを実施した。水道料金のオンライン支払システム、水道メーターの自動検針のスマホアプリ開発、請求書発行に係る業務の効率化等により、コロナ禍にもかかわらず収益増や請求書発行コスト削減の効果が得られ、水道料金の徴収を維持する成果が得られた（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsターゲット6.1（安全な水供給）に資する案件として、79件以上の資金協力による施設整備や、55件以上の技術協力によるアクセス、利用可能時間、水質等の給水サービスの改善に取り組んだ。
- SDGsターゲット6.4（水利用の効率化）に資する案件として、20件以上の技術協力を通じて無収水対策に取り組んだほか、プロジェクト研究「無収水対策プロジェクトの案件発掘・形成/実施監理上の留意事項の整理」を行い、機構協力を通じて得られた知見を広く公開した。
- SDGsターゲット6.5（統合水資源管理の推進）に資する案件として、インドネシアにおける地盤沈下対策、イランにおける湖沼の水位低下・縮小に対処する水資源管理、スーダンにおける地下水等の水資源管理、ボリビアにおける河川流域管理のプロジェクト等に取り組んだ。
- SDGs達成のために民間資金動員への関心が高まっていることを受けて、円借款で支援したブレンディッド・ファイナンスの事例「フィリピン水回転基金」及びその教訓を、第29回ストックホルム世界水週間等で発表した。また、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）が作成・刊行したレポートでも本事例が掲載され、先進的な取組事例として高く評価された。さらに、ブレンディッド・ファイナンスを用いた債券発行を通じて水道事業体への資金供給に取り組んでいるオランダのWater Finance Facilityとの協力に関する覚書を締結した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍の影響で多くの水道事業体が、料金収入の激減や予算配賦の減額に直面し、水供給サービスの継続が危ぶまれるなか、先方実施機関の緊急の要請に応え、資機材等の調達、事業継続計画の策定、給水車による給水システムの立ち上げ等の支援を、約20か国で迅速に展開し、水供給サービスの継続に貢献した。
- コロナ禍を受け、機構は「JICA健康と命のための手洗い運動」を開始し、機構内外の関係者を巻き込んで手洗いの重要性を広め、計61か国約296件以上の取組が実施された。また、作成した様々な啓発ツールを機構のウェブサイトで公開し、普及を促進した。さらに、「JICA健康と命のための手洗い運動プラットフォーム」を設立し、情報や経験の共有、衛生啓発イベントやセミナー等の開催、共同活動の企画・支援等を行った。インドでは1億人に対する啓発の実施を目標にした「アッチー・アードト（良い習慣）キャンペーン」により、民間企業11社及び地方自治体（熊本県、横浜市）との連携により、多様な啓発活動を実施している。
- 急激な感染拡大への対応を迫られるなか、日本の水道事業体による取組事例とともに10の対策を取りまとめ、機構のウェブサイトで公表するとともに、20か国以上の水道事業体に提供した。また、機構による水・衛生分野での新型コロナ対策の取組をまとめ、機構のウェブサイトで公表したほか、英国王立国際問題研究所主催の国際セミナーに登壇する等、対外発信を行った。

- 日本人専門家の現地渡航に制約があるなか、アジア、アフリカの3か国を対象として、衛生啓発に関するノウハウ、経験を豊富に有する国際NGOを活用した手洗い設備の普及や衛生啓発活動を行う協力を着手した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- 新型コロナの流行に伴い、水供給や手洗い等の衛生的な行動の重要性に対する認識が高まったが、開発途上地域の実施機関は財務状況が悪化するなかで、新型コロナの予防に細心の注意を払いつつ、水・衛生サービスの提供を継続する必要があるという難しい状況に置かれている。機構は、財務状況の悪化を緩和し、エッセンシャル・ワーカーである実施機関の職員を守りつつ、必要な水・衛生サービスを継続するための緊急的な支援を継続するとともに、中長期的観点からの強靱性の強化やSDGsの達成に向けた支援も行う方針である。その際には、地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理の推進、および自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指し、保健医療、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大することに留意する。

No.2-6 万人のための質の高い教育

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
疎外されている人々に配慮した教育支援アプローチ（研修教材等）の開発件数	1件 ⁴⁴	3件	2件	2件	7件	2件

(1) 包摂的で公正な質の高い教育の実現への貢献

① 教科書・学習教材の開発

- ミャンマー、ラオス、パキスタン、パレスチナ、グアテマラ、ニカラグア、セネガル等計14か国において計14件、教科書・学習教材の開発に向けた事業を実施した。機構支援を通じて開発した教科書・学習教材が12か国で承認・導入された（各年度）。
- ミャンマーでは、機構の支援で開発した小学校1～3年生の新規教科書10科目分が、全国で一斉導入された（2017～2019年度）。小学2年生の算数テストでは、平均点が5.09点から6.35点に上昇する等の成果が得られた（2019年度）。また、日本から遠隔で小学校5年生用全教科の教科書及び教師用指導書の開発を支援し、教育省にて正式承認された。さらには、コロナ禍による休校の影響を受け、自宅学習教材及び教師・保護者向けの自宅学習ガイドラインを開発したほか、コロナ禍での子どもの学びの継続を促進する広報ビデオを制作し、同国教育省ホームページより発信した（2020年度）。
- 機構の支援で開発・全国配布に協力した教科書や教師用指導書の活用を通じ、エルサルバドルでは正答率が約10%ポイント上昇した（2019年度）。介入開始から1年後の介入群における小学校2年生算数の学力が向上（テストスコアの平均効果は0.49標準偏差）したことが確認された（2021年度）。

44 前中期目標期間（2012-2015）実績は、4件

- パプアニューギニアでは、機構の支援を通じて同国初の国定教科書が開発され、同教科書は全国ほぼ全ての対象児童に配布された。また、この協力を契機として「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）」の資金が更なる教科書開発・配布等に充当されることが決定した（2019年度）。
- ネパールでは、1～3年の算数教科書と小1教員用指導書の開発・改訂を完了した。また、新型コロナによる休校下の児童に向けて、他ドナーと連携して算数自主学习教材を作成し、教育省ホームページで公開される等、時宜を得た支援につながった（2020年度）。
- セネガルでは、算数の学習改善のための補助教材・指導書を開発するとともに、パイロット2州の1,200校、5,500人の教員に対し研修を実施し、20万人の児童の基礎学力が大幅に改善した（最低限の算数スキルを身につけた児童の割合が2割以下から6割以上に増加）（2019年）。

② 教員養成・研修の改善

- ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、アフガニスタン、パレスチナ、エルサルバドル、モザンビーク、ザンビア、ケニア、ガーナ、エジプト等計31か国において計41件、教員養成・研修の改善に向けた事業を実施した（各年度）。
- カンボジアでは、教員養成大学の運営計画策定や体制・指導教官の強化、4年制の教員養成課程に向けた理数科分野のカリキュラムやシラバス、教材の作成等を支援した二つの教員養成大学が開校した（2017、2018年度）。

③ 学校運営の改善

- ネパール、ニジェール、マダガスカル、エジプト等計10か国において計21件、学校運営の改善に向けた事業を実施した（各年度）。
- エジプトでは、日本の教育の特長である特別活動、朝学習、手洗い・歯磨き等（以下、「Tokkatsu」という。）を取り入れたエジプト・日本学校（EJS：Egypt-Japan School）が48校開校し、最初の開校セレモニーには大統領も出席した。日本式教育は同国政府から高く評価され、全国の小学校（1年生～4年生）での毎週の実践が決定される等、日本の知見や経験を活用した教育の質の改善に大きく貢献した。コロナ禍においても、手洗い活動をエジプト全国に展開すべくビデオ教材を作成したほか、マスタートレーナーやEJS教員向けの研修をオンライン化し、オンライン自習プログラムとライブ配信の組み合わせで研修を実施した（2018～2021年度）。
- ニジェール、モロッコでは、機構の支援を通じ学校運営の改善に資するモデルを開発の上、パイロットで導入した結果、学力の向上や学校環境・運営の改善が見られた（2018年度）。ニジェールでは、国民教育省主導で全国の小学校総計約18,250校の正課補習授業に導入された（2021年度）。
- モンゴルやネパールでは、それぞれ機構の協力によるインクルーシブ教育にかかる文書が各国政府により承認・認知され、制度化につながった（2018年度）。
- インドのNGOプラサム及びマサチューセッツ工科大学の貧困アクションラボと2018年度に協力覚書を締結し、2019年度には、読み書き・算数スキル向上のための新モデルを開発した。同モデルをマダガスカル（1,650校17万人）、ニジェール（101校1万人）において試行した。その結果、児童の算数の平均点が約30%ポイント上昇し、両国政府はこの取組を高く評価して拡大する方針となった（2018、2019年度）。

④ 教育施設の拡充

- モンゴル、カンボジア、ラオス、ハイチ、マラウイ、ブルキナファソ、エチオピア等計13か国において計14件、教育施設の拡充に向けた事業を実施した（各年度）。上記の国において、小中学校教室、教員養成校等の整備・拡張等を行った。

⑤ ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育

- アフガニスタン、モンゴル、パキスタン、ニジェール等において計14件、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育に資する事業を実施した（各年度）。
- アフガニスタンで、聴覚・視覚障害分野の6教科の教科書を開発し、全国の教員養成校に配布された。また、機構の支援を通じて、識字教育の質の向上のため、全国の州・郡教育事務局に改訂版モニタリングマニュアルが配布され、パイロット地域の識字教室では、約2,000人の非識字成人が受講し、約94%の女性参加者が識字教室を卒業した（2017、2018年度）。
- モンゴルでは、障害児に対する教育サービスの改善を支援し、事業の前後で障害児の就学数が、非パイロット校（33校）では583人から477人に減少した一方、パイロット校（14校）では1,265人から1,445人まで増加した（2019年度）。
- パキスタンでは、就学の機会を逃した児童・若者等に対する教育支援を行った。全国のノンフォーマル教育センター約24,000校のうち、約2,200のセンターで機構の支援により開発された教材が使用された（2019年度）。新たに1,000校以上のノンフォーマル教育センターが開校し、2万5,000人以上（うち8割以上が女子・女性）が学習を開始した（2021年度）。
- ニジェールでは、女子の就学促進を目的として、UNICEFと連携し、全国8州で州ごとに教育フォーラム（州、県教育関係者、学校運営員会代表、自治体代表等が集まる会合）を開催した。そこで誓約された活動がコミュニティで実行され（早婚モニタリング委員会の設立、啓発活動の実施等）、女子生徒の中学1年生の中退率は33.4%から20.0%に、中学2年生への進級率は44.6%から57.5%に大幅に改善された（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsゴール4（全ての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する）に貢献するため、SDGsターゲット4.1に資する質の高い初等教育修了に向けた基盤整備を14件、4.cに資する質の高い教員輩出に向けた協力を41件実施した。また、SDGsターゲット4.5に資するジェンダー格差・ぜい弱層への支援を14件及び4.6に資する基本的な読み書き・算数能力向上に向けた案件を20件実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 上記（1）のほか、新型コロナの影響を受ける世界と日本の教育を支援する専門家及びJICA海外協力隊等の取組を網羅的に紹介する特設サイトを機構ホームページ内に開設し、反響を得た。また、機構ホームページ内に「『子どもの学びの改善』のためのお役立ち情報」を新設し、教科書・教員用指導書、算数ドリル、動画（日本での数と計算の理解）等これまでの教育協力の成果品を掲載し、退避帰国中のJICA海外協力隊による活用を促進した。
- 外務省との共催でオンラインセミナー「コロナ禍での教育協力を考える」を開催し、コロナ禍がもたらす子どもたちの学びへの影響と中長期的な支援ニーズについて、日本政府（外務省、文部科学

省、経済産業省）、国際機関（UNICEF等）、開発コンサルタント、民間企業、NGO等がそれぞれの問題意識や取組を共有するとともに、新型コロナ時代の教育協力における官民連携の可能性について議論した。

- セネガルでは、セネガルUNICEFと連携し、コロナ禍における緊急教育対策支援を実施した。電力やインターネットへのアクセスの制約もあり、休校期間中遠隔教育等の教育サービスが受けられなかった地方部において、約1,200校、25万人の子どもを対象に、学習機会の喪失への対応及び学校再開後の女子の就学促進、中退・退学防止を目的として補習教材等の提供や、生理衛生用品の供与及び啓発活動の実施を支援した（2021年度）。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- コロナ禍の継続に伴い、教育・学習機会が失われ、将来的には就業機会にも影響するなど中長期的に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。開発途上地域のコロナ禍での教育政策・対応方針を踏まえつつ、子どもの学習機会が途切れることのないよう、これまでの支援の成果を活用しつつ、教育行政、コミュニティ、民間企業を含む開発パートナー等と協働しながら、子どもの学びの改善のため、質の高い教科書・教材の開発・普及、コミュニティとの協働を通じた教育改善（「みんなの学校」等）、女子、不就学児、障害者、紛争影響国の児童・難民等に焦点を当てた教育機会の拡大、及び遠隔教育機材等の整備を含め、教育施設の拡充に取り組む。また、日本の教育の特長をいかした子ども同士が対等な立場で協調性を育む活動を支援する。

No.2-7 スポーツ

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ボランティアを通じた活動の裨益者数	7.3万人 ⁴⁵	11.5万人	22.9万人	20.6万人	11.4万人	1.1万人
スポーツ分野における新規ボランティアの派遣人数	2020年に162人 ⁴⁶	265人	215人	256人	1人	37人

(注) ボランティアを通じた活動の裨益者数の集計は、当該年度の派遣隊員ではなく当該年度に帰国したJICA海外協力隊員の活動（一部本邦帰国後に行われた遠隔指導等も含む）を対象として行っているため、2020年度の派遣人数は1名なるも、裨益者数は11.4万人となっている。また、2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による海外渡航制限に伴い、体育・スポーツ分野に限らず新規JICA海外協力隊員の派遣が困難な状況であった。

(1) スポーツを通じた開発支援

① スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）への貢献

- 体育・スポーツ分野の新規JICA海外協力隊員派遣倍増、ミャンマー「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、「カンボジア王国中学校体育科教育指導書作成支援・普及プロジェクト」（草の根技術協力）等、計83か国を対象に計2,197件の事業実施（2022

⁴⁵ 2014-2015 実績平均

⁴⁶ SFT 目標値（2012 年度実績（81 人）を 2020 年までに倍増）

年3月末時点)を通じて、開発途上国の人々約695万人に裨益し、SFTの目標(裨益者1,000万人)達成に大きく貢献した(各年度)。

- スポーツ庁、日本オリンピック委員会(JOC)及び東京2020オリンピック・パラリンピック大会組織委員会からの有識者を招いて「スポーツと開発」協力構想会議を7回実施し、課題別事業戦略(JICAグローバル・アジェンダ)「スポーツと開発」を策定した(各年度)。
- スポーツ庁「スポーツ審議会スポーツ国際戦略部会」に委員として参画し、「スポーツ国際戦略」の策定に貢献した(2018年度)。また、スポーツ庁「スポーツ審議会スポーツ基本計画部会」に対しても情報提供を行い、「第三期スポーツ基本計画」の策定に貢献した(2021年度)。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック大会にJICA海外協力隊員が指導した選手21名、1チームが出場した。また、機構が支援した南スーダンの選手2名も出場した(2021年度)。
- 国際社会に対して「スポーツと開発」に関するメッセージをより戦略的に発信すべく、JOCと2020年7月に連携協定を締結した(2020年度)。また、日本サッカー協会(JFA)、日本プロサッカーリーグ機構(Jリーグ)、日本女子プロサッカーリーグ機構(WEリーグ)との連携協定を2021年6月に、読売巨人軍との連携協定を2022年1月に締結した(2021年度)。
- 開発銀行サミット⁴⁷や平等を目指す全ての世代のためのフォーラム⁴⁸にて、機構理事長からのスポーツと開発の重要性に関するビデオメッセージが紹介された。また、フランス開発庁が開設したウェブプラットフォーム「Sport en Commun」や関連機関による協議体「Coalition for Sustainable Development through Sport」に加盟し、国際社会への発信を強化した(2020～2021年度)。

② スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進

- 計67か国に対して、体育・スポーツ分野の新規JICA海外協力隊員を計774人派遣したほか、ボスニア・ヘルツェゴビナ「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」、「ラオス障害者スポーツ普及促進プロジェクト」(草の根技術協力)、「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」(課題別研修)等、計18か国に対してスポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進に資する事業を実施した(各年度)。
- 南スーダンでは、平和構築等を目的として、全国スポーツ大会「National Unity Day (NUD)」を実施した。同大会に出場した南スーダン選手が東京オリンピック・パラリンピック大会にも出場し、1年以上にわたり前橋市にて事前合宿をする等、国内外にて大きな注目を浴びた(各年度)。
- タンザニアでは、ジェンダー平等化及び女性のエンパワーメント等を目的として、女子陸上競技会「Ladies First」を実施した。同取組は、2019年9月の国連総会では、安倍総理(当時)が一般討論演説のなかで女性のエンパワーメントへの日本の貢献事例として言及した(各年度)。
- インドネシアでは、中部スラウェシ地震1周年を機にJリーグと復興支援イベントを、また、フィリピン・ダバオ市及びバングラデシュでは、青年育成を目的とした野球教室を読売巨人軍と開催した(2019～2021年度)。

⁴⁷ 気候変動やSDGs達成に対する開発銀行の役割を議論することを目的に、全世界の約450の開発銀行が一堂に会した初のサミット。第1回は2020年11月11日、12日にフランスのパリにて、第2回は2021年10月19日、20日にイタリアで開催された。

⁴⁸ SDGs達成に向けたジェンダー平等の推進を目的に、UN Womenが主催、メキシコ政府とフランス政府が共催したフォーラム。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- JICAボランティア事業による体育・スポーツJICA海外協力隊員の派遣を通じて開発途上国のスポーツ機会の拡充に協力し、SDGsゴール10（各国内及び各国間の不平等を是正する）に貢献した。また、SDGsゴール3（全ての人々の健康的な生活の確保と福祉の促進）やSDGsゴール4（全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供と生涯学習の機会の促進）に寄与する課題別研修や技術協力を実施した。更に、タンザニア等での取組を通じてSDGsゴール5（ジェンダー平等実現）に、ボスニア・ヘルツェゴビナ、南スーダン等での取組を通じて、SDGsゴール16（平和で包摂的な社会の促進）に貢献した。
- SDGsへの貢献を定義した「JICA『スポーツと開発』事業取り組み方針」を策定・公表した。また、「スポーツ・フォー・オールみんなのスポーツ」ウェブパンフレットにてSDGs項目に対するスポーツの役割について整理し、TICAD7等で配布した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルス感染拡大を受け、ボランティアの新規派遣は通常どおりの実施が困難となり、派遣中JICA海外協力隊員も退避を余儀なくされたが、かかるなかにあっても遠隔での支援継続（オンラインを活用した直接指導、動画共有等）、国内課題解決への貢献（ホストタウンの取組への参加、スポーツ番組制作）、自己研鑽（講義、意見交換）等の活動を支援した。また、JICA海外協力隊員の渡航再開に併せて感染症対策に配慮した体育・スポーツ指導の講義を実施した。
- 新型コロナウイルス感染拡大を受け、研修員の来日に制限が課されたことから、実技が必要な講義のみを来日して行うこととし、それ以外の講義は遠隔にて実施した。遠隔での実施期間中は、新たに作成した動画教材を配信し、好きな時にかつ繰り返して講義を受けられるようにし、また、メール等で講師にいつでも質問できる体制を整えた。
- 「ラオス障害者スポーツ普及促進プロジェクト」（草の根技術協力）では、日本からの現地渡航が難しいなか、長年にわたる協力のなかで育成した現地スタッフが中心となって事業を継続し、日本側の専門家によるインプットが必要な場合にはオンラインにて現地と接続し、遠隔での実技指導等を実施した。これらの取組を通じて、無事事業が完了し、当初の目標を達成した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- スポーツを通じた国際協力についてはまだその有用性が広く一般に浸透していないため、スポーツを活用した取組の主流化、つまり、スポーツが国際協力における一つの有効なアプローチであるという認識を浸透させ、当たり前にも活用されるようになることを目指し、外部の関係団体・関係者との連携を密にし、東京2020オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを含め日本の強みをいかした取組を継続して展開する。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
社会保障に係る研修実績	128人 ⁴⁹	135人	82人	202人	150人	291人
障害に関する研修等に参加した機構事業関係者の人数	213人 ⁵⁰	467人	2,666人	2,994人	460人	386人

(1) 社会保障制度の構築や強化への貢献

① 高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応

- タイ、マレーシア、中国等において計4件、高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応に資する事業を実施したほか、年に1度、課題別研修「高齢化対策」コースを通じ、各国の行政官の政策策定能力の強化を行った（各年度）。
- タイでは、協力対象地域の65%において日常生活動作の指標が改善する等の成果が見られたことで、タイ政府による介護サービスの予算化につながった（2017～2019年度）。
- インドネシアでは、日本の社会保険労務士制度をモデルとした資格制度を構築する機構初の事業に取り組み、国家社会保障審議会にてインドネシア版社会保険労務士を規定する規則が制定された（2017～2020年度）。これを踏まえて、規則運用のための人材育成として国別研修を開始した（2021年度）。
- アジア・太平洋地域での健康危機対応及び高齢化社会への対応を含むUHC達成に係る戦略的な連携に向けて、2017年度にアジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）と覚書を締結し、毎年度のリトリートに加え、2018年度にはADBと国際会議を共催した。また、2019年度には、ベトナム政府関係者をタイに招へいするスタディツアーを世銀と共同で実施した（2017～2019年度）。
- 日本政府が掲げる「ベトナム介護人材1万人受入」の目標に寄与する取組として、長野県小諸市の「のぞみグループ」による日本式介護技術の輸出や、栃木県さくら市のシンテックス㈱による高齢者・障害者向け椅子式階段昇降機・段差解消機の導入に向けた案件化調査を実施した（2018、2019年度）。

② 機構事業における障害に関する取組・視点の組込の更なる推進

- 「障害と開発」分野への関与を目指す人材の育成を目的とした能力強化研修を累計133人に実施した（2017年度：17人、2018年度：17人、2019年度：18人、2020年度：35人、2021年度：46人）。
- パラグアイでは、南米初となる物理的アクセシビリティ監査員養成研修制度の実施を通じて、障害当事者を中心に監査員（48人）の登録を行った。その結果、これまで機能していなかった物理的アクセシビリティ認証制度が実施可能となり、障害者が利用しやすい施設・設備への改善に貢献した。また、「地方の方言を含むパラグアイ手話デジタル辞書」を作成した（2018年度）。
- インドのデリー高速輸送システム建設事業が「National Award for the Empowerment of Persons

49 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

50 2014-2015 実績平均

with Disabilities」を受賞する等、機構の事業における障害配慮の取込に係る取組が外部から高く評価された（2019年度）。

- ヨルダンでは、障害者の就労を促進するためのジョブコーチを、当初計画を上回る185人育成し、当初目標の100人を超える120人の障害者が縫製業、接客業等に雇用された。また、プロジェクトで育成した障害者のピア・カウンセラーが、国境なき医師団の病院、イタリアのNGOに雇用される等波及的効果も生まれた（2019年度）。
- モンゴルでは、政府関係者や民間企業を対象とした「障害平等研修」を継続的に実施し、その受講者が1万人を超えた。さらに、「障害平等研修の実施及びファシリテーターへの資格授与に関する規則」が労働社会保障大臣令として発効され、同研修の事業化が前進した（2020年度）。2020年2月には障害者就労支援制度構築プロジェクトを開始し、日本における障害者の援助付き雇用の政策や現状を理解する研修（56名参加）を実施した（2021年度）。
- 多様化する障害分野のニーズに応えるため、エクアドル「インクルーシブ防災」、パレスチナ「ユニバーサルツーリズム」の国別研修を実施した（2021年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 既述の取組を通じて、SDGsターゲット1.3（適切な社会保護制度及び対策の実施とぜい弱層の十分な保護）、8.5（障害者を含む全ての人間の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事）、10.4（平等の拡大を漸進的に達成）等、多岐にわたる項目に貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 課題別研修や能力強化研修等の各種研修をオンラインあるいはオンデマンドによる講義動画等で実施した。また、新型コロナにより影響を受け健やかな成長を脅かされる子どもとその家族に対する支援を検討するために児童福祉分野の現状と国内リソースの情報収集・分析調査を実施し、2022年度より開始する課題別研修「子どもの保護」の立ち上げに向け準備を進めた。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- 障害児の教育、障害者のリハビリなど、教育や保健など他の分野と連携が必要な課題が多くあり、こういった課題に対しては分野横断的な対応を行うことで総合的な課題解決を目指す必要がある。インクルーシブ教育など既に対応が進んでいるものもあるが、今後、インクルーシブ防災、ユニバーサルツーリズム、スポーツと障害など、分野横断的な対応をさらに進めていく。
- 日本で社会福祉を実質的に担っているのが地方自治体、社会福祉法人やNGO/NPOであることを踏まえ、こうした国内の国際協力リソースを新たに開拓し、国際協力に従事する人材を育成していく必要がある。これを実現するため、国内のリソース開拓を目的とする各種調査を実施し、有識者を中心とした現行の社会保障分野及び障害と開発分野それぞれの課題別支援委員会に新たなリソースを加えた国内協力体制の構築に取り組む。また、国内の国際協力人材育成のために能力強化研修「障害と開発」等を実施する。

3-3. 中期目標期間評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：S

根拠：

【中期目標達成状況】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量目標を大きく上回り達成した。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、重要かつ難易度の高い取組）を満たしており、成果の最大化に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果を上げていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成されたと評価する。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口（TICAD VI 関連）、学びの改善のための支援により裨益した子どもの人数（約 1,500 万人））は、いずれも目標水準を上回る成果を上げている。

【質的成果】

ア. UHC を目指した保健システムの強化：

- 政策制度の導入・改革や能力向上に貢献する事業を 57 か国計 115 件、非感染症疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善に資する事業を 29 か国計 39 件実施。
- ラオス初の全国看護師国家試験の実施、ベトナムでの看護師育成研修教材の全国標準として国家承認、バングラデシュの協力対象病院における心血管疾患の集中治療が可能な月間重症患者数の増加（約 2.6 倍）及び非感染症疾患の月間スクリーニング件数の大幅拡大（約 7.6 倍）、メキシコでの虚血性心疾患治療技術に係る研修の国家制度化等を実現。
- 新型コロナの甚大な影響が及ぶなか、UHC を目指した強じんな保健システムの強化及び感染症による健康危機時の対応のための公衆衛生上の備えの強化を念頭に、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を形成し、各種事業を推進。
- ケニアでは、ケニア中央医学研究所（KEMRI）において、国内半数以上及び隣国ソマリア等の新型コロナ検査に対応するなか、KEMRI に対し PCR 検査キット 5 万検体分を供与。また、保健財政及び保健サービス提供能力の強化等を目的とした保健分野開発政策借款の L/A（Loan Agreement：借款契約）に調印。これら包括的な支援により、ケニアにおける UHC の達成及び新型コロナ対策へ大きく貢献。
- アフリカ地域対象の 5S-KAIZEN-TQM の広域ワークショップにより知見共有。ウガンダで医療機材の使用・維持管理のガイドラインの国家承認、5S-CQI(KAIZEN)-TQM アプローチの国家戦略への組み込み。

イ. 感染症対策の強化：

- コロナ禍の各国の喫緊のニーズに応えるべく、新型コロナ対応の緊急財政支援として 2020 年 7 月以降約 6,300 億円の円借款を事前通報、3,795 億円の貸付契約を締結。
- 感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化に資する事業を計 70 か国で実施。
- 様々な外部関係機関との連携によるアフリカでのポリオ根絶の実現（ナイジェリア大統領から機構理事長に感謝状授与）、キリバスでのフィラリア症制圧の実現、コンゴ民主共和国及びウガンダでのエボラ出血熱流行の収束等に貢献。
- 長年の機構の取組により培ったアセットを基盤に、ガーナ、ベトナム、ミャンマーにおいて新型コロナ対策の予防・治療・検査体制強化に係る迅速かつ包括的な支援により、効果の高い発展的成果が発現。
- 遠隔技術を活用して、日本の集中治療専門医による現地医師等への研修を実施、医療設備の整備支

援も併せて行い、各国の ICU 治療体制を強化。

- 日本政府による新型コロナのワクチンに係る「ラスト・ワン・マイル支援」の一環で、6 か国 1 地域で、保冷用冷蔵庫や運搬車両等コールドチェーン（低温物流）整備に必要な機材を提供する協力を開始。

ウ. 母子保健の向上：

- 母子保健サービスに携わる看護・助産人材の育成に資する事業を計 27 か国 39 件、母子手帳普及に資する事業を 5 か国計 5 件、計 87 か国への母子手帳の導入推進等を実施（正式導入累計 28 か国）。
- ボリビアでの乳児死亡率の大幅削減（ボリビア全体 1,000 出生当たり 63 件→協力対象地 1,000 出生当たり 1 件）。
- アンゴラでの民間や援助機関との連携強化を通じた母子手帳支援（計 296 万冊：事業対象地における 2 年分以上の冊数の寄贈）、ヨルダンでの国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East）との共同開発による機構初の電子母子手帳の完成・運用等を実現。
- 母子保健手帳等に係る国際標準の設定を目的とするガイドラインを WHO と連携して策定したほか、機構、WHO 及び UNICEF の 3 者基本合意文に基づく、プラットフォームの枠組みを具体化させ、国際的な認知度向上に大きく貢献。
- アフガニスタンでは母子手帳の全国展開を支援。1 万人超の医療従事者が研修受講、約 313 万冊の母子手帳を配布。

エ. 栄養の改善：

- 日本の民間企業の活力も活用した開発途上地域の栄養改善に資する事業を計 40 か国 153 件実施。
- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」（78 企業・団体が加盟）の共同議長として同プラットフォームの運営に貢献、メンバー企業による事業参画が計 8 件実現。
- 栄養分野における機構の取組が評価され、「SUN Lead Group」の東アジア地域唯一のメンバーに機構理事長が就任。
- 食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）を推進。アフリカにおける飢餓と栄養不良の克服に向けた事業を計 7 か国 8 件実施。また、IFNA の推進に向けて計 10 か国にて国別アクションプランの策定に向けたワークショップを開催、計 8 か国において同プランが各国政府により承認。
- 「IFNA 横浜宣言 2019」の採択に主導的役割を果たす等、栄養改善に係る国際援助潮流の形成及び分野横断的な活動推進に貢献。
- ルワンダでは、多岐にわたる省庁等関係者との調整を重ね、栄養分野で機構初の政策借款の L/A 調印を実現。
- 東京栄養サミット 2021 で、栄養改善に関する基本的考え・取組方針を「JICA 栄養宣言」として発表。

オ. 安全な水と衛生の向上：

- 安全な水へのアクセスの改善に資する事業を計 23 か国 41 件実施、計 1,200 万人の安全な水へのアクセスを実現。
- タジキスタンでの給水施設整備を通じた 4,800 戸への常時の安全な水供給を実現し、土木学会技術賞も受賞。
- バングラデシュでのラカイン州からの避難民約 3 万人に対する給水等を実現。
- 持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に資する事業を計 49 か国 231 件実施、6 万 8 千人弱規模の人材育成に寄与。
- ルワンダでの GIS を用いた全国の給水施設インベントリ・地図データベースの作成（モデル郡では、

給水施設停止日数が約 4 割短縮、残留塩素の検出率が約 6 倍増加)。

- ナイジェリアでの官民連携型オープンイノベーションを通じた革新的事業の実証(「水道料金のオンライン支払システム」の開発による約 8 倍の収益増、「水道メーターの自動検針スマホアプリ」の開発による顧客 1 人当たりの請求書発行コストの 15 円から 2.5 円への削減)等を実現)。
- カンボジアで、機構初の事業・運営権対応型無償資金協力「タクマウ上水道拡張計画」で浄水場建設と維持管理を担う日本企業とカンボジア政府の契約締結が実現。日本企業の海外展開を後押し。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、先方実施機関の緊急の要請に応え、資機材等の調達、事業継続計画の策定、給水車による給水システムの立ち上げ等の支援を、約 20 か国で迅速に展開し、水供給サービスの継続に貢献。
- 「JICA 健康と命のための手洗い運動」として、新型コロナ感染予防と健康増進に向けた手洗い設備の整備や啓発活動に取り組み、計 61 か国約 296 件の取組を実施。

カ. 万人のための質の高い教育：

- 教科書・学習教材の開発に向けた事業を計 14 か国 14 件、教員養成・研修の改善に向けた事業を計 31 か国 41 件、学校運営の改善に向けた事業を計 10 か国 21 件、教育施設の拡充に向けた事業を計 13 か国 14 件、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育に資する事業を計 4 か国 4 件実施。
- 機構支援を通じて開発した教科書・学習教材が 12 か国で承認・導入、セネガルでの 20 万人の児童の基礎学力の大幅改善(最低限の算数スキルを身につけた児童の割合が 2 割以下から 6 割以上に増加)、マダガスカル及びニジェールでの 18 万人の児童の算数の平均点向上(約 30%ポイント向上)、エルサルバドルで小学校 2 年生の算数の学力向上(平均効果は 0.49 標準偏差)等、多くの国々で児童の学力向上を確認。
- エジプトでは、特別活動等を含む日本式教育を導入したエジプト・日本学校が 43 校開校し、日本式教育が同国政府から高く評価された結果、全国の小学校での実践が決定。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、ネパール等で自宅学習教材等を作成・公開したほか、新型コロナに対応した教育分野特設ウェブサイトを開設し、機構のコロナ禍での教育支援を一元的に広く発信。

キ. スポーツ：

- 体育・スポーツ分野の新規 JICA 海外協力隊員派遣倍増等を通じて、計 83 か国において事業を実施。約 683 万人への裨益を実現して、スポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)の目標(裨益者 1,000 万人)達成に大きく貢献。
- 機構が支援した選手・チームによるケニア、ミクロネシア、メキシコでの東京オリンピック・パラリンピック競技大会への出場権の獲得等、顕著な成果が発現。
- 東京オリンピック・パラリンピック大会に関し、JICA 海外協力隊員が指導した選手が 21 名と 1 チーム出場した。
- スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進に資するべく、体育・スポーツ分野の新規 JICA 海外協力隊員を計 67 か国、737 人派遣したほか、各種技術協力を実施。
- 南スーダンでの平和構築に資する全国スポーツ大会「National Unity Day」、タンザニアでのジェンダー平等化及び女性のエンパワーメントに資する女子陸上競技会「Ladies First」、インドネシアでの J リーグと連携した中部スラウェシ地震からの復興支援イベント、フィリピン・ダバオ市での読売巨人軍と連携した野球教室等を開催。
- 日本政府の「スポーツ国際戦略」策定に貢献したほか、日本オリンピック委員会(JOC)との連携協定締結、フランス開発庁が開設したウェブプラットフォームへの加盟等を通じて、国内外への情報発信体制を強化。

ク．社会保障・障害と開発：

- 高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応に資する事業を計 4 件実施したほか、課題別研修「高齢化対策」を通じ、各国の行政官の政策策定能力強化に貢献。
- タイでは、協力対象地域の 65% で日常生活動作の指標改善がみられ、同国政府による介護サービスの予算化につながったほか、インドネシアでは、日本をモデルとしたインドネシア版社会保険労務士を規定する規則が制定。
- モンゴルで「障害平等研修」（受講者 1 万人超）、ヨルダンで障害者の就労を促進するジョブコーチの育成（185 人を育成、120 人の障害者が縫製業や接客業等に雇用）、パラグアイで南米初となる物理的アクセシビリティ監査員養成研修制度（障害者が利用しやすい施設・設備への改善に貢献）等を実施。
- 「障害と開発」分野への関与を目指す人材の能力強化研修を計 133 人対象に実施。
- インドでは、デリー高速輸送システム建設事業における障害配慮の取組が高く評価され、「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞。

3－4．主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

（定量的実績）

【指標 2-3】「機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口」は、2018 年度に目標を達成した。【指標 2-8】「学びの改善のための支援により裨益した子どもの人数」は目標値（1,000 万人）を上回る 1,498 万人となっており、中期目標期間において着実に指標を達成したと考えられる。

（定性的実績）

1. UHC を目指した保健システムの強化（【指標 2-1】「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況」）

政策制度の導入・改革や能力向上に貢献する事業を 57 か国計 115 件、非感染症疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善に資する事業を 29 か国計 39 件実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ラオス初の全国看護師国家試験の実施、ベトナムでの看護師育成研修教材の国家承認、バングラデシュの協力対象病院における心血管疾患の集中治療が可能な月間重症患者数の増加（約 2.6 倍）及び非感染症疾患の月間スクリーニング件数の大幅拡大（約 7.6 倍）、メキシコでの虚血性心疾患治療技術に係る研修の国家制度化を始めとして、相手国政府の政策決定にも重要な影響を与えつつ、UHC の推進に顕著な成果を挙げた。
- ・新型コロナの甚大な影響の中、ケニアにおける保健セクターでの開発政策借款や、機構が 40 年にわたり支援してきたケニア中央医学研究所への新型コロナ対策支援に代表されるように、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」と銘打って各地域における保健・医療体制の強化に取り組み、新型コロナ対策に係る日本政府の政策実現に大きく貢献した。

2. 感染症対策の強化（【指標 2-2】「強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況」）

感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化に資する事業を計 70 か国で実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・新型コロナの世界的流行の中、危機に対応するための支援を迅速かつ広範に実施した。過去に

無償資金協力によって開設されたガーナの野口記念医学研究所への支援など、これまでの機構事業の成果も活用しつつ、延べ 70 か国に対し、資機材の供与や技術支援を展開した。

- ・外部関係機関との連携の下、アフリカでのポリオ根絶の実現（ナイジェリア大統領から機構理事長に感謝状授与）、キリバスでのフィラリア症制圧の実現、コンゴ民主共和国及びウガンダでのエボラ出血熱流行の収束等に貢献を果たした。
- ・新型コロナのワクチンを接種現場に届けるための「ラスト・ワン・マイル支援」の一環で、6 か国 1 地域で、保冷用冷蔵庫や運搬車両等コールドチェーン（低温物流）整備に必要な機材を提供する協力を行い、日本政府の政策実現に貢献した。

3. 母子保健の向上（【指標 2-4】「母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況」）

母子保健サービスに携わる看護・助産人材の育成に資する事業を計 27 か国 39 件、母子手帳普及に資する事業を 5 か国計 5 件、計 87 か国への母子手帳の導入推進等を実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・母子健康手帳等に係る国際標準の設定を目的とするガイドラインを WHO と連携して策定したほか、アンゴラで民間や援助機関との連携強化を通じた母子手帳支援（計 296 万冊）、ヨルダンで国連パレスチナ難民救済事業機関との共同開発による機構初の電子母子手帳の運用等を実現させるなど、国際機関を含む様々な主体と連携しつつ、母子健康手帳に係る認知度向上やその展開に寄与した。

4. 栄養の改善（【指標 2-5】「栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況」）

日本の民間企業の活力も活用した開発途上地域の栄養改善に資する事業を計 40 か国 153 件実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・官民連携の枠組みである「栄養改善事業推進プラットフォーム」（78 企業・団体が加盟）の共同議長として同プラットフォームの運営に貢献したほか、栄養分野における機構の取組が評価され、栄養分野のグローバル・リーダーで構成される「SUN Lead Group」の東アジア地域唯一のメンバーに機構理事長が就任した。
- ・食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）を推進し、飢餓と栄養不良の克服に向けた事業の実施、国別アクションプランの策定に向けたワークショップの開催等を行った。また、「IFNA 横浜宣言 2019」の採択に主導的役割を果たす等、栄養改善に係る国際援助潮流の形成及び分野横断的な活動推進に貢献した。その他、東京栄養サミット 2021 で、栄養改善に関する基本的考え・取組方針を「JICA 栄養宣言」として発表し、関係機関から賛同を得られた。

5. 安全な水と衛生の向上（【指標 2-6】「安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況」）

安全な水へのアクセスの改善に資する事業を計 23 か国 41 件実施、計 1,200 万人の安全な水へのアクセスを実現するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・タジキスタンで給水施設整備を通じた 4,800 戸への常時の安全な水供給を実現し、土木学会技術賞を受賞した例、バングラデシュでのラカイン州からの避難民約 3 万人に対する給水等を実現した例、ナイジェリアで現地スタートアップ企業と連携した実証事業により水道事業の収益が増加した例に代表されるように、質の高い事業を展開し外部からも高い評価を得た。
- ・新型コロナへの対策として、「JICA 健康と命のための手洗い運動」を開始し、手洗いの重要性について 61 か国において約 296 件の啓発活動を展開したほか、多くの水道事業体が料金収入

激減など運営上の困難に直面する中、約 20 か国で水供給サービスの継続に向けた緊急的な支援を実施した。

- ・カンボジアで、機構初の事業・運営権対応型無償資金協力において浄水場建設と維持管理を担う日本企業の海外展開に貢献した。

6. 万人のための質の高い教育（【指標 2-7】「子供の学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況」）

教科書・学習教材の開発に向けた事業を計 14 か国 14 件、教員養成・研修の改善に向けた事業を計 31 か国 41 件、学校運営の改善に向けた事業を計 10 か国 21 件、教育施設の拡充に向けた事業を計 13 か国 14 件、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育に資する事業を計 4 か国 4 件実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・エジプトで特別活動等を含む日本式教育を導入したエジプト・日本学校が 43 校開校し、日本式教育が同国政府から高く評価された結果、全国の小学校での実践が決定したほか、12 か国で機構の支援を通じて開発した教科書・学習教材が承認・導入されるなど、相手国政府の政策・運営に重要な貢献を果たした。またこの際、パプアニューギニアにおける「教育のためのグローバル・パートナーシップ」の資金による教科書配布など、他機関との連携にも取り組んだ。

7. スポーツ（【指標 2-9】「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況」）

計 83 か国において計 2,197 件の事業を実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・体育・スポーツ分野の新規隊員派遣倍増等を通じて、約 683 万人に裨益するスポーツ分野の事業を展開し、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の目標（裨益者 1,000 万人）達成に大きく貢献した。こうした協力を通じ、ケニア、ミクロネシア、メキシコで機構が支援した選手・チームが東京オリンピック・パラリンピック競技大会への出場権を獲得する等、顕著な成果があった。

8. 社会保障・障害と開発（【指標 2-11】「障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・インドネシアでは、日本をモデルとしたインドネシア版社会保険労務士を規定する規則が制定されたほか、インドでは、デリー高速輸送システム建設事業における障害配慮の取組が高く評価され、「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞するなど、機構の事業が相手国政府の意思決定に重要な貢献を果たすとともに、外部からも高い評価を受けていることが認められる。

（結論）

以上により、定量指標のうち一方は達成済み、もう一方は 120%を越える結果を得ていること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られること、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められることから、中期目標における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

具体的には、新型コロナ感染拡大に対し、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」と銘打って各地域における保健・医療体制の強化に取り組むとともに、ケニア中央医学研究所やガーナ野口記念医

学研究所をはじめとして、延べ 70 か国に対し新型コロナ対策に係る支援を迅速に展開したこと、「JICA 健康と命のための手洗い運動」の下で 61 か国において約 296 件の感染症防止に係る啓発活動を実施したこと、感染症の影響を踏まえ水供給サービスの継続に向けた緊急的な支援等を実施したことなど、各分野において新型コロナに迅速かつ適切に対処した。これは、我が国の開発協力の基本方針である「人間の安全保障の推進」や UHC をはじめ、重要な外交政策の実現に貢献したものと高く評価される。また、同感染症流行以前においても、アフリカでのポリオ根絶の実現を始めとして各種感染症への対策に貢献するなど、顕著な成果を挙げた。加えて、我が国の特色のある協力として母子健康手帳に係る協力を展開し、国際的な認知度向上や利用の普及・拡大に積極的に取り組んだ。その他、JICA 海外協力隊員（関連隊員 20 名）が指導した選手 21 名と 1 チームの東京オリンピック・パラリンピック大会に出場し、SFT の取組効果が発現した。

これらの成果は「開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進」に寄与するとともに、新型コロナの世界的な感染拡大への対応を始めとして、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも顕著に貢献するものである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

上記評価を踏まえ、引き続き新型コロナ対策に係る支援を各分野で迅速かつ適切に展開するとともに、栄養サミット等の国際会議における政府方針も踏まえつつ、各分野において「人間の安全保障」や UHC の実現、SDGs の達成に貢献する協力を推進することを期待する。その際、母子健康手帳や感染症対策の取組で見られたように、国際機関等の他機関との連携にも引き続き留意するとともに、日本政府による分担金・拠出金との相乗効果も念頭においたバイ・マルチ連携に向けた協力を期待する。この際、新型コロナの収束に向け、保健・医療分野での取組を一層強化すべく取り組まれない。

<その他事項> （有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力の重点方針、自由で開かれたインド太平洋、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営を行う必要があり、目標達成に法人の創意工夫を要し、かつ外部要因に事業実施を規定する条件が大きく左右されるため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和3年度行政事業レビューシート番号： 無償資金協力（平成 29 年度：127、平成 30 年度：139、令和元年度：143、令和 2 年度：144、令和 3 年度：未定）、独立行政法人国際協力機構運営交付金（平成 29 年度：128、平成 30 年度：140、令和元年度：144、令和 2 年度：145、令和 3 年度：未定）

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数	15,000 人 (2016-2018) ⁵¹	5,000 人	6,115 人	5,279 人	—	—	—
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			5,647	5,075	4,497	3,303	4,574 ⁵²

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標： (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で民主的な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支援を行う。これらの支援に当たっては、個々の事業の目標達成に向け、支援のアプローチや投入資源の変更等の柔軟性の確保や他機関との連携強化を通じた継続的な支援実施に重点を置く。 ア 公正で包摂的な社会の実現 民事法や経済法の起草支援、立法・司法制度の能力強化等を含む法の支配の促進や、中央・地方の行政の強化等を含むグッドガバナンスの実現や民主化の促進を支援する。その際、法令の整

⁵¹ 2016 年 5 月の G7 伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標を基に、機構貢献分を 75%として想定して設定する。中東地域安定化のための包括的支援の目標値：2016 年から 2018 年に 2 万人

⁵² 暫定値

備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化を重視する。

イ 平和と安定、安全の確保

紛争の影響を受けた人々が平和で安全な生活を取り戻すことを目指し、社会・人的資本の復興、統治機構・治安の回復、難民・国内避難民と受入社会の共生に資する支援を行う。その際、紛争再発防止及び社会の融和に向けた社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上、平和と安定、安全の確保に資する取組を重視する。また、開発機関としての強みと経験を活かすとともに、人道支援と開発協力の連携を国際機関とも協調しつつ進める。加えて、国際社会における紛争やテロの増加を踏まえ、平和で安全な社会の維持を目指し、開発途上地域の治安維持能力の強化や海上保安等の法執行機関等の公的機関の機能強化を含む、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる能力強化に係る支援を行う。

中期計画：

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 公正で包摂的な社会の実現

ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現を促進するため、民事法や経済法を中心としたルールの整備、立法府、司法府、行政、公共放送の機能強化等を支援する。協力に当たっては、各国の文化的・社会的な背景を踏まえた制度の導入や、戦後の民主化等の我が国の経験を活用する。

イ 平和と安定、安全の確保

- ・ 紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和を促進するため、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進等も支援する。協力に当たっては、包摂性や透明性、公平性等に配慮するとともに、特に難民・国内避難民に関係する取組においては、人道支援と開発協力のそれぞれの強みをいかした連携に留意する。さらに、平和で安全な社会や国際環境を構築するため、民主的なアプローチを重視しつつ、治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化、安全なサイバー空間の実現等に向けた支援にも取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

- ・ 法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16（16.3、16.5、16.6、16.7、16.10）、SDGs Goal 17（17.18、17.19）関連）
- ・ 紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16関連）
- ・ 平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況（SDGs Goal 16関連）

3-2. 業務実績

No.3-1 公正で包摂的な社会の実現

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
民事法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修実績数	1,087人 ⁵³	1,068人	926人	1,068人	240人	477人
包摂性や透明性等に配慮し、紛争再発防止、及び社会の融和に資する活動による研修実績数	1,350人 ⁵⁴	1,728人	2,933人	2,452人	3,416人	4,079人

(1) ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現の促進

① 民事法や経済法を中心としたルールの整備

- インドネシア、ベトナム、カンボジア、ミャンマー等計22か国において計30件、民事法や経済法を中心としたルールの整備に資する事業を実施した（各年度）。
- ネパールでは、機構が2009年から起草を支援してきた南アジア初の統一的民法典が、議会審議と大統領の署名を経て成立した（2017年度）。
- ラオスでは、機構の20年にわたる協力の成果として、同国初の民法典が起草され、2018年12月に国会で成立した（2018年度）。
- ベトナムでは、改正競争法に係る啓発活動等を支援し、また、M&Aを検討している日系企業向けに、競争・消費者庁が公表した審査の概要や指針を和文で公表し、我が国企業の投資・経済活動の予見可能性を高めることにも資する情報提供を行った（2021年）。
- 機構による法整備支援の20年間の集大成として書籍「世界を変える日本式『法づくり』」を刊行し、法整備支援の意義に対する理解促進に取り組んだ（2018年度）。
- 中国では、長年の法制度整備支援が評価され、同国の経済・制度・文化の発展に貢献した外国人への最高位の賞「中国政府友誼賞」を機構専門家が受賞した（2019年度）ほか、2020年5月、1954年憲法制定以降初の民法典が成立した（2020年度）。
- TICAD8への貢献を念頭に、「アフリカ地域司法アクセス向上・ネットワーク構築にかかる情報収集・確認調査」及び「アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査」を実施した（2021年度）。
- 普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・強化するため、国と国、人と人とのつながりやネットワークづくりを強化する取組として、法の支配やガバナンスを含む多様な分野において、親日派・知日派リーダーの育成に資するJICA開発大学院連携及びJICAチェアを推進した（2018～2021年度）。

② 立法府の機能強化等

- ベトナムにおいて計2件、立法府の機能強化等に資する事業を実施した（各年度）。

53 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

54 2015年度実績

- ベトナムでは、日本の衆議院法制局、衆議院事務局、国立国会図書館の協力の下、議員立法や議会運営に関する研修やセミナーを実施した。また、参議院事務局の協力により、ベトナムで「国会特別体験プログラム（子どもの国会参観・体験プログラム）」が開始され（2017年度）、2021年度までに3,500人以上の生徒が参加した。
- カンボジアでは、有権者の電子登録システムの初導入・運用や選挙実施細則の策定等に係る技術支援を行い、選挙管理の公正性や透明性の向上に貢献した（2017、2018年度）。

③ 行政、公共放送の機能強化等

- バングラデシュ、ネパール等計23か国において計47件、行政、公共放送の機能強化等に資する事業を実施した（各年度）。
- バングラデシュでTQM（Total Quality Management）による公共サービス改善を支援した結果、政府・行政機関で7,000以上のカイゼンテーマが設定、6,000以上のカイゼンチームが独自に形成され、公共サービス改善の取組が全国的に拡大した（2017年度）。
- 日本の地方創生経験から開発途上地域の地方行政能力の強化に有用と考えられる地域マネジメント上の教訓を体系的に整理した「地方創生リソース活用ハンドブック」を作成した（2017年度）。
- ネパールでは、日本の統計手法を基にした経済センサス実施に係る協力を行い、アクセス困難な山間部も含めた同国史上初となる経済センサスを実施した（2018年度）。
- バングラデシュでは、公共投資事業の形成・審査・承認プロセスの効率化や、中長期開発計画・財政枠組みとの連携強化に資する公共投資管理改革ツールを開発し、同ツールは計画委員会で正式承認され、2省への導入が決定した（2018年度）。また、全中核都市の行政能力強化のための基盤整備を図ることを目的とした技術協力プロジェクトを開始した（2021年度）。
- コソボでは、機構の支援を通じて、番組の中立性・公平性の確保及び放送局の独立性保持に向けた外部有識者等から成る番組審議会が初めて発足した（2018年度）。
- ウクライナでは、番組制作能力の強化に取り組み、NHKの番組からヒントを得る形で同国初とされる障害者に焦点を当てた番組が制作・放映された（2018年度）。ウクライナ公共放送局（中央局及び全地方局）向けに開催した「緊急報道ワークショップ」での議論の結果が反映された緊急報道に係るハンドブックが、ロシアによる侵攻の緊急報道にも活用された（2021年度）。
- 総選挙を控える南スーダンで、政治関連情報や社会・文化に関わる重要情報を迅速且つ正確に伝えるため技術協力プロジェクトを開始した。連携して実施する国別研修で開催したメディア・セミナー「表現の自由・情報へのアクセスの保護」で、地元記者、政府関係者、国会議員等が立場を越えて議論した（2021年度）。
- 機構主導で、チョコレート関連企業やNGO等の協力を得て、カカオ産業における人権や環境等に関する課題の解決を目的とした共創型プラットフォーム「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を2019年度に構築し、42団体、85個人の参加を得て、一般市民を対象としたイベントの開催等を実施するとともに、ガーナにおいて国際的にも珍しい国の制度として児童労働フリーゾーンを導入・普及する先進的な取組を推進した（2019～2021年度）。
- イラクでは、上級公務員に対する行政の透明性確保に向けた支援を開始した。またキルギス・ウズベキスタンに対し、公務員採用及び先行制度の改善に向けた支援を開始した（2021年度）。
- ホンジュラスでは、地方部における住民と行政の幅広い開発ニーズに応じた地方開発を促進す

るための技術協力プロジェクトを開始した（2021年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsゴール16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する）の各ターゲット（16.5、16.6、16.7等）に資する事業を既述のとおり実施した。
- SDGsターゲット8.7（強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する）に資する新たな取組として、「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の構築・運営等を実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- ベトナム弁護士連合会に対する「eラーニング」導入に向けた勉強会、ミャンマー最高裁判所、連邦法務長官府に対する調停制度の更なる拡大定着に向けた支援、ラオス民法典普及・運用に係る会議等、オンラインを活用した事業の継続に取り組んだ（2020年度）。
- 日本政府の「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020～2025）」への貢献も念頭に、22か国を主な対象とする「全世界新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査」のほか、ラオスでの国際労働機関（ILO）委託調査を実施した（2020年度、2021年度）。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

- 新型コロナウイルスによって、行政サービスや社会的弱者への悪影響が生じる可能性を引き続き注視し、適切な協力を実施する。
- 新型コロナウイルスの流行に伴う渡航制限が引き続き専門家や調査団の派遣に大きく影響を与えているほか、研修員の日本国内での受入は2021年度も実行不能となった。オンライン技術を活用した研修・セミナー等の代替手段を引き続き積極的に採り入れることで影響の最小化を図りつつ、必要な範囲でプロジェクト期間・調査期間の延長を含む計画の見直しを行った。今後も、渡航制限の解除状況などに応じ柔軟に計画を見直しながら、所定の開発効果の発現に取り組む。

No.3-2 平和と安定、安全の確保

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
平和で安全な社会の構築のための政府機関等の機能を強化する活動に係る研修実績数	1,033人 ⁵⁵ (うち、本邦研修8人)	4,950人 (うち、本邦研修165人)	3,656人 (うち、本邦研修245人)	2,403人 (うち、本邦研修303人)	1,730人 (うち、本邦研修11人)	2,170人 (うち、本邦研修26人)

55 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

(1) 紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和の促進

① 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善（特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化）

- フィリピン、ウガンダ、パレスチナ等において、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、さらには住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進に資する事業を実施した（各年度）。
- フィリピンのミンダナオでは、モロ・イスラム解放戦線（MILF : Moro Islamic Liberation Front）支配地域において、これまで機構がフィリピン政府とMILF双方と構築した関係を基に、自治政府設立や平和の配当を住民が享受できるよう支援を実施した。特に、都市間幹線道路への接続道路等の新設・改修に資する事業を形成したほか、マラウィ市では、戦闘被害者の生活の早期再建に向けて、戦闘終了後半年程度で道路改修事業を形成・着工した。2019年には暫定自治政府が発足し、機構の支援を通じて策定された予算が議会で承認された。その後、新規の技術協力プロジェクトを開始し、ガバナンス、生計向上（農業分野）、新型コロナ感染症対策を中心に、暫定自治政府の行政能力と行政サービスの向上を支援した。これら日本政府と一体による20年以上にわたる協力がフィリピン政府より高く評価され、日本政府の「和平プロセス功労賞受賞」に貢献した。なお、議会予算審議の冒頭に暫定首相より、また「和平プロセス功労賞」受賞式で和平プロセス大統領顧問より機構にも謝意が示された（各年度）。
- バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州からの避難民対応として、バングラデシュ政府及びIOMと緊密に調整・連携の上、バングラデシュのホストコミュニティに対して、保健、給水等の分野で迅速に事業を実施した（2017、2018年度）。
- ウガンダでは、国内避難民が帰還・再定住しているアチョリ地域で関係者間の信頼関係再構築を企図した地方行政機能強化の事業を通じ、開発計画策定におけるアカウンタビリティ及び透明性の改善を実現した。2021年2月には首相府難民局の能力強化や政策助言を目的とした難民アドバイザーの派遣、10月には西ナイル地域の難民受入及び影響県全12県において、新型コロナ等の緊急事態対応を含め、難民のニーズも勘案した総合開発計画の策定・実施に係る地方行政の能力強化を図る技術協力プロジェクトを開始した。その結果、事業で作成・導入した優先事業リストやコミュニティ主導生計向上活動の手法が世銀難民支援プロジェクト（DRDIP）やUNDP等他援助機関、さらにはウガンダ政府の資金も活用される等、事業成果の面的拡大につながった。また、2021年12月にはアチョリ地域の国内避難民への支援に端を発した一連の北部地域支援をはじめとした機構のウガンダに対する支援全般を称える史上初の国会決議が採択された（各年度）。
- アフガニスタンにおいては、「女性警察官育成研修プログラム」、「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」を通じて人材育成に取り組んできた。将来的に同国の開発を牽引する国づくりの中核人材の育成のために、2021年8月の現地情勢変化以降も60名の来日を支援・実現させた。また、ペシャワール会の故・中村哲医師と連携して支援したコミュニティ灌漑のノウハウ等を他地域に展開するためのガイドラインを作成した。さらに、人道・経済危機の深刻化が懸念される中、国際機関との連携による無償資金協力として、タジキスタン・アフガニスタン国境地域での「第二次タジキスタン・アフガニスタン国境地域生活改善計画（UNDP連携）」（無償資金協力）（2018年～2021年）及びその効果を更に拡大するフェーズ3により、北部国境の貧困地域において女性の就労支援を行い、現情勢下で困難に直面するアフガニスタンの人々

の生活改善支援を行った。加えて、「学校における水・衛生環境改善計画（UNICEF連携）」（2020年度開始）により、38校の学校の衛生施設整備と学校やコミュニティの衛生教育を行い、教育機会の確保と感染症予防に貢献した。

- 2022年2月24日に突如開始されたロシア軍によるウクライナ侵攻を受け、日本政府が表明した支援のうち、機構は1億ドルの借款支援として世銀との協調による緊急経済復興開発政策借款を3月中に事前通報まで準備した。また、周辺国への支援ニーズを確認すべく、緊急人道支援・保健医療分野ニーズ調査をモルドバに派遣・実施し、調査団第2陣等の継続的な人的貢献を検討したほか、停戦後即時の復興・開発支援に向けて、衛星画像等を活用した被害状況調査を準備した。
- シエラレオネでは、地域開発の実施手順と各実施段階における主要関係者の役割をまとめたガイドラインを作成した。同ガイドラインは大統領府から全国に普及すべき開発事業実施の指針として高く評価され、同国地方政府の指針となったほか、UNDP等現地の国際機関及び他ドナーにも同ガイドラインが広く認知・共有され、2021年6月からは東部州、南部州への普及を目的とした技術協力プロジェクトを開始した（各年度）。
- ナイジェリアでは、安全上の理由から現地での協力が困難な北東部3州を対象に、UNDPとの連携で適切な人選を行い、UNDPの資金も活用した政府高官の日本招へいが実現した。2020年度以降は北東部3州の行政官を対象に、遠隔で日本の戦後復興の経験や地方行政の取組を学ぶワークショップを実施した（2019～2021年度）。

② 住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進

- 「シリア平和の架け橋・人材育成プログラム」を開始し、将来のシリアの復興を担う人材を育成すべく、日本への留学生として67人のシリア難民を受け入れた。実施に際しては、難民支援に知見をもつUNHCRから、募集案内や制度設計において協力を得つつ取り組んだ（各年度）。
- ウガンダでは、UNHCRと連携して、難民延べ1,577人、ホストコミュニティ延べ528人に対して稲作研修を実施した（各年度）。
- ソマリアの中央及び地方の行政官をウガンダ北部に招へいし、避難民の帰還及びコミュニティ再建の取組等、ソマリアが抱える課題との共通点を踏まえ、ウガンダ政府の取組、直面した課題、教訓などを学び、ソマリアでの復興計画推進を同国行政官が検討する機会を提供した（2021年度）。
- 「難民に関するグローバル・コンパクト」の策定に大きく貢献し、国連総会での採択につながった。また、ウガンダでの情報収集・確認調査を通じて、初めて難民居住区・居住区外のニーズや難民受入による社会インフラへの負荷を、データ分析及び現地調査により明らかにし、同成果を「包括的難民支援枠組み」のホームページに掲載した。同調査は他ドナー等から高い評価を受け、UNOPSによる国際機関連携方式による無償資金協力案件の形成等につながった（2017、2018年度）。
- パレスチナでは、パレスチナ解放機構難民問題局と協働し、パレスチナ自治政府の能力向上を図りつつキャンプ住民に直接アプローチする新しい協力方式を導入した結果、住民の真のニーズがキャンプ改善計画に集約され、パレスチナ自治政府や他ドナー等から高く評価された。また、各キャンプの改善計画の実現のための無償資金協力を通じて難民の生活環境の改善につながっている。キャンプ改善計画の実施に必要な資金調達のため、ファンドレイジングを実施し

た（2019～2021年度）。

- コロンビアでは、帰還した国内避難民を対象とした生計活動の活性化、コミュニティの組織化支援等、実施機関の組織強化も含めて包括的に支援し、コロンビア政府と反政府勢力の和平合意事項の履行促進に貢献した（各年度）。

③ ナレッジの蓄積、発信、連携強化

- コロナ禍により世界で国、社会、人々のぜい弱性が深刻化する中、重要となった人間の安全保障の概念について、JICA緒方研究所レポート『今日の人間の安全保障』を発刊した（2021年度）

(2) 平和で安全な社会や国際環境を構築

① 治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化

- フィリピン、マレーシア、ジブチ等計23か国において計48件、治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化に資する事業を実施した。マレーシアでは、これまでの技術協力の成果として、マレーシア海上保安アカデミーが同国外務省より、第三国技術協力を実施できる能力・規模を有する機関であるものと正式認定された（各年度）。
- 機構、政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団の協力により、「海上保安政策プログラム」を実施し、マレーシア、ベトナム、スリランカ等計7か国の計33人に学位記が授与された（各年度）。
- カンボジア地雷対策センターを通じた地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力を、従来から展開していたラオス、イラクに加え、コロンビアにも拡大し、同国の和平プロセスに貢献した（各年度）。
- グアテマラでは、機構の支援で策定された地域警察業務マニュアルが国家文民警察の公式教材に認定され、上級幹部昇進課程に採り入れられた（2019年度）。
- ブラジルでは、地域警察制度の普及に係る長年の協力の成果をいかして、警察主催による地域警察に関するセミナーや警察学校による日本の地域警察の取組を紹介するセミナーを開催した。長年の協力の歴史、成果をまとめたドキュメンタリー動画を機構ウェブサイトで公開し、1週間で26万回超の視聴回数を獲得（2021年度）。
- インドネシアでは、警察庁・都道府県警察と連携して協力を行った結果、自立的に地域警察研修を実施できる「自立州」が20州に増えた（2021年度）。

② 安全なサイバー空間の実現等

- ベトナム、インドネシア、東ティモール、ミャンマー、アルメニアの計5か国にてサイバーセキュリティ強化のための技術協力を実施した。また、年2～5回の複数国を対象としたサイバーセキュリティに関する政策強化、対策強化に関する本邦研修の実施を通じて、安全なサイバー空間の実現に資する事業を実施した（各年度）。
- インドネシア、ベトナムでは、サイバーセキュリティの人材育成を目的とした事業を実施し、各国の人材育成や体制構築に貢献した（2017～2020年度）。
- バングラデシュ、モンゴル、タイ、カンボジア、ラオス、フィリピンでは、サイバーセキュリティのニーズの高まりを受けて、基礎情報収集・確認調査を実施し、官民のサイバーセキュリティ関係機関に対して、政策、組織体制、課題・協力ニーズ等について調査を進めた（2020～

2021年度)。

(3) SDGs達成に向けた貢献

- ホストコミュニティを含む難民問題や元難民が抱える課題への対応を通じて、SDGsゴール16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進）に貢献した。特に、紛争影響国等における地方行政能力強化を通じて、SDGsターゲット16.6（有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展）、16.7（対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保）に貢献した。
- また、既述の取組に加え、イラク警察機関職員を対象としたヨルダンでの第三国研修、アフガニスタン女性警察官を対象としたトルコでのワークショップ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、マリ国家警察の能力強化等を通じて、SDGsターゲット16.a（暴力の防止とテロリズム・犯罪撲滅）に貢献した。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナによる影響把握のため、バンサモロ地域全域の約1,775人を対象とした簡易影響調査をバンサモロ暫定自治政府（BTA）と協力し遠隔で実施し、同調査結果はBTAによる新型コロナ対応のための予備費要求の根拠資料として活用された（2020年度）。また、BTA域内の地方自治体の新型コロナ対策復興計画の現状と課題に関する調査を119の地方自治体を対象に実施した。同調査の結果に基づき15の地方自治体を選定し、2022年度から本格的に開始する計画策定・実施支援に向けて対象自治体へのオリエンテーションを行った（2021年度）。
- コートジボワールでは、新型コロナの感染拡大により住民の不安が大きくなるなか、ラジオ番組を通じた保健分野の専門家による解説の放送、感染予防措置に関するポスターを作成・掲示、感染防止に向けた啓発ビデオの作成と同ビデオのSNSを通じた発信等を行い、正確な情報提供を通じた住民の不安の緩和、ひいては当該コミュニティの分断要因の軽減に貢献した（2020年度）。
- ホンジュラス、インドネシアでは、警察官の新型コロナ感染を防ぐため、機構の事業を通じ消毒剤や防護服、拡声器等の資機材を供与した（2020年度）。

(5) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

国際社会での人道・開発・平和の連携の必要性への関心は更に高まっており、機構も現場レベルでの人道支援機関との情報交換・協力・連携を図っている。しかし、国際人道法を基準に活動する人道支援機関は開発協力と支援枠組みや原則が異なることもあり、一層の相互理解が必要である。また、和平調停・交渉や平和維持活動等に取り組む平和協力機関との情報交換の強化も必要である。このようななか、機構はウガンダ・ザンビア等で難民・受入地域支援や元難民の現地統合支援等人道と開発をつなぐ具体的取組を実施し実績を積み重ねており、DAC等の国際場裡でこれら取組や成果の発信を通じた人道機関等との相互理解の促進を図る。

3－3．中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：S

根拠：

【中期目標達成状況】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量目標を上回り達成した。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、重要かつ難易度の高い目標の達成）を満たしており、成果の最大化に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果を上げていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成されたと評価する。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数（G7伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標に対する機構貢献分））は、目標水準を上回る成果を上げている。

【質的成果】

自由で開かれたインド太平洋の実現のため、法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着に資する法整備支援、海上保安能力の強化、サイバーセキュリティ強化等の取組を推進した。また、ウクライナ、コソボ、南スーダンで国民の知る権利を保障する公共放送の体制強化・人材育成を行い、ウクライナではロシアの侵攻下で公共放送が正確かつ中立・公正な情報を提供できるようにすることに役立った。ミンダナオ和平支援やウガンダ北部地域への支援が高く評価され、ウガンダでは機構の支援全般を称える国会決議が採択された。アフガニスタンやウクライナに対する人道・緊急支援を迅速に実施した。このような成果から、中期目標における所期の目標を大きく上回る成果が得られた。

ア. 公正で包摂的な社会の実現：

- 民事法や経済法を中心とした法整備に資する事業を計 22 か国 30 件、立法府の機能強化等に資する事業を計 1 か国 2 件、行政、公共放送の機能強化等に資する事業を計 23 か国 47 件実施。
- ラオス、中国、ネパールでは、機構の長年にわたる支援を通じて、初の民法典が成立したほか、機構支援への高い評価から、中国の経済・制度・文化の発展に貢献した外国人への最高位の賞「中国政府友誼賞」を機構専門家が受賞。
- ベトナムでは、日本の衆議院法制局、衆議院事務局、国立国会図書館の協力の下、議員立法や議会運営に関する研修・セミナーを実施したほか、改正競争法に関しては、競争・消費者庁の能力強化支援、競争政策の認知度向上のため各種啓発活動を実施。また、M&A を検討している日系企業向けに、競争・消費者庁が公表した審査の概要や指針を和文で公表し、我が国企業の投資・経済活動の予見可能性向上にも資する情報提供を実施。カンボジアでは、有権者の電子登録システムの初導入・運用や選挙実施細則の策定等に係る技術支援を行い、選挙管理の公正性や透明性の向上に貢献。
- コソボでは、番組の中立性・公平性の確保及び放送局の独立性保持に向けた外部有識者等から成る番組審議会が初めて発足した。ウクライナでは、NHK の番組からヒントを得る形で同国初とされる障害者に焦点を当てた番組が制作・放映。
- ウクライナでは、ウクライナ公共放送局（中央局及び全地方局）を対象に緊急報道に係る能力強化を支援。作成された緊急報道に係るハンドブックは、ロシアによる侵攻に関する緊急報道にも活用。
- 総選挙を控える南スーダンでは、政治・社会等の情報を迅速且つ正確に伝えるためのメディア支援を実施。表現の自由・情報へのアクセス保護に係るセミナーで、関係者の立場を越えた議論を促進。
- チョコレート関連企業や NGO 等の協力を得て、カカオ産業における人権や環境等に関する課題の解決を目的とした共創型プラットフォーム「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラッ

トフォーム」を構築し、国際的に珍しい国の制度として児童労働フリーゾーンを導入・普及する先進的な取組を推進。

- バングラデシュでは、TQM（Total Quality Management）による公共サービス改善の取組が独自に全国拡大。
- ネパールでは、日本の統計手法を基に、アクセス困難な山間部も含めた同国史上初となる経済センサスを実施。
- スリランカでは、刑事訴訟法改正の際に、機構が研修により支援した公判前整理手続の導入が決定。
- タンザニアでは、機構が策定を支援した、地方行政官等が利用するガイドラインが政府承認。
- 日本政府の『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020～2025）』への貢献も念頭に、22 か国対象「全世界新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査」を実施。

イ. 平和と安定、安全の確保：

- 治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化に資する事業を計 23 か国において 48 件実施したほか、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、さらには住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進に資する事業をフィリピン、ウガンダ、パレスチナ等で実施。
- 政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団の協力を得て「海上保安政策プログラム」を実施し、計 7 か国 33 人に学位記が授与された。マレーシアでは、第三国技術協力を実施できる能力・規模を有する機関として、マレーシア海上保安アカデミーが正式認定。
- フィリピンのミンダナオでは、モロ・イスラム解放戦線（MILF：Moro Islamic Liberation Front）支配地域において、これまで機構がフィリピン政府と MILF 双方と構築した関係を基に、自治政府設立や平和の配当を住民が享受できるよう支援を実施。日本政府と一体による 20 年以上にわたる協力がフィリピン政府より高く評価され、日本政府の「和平方程功労賞受賞」に貢献。
- ウガンダでは、難民・避難民居住地域において、開発計画策定のアカウントビリティ及び透明性の改善を実現。事業で作成・導入した優先事業リストやコミュニティ主導生計向上活動の手法が他援助機関、さらにはウガンダ政府の資金を通じて面的に拡大。2021 年 12 月にはウガンダ北部地域への機構の支援が高く評価され、ウガンダに対する機構の支援全般を称える史上初の国会決議が採択。
- 2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻を受け、モルドバへの迅速な調査団派遣による支援ニーズの把握、ウクライナの経済危機に対する緊急借款の検討を速やかに行った。
- アフガニスタンにおいては、女性警察官育成研修プログラムや、アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成研修プログラム等を通じて人材育成に取り組んだ。2018 年 8 月の現地情勢変化意向も 60 名の学位取得のための来日を実現したほか、故中村哲医師の取組を踏まえたコミュニティ灌漑ガイドラインの作成、UNICEF、UNDP と連携した支援を行った。
- シリアの将来の復興を担う人材を育成するべく、「シリア平和の架け橋・人材育成プログラム」を開始し、UNHCR の協力も得つつ、日本への留学生として 67 人のシリア難民を受入。
- 「難民に関するグローバル・コンパクト」の策定に大きく貢献し、国連総会での採択につながったほか、初めて難民居住区・居住区外のニーズや難民受入による社会インフラへの負荷を、データ分析及び現地調査により明らかにし、同成果を「包括的難民支援枠組み」のホームページに掲載した結果、国連プロジェクト・サービス機関（UNOPS：United Nations Office for Project Services）による国際機関連携方式による無償資金協力案件の形成等に貢献。
- ソマリアでは、同国中央及び地方行政官が、避難民の帰還及びコミュニティ再建の取組や教訓をウガンダ北部で学ぶ機会を提供。
- ファンドレイジングの研修を踏まえ、パレスチナ難民キャンプでクラウドファンディングを実施。

- ブラジルでは、2000 年以降の地域警察協力の歴史、成果をまとめたドキュメンタリー動画を公開（1 週間で 26 万回超の視聴）。
- インドネシアでは、警察庁・都道府県警と連携して協力を行った結果、自立的に地域警察研修を実施できる「自立州」が 20 州に増加。グアテマラでは、機構の支援で策定された地域警察業務マニュアルが国家文民警察の公式教材に認定され、上級幹部昇進課程に導入。
- 時代の変化を踏まえ、概念と実践を分析した「今日の人間の安全保障」レポート（緒方研究所）創刊、世界へ発信。

3-4. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

（定量的実績）

【指標 3-4】「中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数」は、2018 年度に目標を達成した。

（定性的実績）

1. 公正で包摂的な社会の実現（【指標 3-1】「法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況」及び【指標 3-2】「紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況」）

民事法や経済法を中心としたルールを整備に資する事業を計 22 か国 30 件、立法府の機能強化等に資する事業を計 1 か国 2 件、行政、公共放送の機能強化等に資する事業を計 23 か国 47 件実施など、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ラオス、中国、ネパールにおける長年にわたる支援を通じて、初の民法典が成立したことは途上国の社会の実情に合った立法を目指す、日本らしい法制度整備支援の成果として高く評価される。中国における法制度整備支援に関連し、日本人専門家が同国の経済等に貢献した外国人に贈られる最高位の賞である中国政府友誼賞を受賞したことは、我が国支援に対する高い評価の証左である。
- ・バングラデシュで機構が取り組んだ公共サービス改善支援の取組が、全国で独自に拡大し、国内の体制が強化されたことは、日本の支援の基本である相手国の自立的発展の後押しに貢献した好事例として評価できる。
- ・ネパールでは、アクセス困難な山間部も含め、日本の統計手法を活かした経済センサスが同国史上初めて実施され、同国の今後の経済産業政策を立案する上での基礎資料の作成に貢献した。
- ・ガーナ政府のカカオ産業における児童労働撤廃に向けた取組の促進を、チョコレート関連企業や NGO 等の協力を得て、幅広いステークホルダーと協働して支援した「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」の構築は、世界の児童労働撤廃のために我が国が主導的な役割を担う取組として評価できる。
- ・ウクライナ公共放送局（中央局及び全地方局）を対象に緊急報道に係る能力強化を支援し、ロシアによる侵略に関する緊急報道に活用されるなどその貢献を評価できる。

2. 平和と安定、安全の確保（【指標 3-3】「平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況」）

治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化に資する事業を計

23 か国において計 48 件実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・海上保安機関等の法執行機関、国境管理機関等の機能強化等に向けた事業を、マレーシア、インドネシア、ベトナム等において実施したことは、重要外交政策である自由で開かれたインド太平洋の実現に資するものとして高く評価できる。マレーシアでのこれまでの技術協力の結果、同国外務省より、マレーシア海上保安アカデミーが第三国における技術協力の実施機関と正式認定されたことは、自由で開かれたインド太平洋の更なる推進に繋がり得るため特筆に値する。
- ・20 年以上に亘り、フィリピンのミンダナオで、フィリピン政府と MILF 双方と構築した関係を基に、自治政府設立や平和の配当を住民が享受できるよう支援を実施したことは「和平プロセス功労賞受賞」の日本政府による受賞に繋がったと考えられ、高く評価できる。
- ・基礎的社会サービスの改善、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進に資する事業をフィリピン、ウガンダ、パレスチナ、シリア等で実施し、平和で安全な社会の構築に貢献した。ウガンダでは、事業で導入した優先事業リストやコミュニティ主導生計向上活動の手法が、世銀難民支援プロジェクトや国連開発計画等他援助機関、さらにはウガンダ政府の資金を通じて面的に拡大したことは特筆に値する。
- ・インドネシアやグアテマラ等での地域警察の能力向上の取組は、支援国の自立的なガバナンスの向上に繋がっており、治安や法執行の分野への積極的な取組が評価される。

（結論）

以上により、定量指標を達成していること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、中期目標における難易度が高い所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

具体的には、アジアを中心とする各国における法制度整備支援を中長期的に実施し、支援国における法の支配の定着に寄与したことは特筆すべき成果と言える。また、日本独自の知見を活かした行政サービスの基盤強化や公的機関の機能強化に係る支援は、各国の自律的な発展に大きく寄与した。更に、海上保安機関等の法執行機関の能力強化の実施は、重要外交政策である自由で開かれたインド太平洋の実現に大きく寄与した。

また、我が国が長年関与するフィリピン・ミンダナオでの支援は先方政府から高い評価を受けており、難民・国内避難民の自立化促進や児童労働撤廃等の課題に対する支援については、関係団体を巻き込むことでより効果的な課題解決に資するものであり、重要な成果と言える。児童労働撤廃では、ガーナにおける「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の構築は、我が国が主導的な役割を担う取組として評価できる。

その他、ウクライナでは公共放送の体制強化支援がロシア侵略下での正確かつ中立・公正な情報提供に寄与し、ウクライナやアフガニスタンへの人道・緊急支援等を迅速に実施した。特に、ウガンダにおいて、機構の協力を称える決議が議会で採択され、相手国政府から高い評価を得ている。

これらの成果は途上国における「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に寄与するとともに、法の支配の定着等を通じて、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも大きく貢献するものである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （実績に対する課題及び改善方策など）

法の支配、基本的人権の尊重等の普遍的価値を共有すべく、相手国の自立的発展に資する法制度整備やガバナンス支援に引き続き取り組むとともに、平和で安全な社会の構築に向け、脆弱な人々への包摂性に配慮した、基礎的社会サービスの改善等の支援の推進に期待する。

また、重要外交政策である、自由で開かれたインド太平洋の実現に必要な海上法執行能力強化やサイバーセキュリティ等の新たな脅威への対応についても、各国における平和と安定の確保の推進に重要であることから、更なる取組を期待する。更に、児童労働撤廃に係る取組に見られたように、柔軟性の確保や他機関との連携強化に工夫しつつ、支援効果の最大化に努められたい。

<その他事項> （有識者からの意見聴取等）
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブフェーズ2、美しい星への行動2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、横浜行動計画2019（TICAD7）、マリーン（MARINE）・イニシアティブ
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和3年度行政事業レビューシート番号： 無償資金協力（平成29年度：127、平成30年度：139、令和元年度：143、令和2年度：144、令和3年度：未定）、独立行政法人国際協力機構運営交付金（平成29年度：128、平成30年度：140、令和元年度：144、令和2年度：145、令和3年度：未定）

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値/年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
防災分野に係る育成人材数	8,000人/年 ⁵⁶	8,000人	22,700人	21,893人	26,115人	16,828人	15,454人
②主要なインプット情報			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
支出額（百万円）			18,901	19,047	16,777	13,063	22,875 ⁵⁷

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標： （4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築 国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。なお、各取組の相乗効果により、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築に貢献するよう、留意する。 ア 気候変動 気候変動対策に係る新たな国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め、国内外の関連機関との連携を通じた気候変動対策への支援を行う。その際、特に、低炭素社会の実現に向けた取組や適応への支援を重視する。また、開発計画等への気候変動対策の主流化を進める。 イ 防災の主流化・災害復興支援 自然災害に対する強じんな社会づくりの推進に向けた支援を行う。その際、防災の主流化及び

⁵⁶ 日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015年から2018年に4万人

⁵⁷ 暫定値

被災国に対する「より良い復興」(ビルドバックベター) の考え方にに基づく支援を重視する。

ウ 自然環境保全

自然環境保全と人間活動との調和を図るための仕組みづくりの支援を行う。その際、国内外の関連機関との連携による自然資源管理及び生物多様性保全を重視する。

エ 環境管理

急速な人口増加に伴う環境悪化に対応するための都市部の 3R (廃棄物等の発生抑制 (リデュース)・再使用 (リユース)・再生利用 (リサイクル)) の推進、大気汚染や水質汚濁の防止といった住環境の改善や持続可能な経済社会システムの構築に向けた支援を行う。その際、我が国の地方自治体や民間企業の技術・ノウハウをいかした環境管理分野の政策・法制度や管理体制の構築及び能力強化を重視する。

オ 食料安全保障

将来の食料需要の更なる増大に対応するための食料安全保障に向けた灌漑の整備、養殖の振興、水産資源管理及びこれら各分野に関わる人材の育成等の支援を行う。その際、アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) への貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用を重視する。

中期計画：

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

ア 気候変動

新たな国際枠組みであるパリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策を、各国の自国の貢献 (NDC) 等を踏まえながら、民間資金も活用しつつ支援する。特に、低炭素化や気候変動の影響に対応する都市開発やインフラ投資の推進、気候リスクの管理の強化、気候変動に関する政策・制度の改善、森林・自然生態系の保全や管理の強化に取り組む。また、適応支援ニーズの増大への対応を強化するとともに、各国の開発計画や機構内での気候変動の主流化を促進する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

仙台防災枠組 2015-2030 も踏まえ、自然災害に対して強靱な社会づくりを支援する。その際、我が国の技術・制度や知見も活用し、開発途上地域や国際社会での災害対策への事前投資の拡大等の防災の主流化に取り組む。また、被災国に対しては、災害を契機により強靱な社会となる復興を行う「より良い復興」(ビルドバックベター) の考え方にに基づき、被災直後の緊急援助から復旧・復興、次の災害に対する予防・備えまで切れ目のない支援を行う。

ウ 自然環境保全

自然環境保全と人間活動との調和を図るため、気候変動緩和策 (REDD+)、生態系を活用した防災・減災、ぜい弱なコミュニティでの自然資源管理、生物多様性の保全と持続可能な利用を支援する。特に、民間企業と連携した REDD+の推進や我が国の衛星技術を活用した支援に取り組む。協力に当たっては、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約で定められた目的への貢献にも留意する。

エ 環境管理

都市部の住環境の改善と持続可能な経済社会システム構築を推進するため、環境影響評価や化学物質管理、グリーン成長・低炭素社会構築等の環境管理の各分野において、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。協力に当たっては、我が国の公害の経験や、政府・地方自治体が有する法制度づくり、組織・人材育成の経験・知見及び民間企業等有する環境対策技術等を活用する。

オ 食料安全保障

食料需給の地域的な不均衡に対応するために、穀物等主要作物の生産性向上を支援する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) 対象国の国家稲作振興戦略の具現化や、灌漑整

備や天候保険の導入等を通じた農業の気候変動に対する強靱な性強化に取り組む。さらに、持続的な水産資源の管理と養殖の振興を支援する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2.①参照）

- 低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況（SDGs Goal 13及び1（1.5）、2（2.4）、7（7.2、7.3）、11（11.3、11.5）、15（15.2、15.3）関連）
- 自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターの考え方に基づく支援の実施状況（SDGs Goal 9、11（11.5、11.b）、13（13.1）関連）
- 国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況（SDGs Goal 6（6.6）、13、14（14.2、14.a）、15（15.1、15.2、15.3、15.9）関連）
- 我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウをいかした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.9）、6（6.2、6.3）、11（11.6、11.b）、12（12.1、12.4、12.5）、13（13.2）関連）
- 食料安全保障に資する、CARDへの貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.1、2.3、2.4）、14（14.4、14.7）関連）

3－2．業務実績

No.4-1 気候変動

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
気候変動対策分野に係る研修実績数	3,187人 ⁵⁸	4,625人	3,320人	1,700人	2,214人	2,971人

(1) パリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策への貢献

① 外部資金の活用

- 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下に設立された、開発途上国の気候変動対策を支援する国際基金GCFから、日本の機関として初のGCF認証機関として認定され、2019年度には、包括的認証取極が発効した。2021年度末までに計8件のコンセプトノート、うち2件のファンディング・プロポーザル（FP：Funding Proposal）を提出し、東ティモールでの住民主導型天然資源管理事業が、2021年3月の第28回GCF理事会において承認され、機構初のGCF受託事業となり、また同年6月の第29回GCF理事会でもモルディブでの気候変動に強じんな安全な島づくり事業が承認された（各年度）。
- コンゴ民主共和国「クウィルREDD+統合プログラム」の実施につき、CAFIの資金管理機関である国連開発計画（UNDP）と業務契約（約400万ドル）を締結した（2018年度）。

② 都市開発やインフラ投資の推進、気候リスクの管理の強化

- インドでは、計2,950万二酸化炭素トン（t-CO₂eq）の温室効果ガスの削減が期待できるデリー、コルカタ、チェンナイの都市内鉄道事業及びムンバイ・アーメダバード間の都市間高速鉄道事

業を（2018年度）、バングラデシュでは、年間6万3,421t-CO₂eqの温室効果ガスの削減が期待できるダッカ首都圏における都市高速鉄道事業（1号線）を承諾した（2019年度、2021年度）。

③ 気候変動に関する政策・制度の改善

- モンゴル、パプアニューギニア、ベトナム等において、「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」の実施基盤整備及び実施促進に貢献した（各年度）。
- ベトナムでは、NDC実施促進に貢献する温室効果ガス削減ロードマップ政令の起草を支援した（2018、2019年度）。
- ASEAN地域への広域協力として、タイでの技術協力を通じ、計400人に対して、気候ファイナンスや適応策等の研修コースを実施した（2018年度）。
- 大洋州地域への広域協力として、サモアでの気候変動対策の拠点整備及び人材育成に係る事業を実施した。また、地域協力機関「太平洋地域環境計画事務局」の下に「大洋州気候変動センター」を新設し、研修カリキュラムの策定や教材開発を実施した（2019年度）。
- インドネシアの「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第一期）（第二期）」（円借款）のL/Aを調印し、災害リスク管理に係るガバナンスの強化及び防災の主流化促進、災害リスクに対する理解の促進、災害リスク軽減のための事前投資の促進、災害からの復旧・復興段階における「より良い復興」（Build Back Better：BBB）の推進の実現に向けて総合的に支援した（2019年度、2020年度）。

④ 森林・自然生態系の保全や管理の強化

- ブラジルでは、日本のレーダー衛星及びAI技術を用いた違法森林伐採の検知及び予測を実現し、ブラジル政府の違法伐採に関する対策・管理能力の強化を図る支援を実施した（2019年度）。
- 上記のCAFI及び機構事業との連携によるクウィル州のアグロフォレストリーの大幅拡大に向けた取組を実施した（2018～2020年度）。
- モーリシャスとの間で、政府機関や現地NGO等関係者による生態系モニタリング体制の構築や、生態系保全・再生に向けた計画策定や実施を支援する技術協力を開始した（2021年度）。

⑤ 各国の開発計画や機構内での気候変動の主流化促進

- 技術協力309件、円借款349件、海外投融資27件、無償資金協力協力218件（計903件）の事業の計画段階で、温室効果ガスの排出削減量の推計方法、気候変動の影響予測やぜい弱性の評価方法をまとめたガイドライン「気候変動対策支援ツール」を活用して、関連活動の組み込み検討等を実施した（各年度）。
- COP23、24、25、26を通じ延べ43件のサイドイベントを実施し、機構の取組を発信した（各年度）。COP26ではJICAグローバル・アジェンダ（気候変動）を紹介した（2021年度）。
- 気候変動対策分野に係る研修（計1万4,830人参加）を通じ人材育成を図った（各年度）。
- 機構理事長が「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を務め、長期低排出発展戦略に関する提言の取りまとめに貢献した（2019年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 気候変動対策に係る四つの重点課題である①低炭素かつ気候変動影響に対応する強靱な都市開

発・インフラ投資推進、②気候リスクの評価と対策の強化、③開発途上国の気候変動政策・制度改善、④森林・自然生態系の保全管理強化に沿った取組を進めることで、SDGsゴール13をはじめとする複数のゴール達成のために貢献した。

- ①の事例として、東南アジアや南アジア（インドネシア、フィリピン、インド、バングラデシュ等）の大都市で鉄道事業を展開することで、モーダルシフトを促進し、交通渋滞の緩和とともに運輸分野の低炭素化を推進した。
- ②の事例として、フィジー「防災の主流化促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、トンガ「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」（無償資金協力）等を実施した。
- ③の事例として、ASEAN地域への広域協力であるタイ「東南アジア地域低炭素・レジリエントな社会構築推進能力向上プロジェクト」や大洋州地域への広域協力であるサモア「太平洋気候変動センター建設計画」（無償資金協力）及び「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」等を実施した。
- ④の事例として、ブラジル「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」、コンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」等を実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍に伴い本邦研修が実施できないなか、「パリ協定下の『国が決定する貢献』前進に向けた能力強化」などの課題別研修を遠隔研修として実施した（各年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

気候変動対策の取組を一層強化するため「JICAグローバル・アジェンダ」を作成し、パリ協定の実施促進及びコベネフィット型気候変動対策の二つの柱を今後の事業戦略として掲げている。開発途上国における脱炭素社会への意向及び気候変動に対する強じんな社会の構築に向け、緩和策及び適応策に資する事業を実施するとともに、特に開発途上国関係機関の気候変動政策の形成・実施に係る能力強化への取組を一層強化する。

No.4-2 防災の主流化・災害復興支援

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
行政官、地域住民に係る本邦研修、第三国研修、現地セミナー参加等の実績数	8,000人 ⁵⁹	22,700人	21,293人	26,115人	16,828人	15,454人

(1) 自然災害に対する強じんな社会づくりへの貢献

- フィリピン、インドネシア、ベトナム等計80か国において有償資金協力42件、無償資金協力57件、技術協力プロジェクト65件等、自然災害に対する強じんな社会づくりに資する事業を本中期間

⁵⁹ 日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%と想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015年から2018年に4万人

中に実施した。

① 災害対策への事前投資の拡大等の防災の主流化

- 「仙台防災枠組」のターゲット年である2030年を見据えて、また、増大する気候変動影響も踏まえて、より一層、開発途上地域における事前防災投資推進が重要となるところ、その基本的な考え方や優先度などを明記したJICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）を策定した（2021年度）。
- 仙台防災協力イニシアティブの目標（2018年までに4万人育成）に関し、2017年度には前倒しで目標を達成した上、最終的に約7万人を育成し、日本政府による公約の実現に大きく寄与した（2018年度）。
- ブラジルでは、現地の実情に即した災害対応マニュアルの作成や、関係政府機関の横断的な連携強化を通じた土砂災害対策への取組が評価され、国連笹川防災賞を受賞した。また、同国政府が目指す防災体制近代化への貢献が評価され、機構の職員が、防災・市民防御分野における最高位の国家勲章を受章した（2017、2018年度）。
- フィリピンでは、SATREPS「極端気象の監視・警報システムの開発」を通じて、台風の目の中に観測機器を投下して貴重なデータの収集（過去、日本気象庁や大学による数例の実施例のみ）に成功し、国内外のメディアで広く報道された（2018年度）。
- 南太平洋9か国の国家気象機関職員の能力強化を目的として実施した技術協力の協力成果に基づき、対象国の一つであるナウルで初の地上気象観測が開始された。大洋州気象観測上の空白地帯の解消に貢献した上、同国の世界気象機関への加盟にもつながり、同国大統領から謝意が表明された（2018年度）。
- フィジーでは、機構が策定に大きく貢献した「国家防災政策2018-2020」が、フィジー政府に正式承認され、仙台防災枠組のグローバル・ターゲット（国と地域の防災戦略の策定）の達成に貢献した（2019年度）。
- 世界防災フォーラム、アジア防災閣僚級会合、防災グローバル・プラットフォーム等、数多くの国際会議の場におけるイベントの開催や登壇を通じて、機構の取組を発信し、防災主流化に取り組んだ（各年度）。
- 第5回国連水と災害に関する特別会合において、HELP（国連水と災害に関するハイレベル・パネル）の公式成果文書である「ポストコロナの世界をレジリエントにするHELP原則」では、機構が発表したJICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）の三つの柱（大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現、災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立、Build Back Better推進）が、機構の働きかけによりポストコロナにおける災害リスク削減に不可欠な三つの柱として、反映された。また、同原則は天皇陛下や国連事務総長も出席された国連特別会合で公式に発表された（2021年度）。
- 機構はフィリピンのマニラ首都圏における洪水対策を長期にわたり支援してきた。2020年にマニラ首都圏を襲った台風ユリシーズに関し、これらの事業によって経済被害を約85%、被災者を約95%低減できたことが試算され、事業効果の発現例として発信した（2020、2021年度）。

② 「より良い復興（Build Back Better : BBB）」の考え方に基づく切れ目のない支援の実施

- メキシコ地震に際し、アジアで唯一、国際緊急援助隊・救助チームを派遣し、その迅速な対応

がメキシコ外務大臣等から高い評価を受けたほか、搜索救助技術、礼節、統率力の面で際立った評価と注目を集め、多数のメディアに取り上げられた（2017年度）。

- タイの洞窟で発生した遭難事故に関し、JAXAより提供された衛星データを活用したレーダー地形図の提供や、過去に日本からタイに供与された日本製ポンプ車の現地派遣等、日本チームで一丸となってタイ政府の搜索・救助活動を支援した結果、機構関係者3人が、国王ラーマ10世より国家勲章を受章した（2018年）。
- 2018年9月にインドネシアのスラウェシで発生した地震・津波に際し、過去の日本の防災協力への高い評価により、インドネシア政府から機構のみに復興計画策定支援の要請がなされた。10月には合同調査団を派遣し、災害発生からわずか4か月後の2019年1月には技術協力を開始した（2018年度）。この技術協力をもとに、被災した中部スラウェシ州の中核的なインフラ施設であるパル第四橋等の橋梁、道路及び堤防等を再建・整備するための「中部スラウェシ州パル第四橋再建計画及び復興計画」（無償資金協力）、BBBのコンセプト具現化に向けインフラの再建及び新設を行う「中部スラウェシインフラ復興セクターローン」（円借款）を実施した。また、「中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、活動成果や得られた教訓等について、参加者間で共有され、それらを取りまとめた最終報告書案が機構から国家開発企画庁（BAPPENAS）へ提出された（2021年度）。
- ネパールでは、地震復興の最大課題であった住宅再建について、機構が円借款「緊急住宅復興事業」により支援した地域の完工率は2020年1月時点でほぼ90%を達成した（他ドナーによる事業の完工率は平均70%弱）。完工率の高さに注目した世銀が機構モデルを採用したほか、ネパール政府の高い評価を得た（2019年度）。
- フィリピンでは、防災政策の促進と災害発生後の復旧時に増大する資金ニーズに対応し、BBBに寄与する「災害復旧スタンドバイ借款（フェーズ2）」（円借款）のL/Aに調印した（2020年度）。
- トンガでは、2022年1月に発生した火山噴火及び津波災害に際し、国内の火山・津波・地震に関する日本国内最先端の学識・有識者を招へいし、コロナ禍で現地調査が実施できないなかにおいて遠隔での協議や情報収集を行い、今後の復旧・復興を検討するために必要な火山噴火及び津波災害のメカニズムの解明を行い、トンガ国政府に共有するとともに、今後の復旧・復興にあたっての指針であるBBBビジョンの検討を開始した（2021年度）。
- 東ティモール洪水（2021年4月）やインドネシア・スメル火山噴火（2021年12月）の発生にあたり、JAXA・センチネルアジアの情報を得ながら災害状況を確認し、過去の協力で得た情報を活用しながら、遠隔での復旧・復興支援の検討を始め、東ティモールでは無償資金協力の開始やインドネシアでは基礎情報収集調査の準備を開始した（2021年度）。
- チリでは、技術協力プロジェクトを通じ中南米域内の防災人材約5,200人の育成に貢献したほか、防災体制の更なる強化に向けた支援を実施した（各年度）。また、ペルー、コロンビア、エクアドル、ニカラグア、エルサルバドル、メキシコで地震や津波、火山災害対策の支援を実施した（各年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 各国で自然災害に強い道路交通・橋梁の確保や災害後の再建、防災情報システム強化等の取組を通じて、SDGsゴール9（強じんなインフラ構築）、11（持続可能な都市）、13（気候変動対策）の

実現に向けて貢献した。

- 防災に関連するターゲット1.5（人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動、経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減）、ターゲット9.1（信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発）、ターゲット11.5（災害による死者や被災者数を大幅に削減し、直接的経済損失を大幅に減らす）、ターゲット13.1（気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化）に貢献する案件の形成と実施を、上記（1）のとおり、各国で行った。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナ対応に取り組むニカラグア、パナマ、コスタリカ、グアテマラ、エクアドルの中央防災機関に対して、実施中のプロジェクトを通じ、個人用防護具の供与等の新型コロナ対策を支援した。また、チリの中央防災機関に対しては、災害時対応における新型コロナ対策支援として、避難所施設の支援を行った。また、阪神・淡路大震災後に兵庫県に設置された「人と防災未来センター」研究員が作成した「コロナ禍での避難所運営に必要となるアクション」を翻訳（英語、ポルトガル語）し、防災組織、医療関連機関に配布し、被災地における新型コロナ対策強化を支援した。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

これまで「仙台防災枠組2015-2030」のうち、2020年を目標としているターゲットe：「国家・地方の防災戦略（地方防災計画）を有する国家数を大幅に増やす」に向けた支援に力を入れてきた。今後は、JICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）にも基づきつつ、同ターゲットa～d（死者数、被災者数、経済的損失、重要インフラの損害の削減）に必要で、優先行動の一つとして挙げられている、災害リスク削減に向けた事前防災投資の実施支援に、より重点的に取り組む必要がある。次期中期目標期間では、防災投資の促進に資する事業の実施を、継続・強化していく。

No.4-3 自然環境保全

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
機構が支援するREDD+/生物多様性分野関連の協力対象国数	23か国 ⁶⁰	29か国	21か国	18か国	18か国	20か国
JJ-FAST（JICA-JAXA熱帯雨林早期警戒システム）を活用した国数	8か国 ⁶¹	8か国	11か国	12か国	8か国	13か国

(1) 自然環境保全と人間活動との調和の推進

- ベトナム、コンゴ民主共和国、ペルー等計34か国において計62件、自然環境保全と人間活動の調和の推進に資する事業を実施した（各年度）。

60 2016年度末の協力対象国：15か国（基礎調査、広域案件除く）、8か国（生物多様性分野関連）

61 2016年度末の協力対象国

① 気候変動緩和策（REDD+）、生態系を活用した防災・減災

- 東ティモールにおいては、森林保全による二酸化炭素削減と住民の生計向上を目指した事業において、機構として初めて、緑の気候基金（GCF）との連携事業がGCF理事会で承認された（2020年度）。連携事業案件にかかる資金活動契約（FAA）の締結準備が終了した（2021年度）。
- REDD+プラットフォームを事務局として運営した。GCFの制度概要の情報や、REDD+に関する最新情報の発信に努め、加盟団体は90団体へと拡大した（2017～2020年度）。
- REDD+プラットフォームの後継として、対象をREDD+から自然環境保全全般に広げた「森から世界を変えるプラットフォーム」を設立し、事務局として運営した。また、加盟団体は101団体となった（2021年度）。
- サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-DC）を事務局として運営した。また、同イニシアティブに資する課題別研修やフォーラム等を実施した（各年度）。
- JJ-FASTの活用促進に向けた課題別研修やセミナー等を実施し、JJ-FASTの活用国数を13か国まで拡大した。また、世界78か国の熱帯林の森林変化に係る情報を提供した（各年度）。
- コンゴ民主共和国では、「No.4-1気候変動」で既述のとおり、CAFIの資金管理機関であるUNDPと業務契約（約400万ドル）を締結した（2018年度）。
- ベトナムでは、機構支援によるGoogle Earth Engineを活用したタブレット端末による森林モニタリングの有効性がベトナム政府に評価されて国家標準化され、対象4省を含む計16省に導入された（2018年度）。
- ラオスでは、森林分野のドナー調整を主導して森林法の改正に寄与した（2019年度）。
- ラオスでは、「持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト」及び後継プロジェクトによる森林分野の技術協力において、GCFの事業を受託しているドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit、以下「GIZ」という。）との間で補足合意書を締結した。これにより、機構の成果をGIZが活用し、他地域への展開が行われることとなった（2021年度）。
- カンボジアでは、これまでの機構のREDD+への貢献が評価され、同国の環境大臣より感謝状を授与された（2019年度）。
- 北マケドニアでは、生態系の機能を活用した防災・減災（Eco-DRR）に係る機構初の事業として、「持続可能な森林管理を通じたEco-DRR能力向上プロジェクト」を立ち上げた（2017年度）。
- コソボとモンテネグロの2か国において生態系の機能を活用した防災・減災（Eco-DRR）の要素を採り入れた技術協力プロジェクトを開始した（2020年度）。
- ケニアでは開発したケニア森林公社（KFS）の森林モニタリングのためのシステム（Forest Information Platform:FIP）がGISソフトウェア関連の米国大手企業ESRI社より Special Achievement in GIS(SAG) Awardsを受賞するに至った（2021年度）。
- UNFCCCのCOP23～26、砂漠化対処条約COP13～14におけるサイドイベントの開催等を通じて、機構の取組を発信した（各年度）。
- パリ協定の長期目標達成に向けた進捗状況を評価する仕組みである第一回グローバル・ストックテイクに関し、JJ-FAST）を通じた気候変動対策の取組について、JAXA、IGES、ブラジル環境・再生可能天然資源院と共に、共同サブミッションを提出した（2021年度）。
- TICAD7でのAI-CDに関するサイドイベントや、JAXA、国際熱帯木材機関との共催による森林

保護に関するサイドイベントを通じ、機構事業等を発信した（2019年度）。

② 脆弱なコミュニティでの自然資源管理

- 南スーダンやコンゴ民主共和国から多くの難民を受け入れているウガンダ西ナイル地域を対象に、難民居住地や難民を受け入れている弱いコミュニティが抱える自然資源管理についての現状と課題を把握し、今後の協力の可能性を検討するための情報収集調査を実施した。支援ニーズ等を確認し、先方政府が要請書を準備している（2020、2021年度）。

③ 生物多様性の保全と持続可能な利用への支援

- ブラジルでは、機構の事業を通じ生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献したほか、伊藤忠商事(株)からの寄附金を活用し、生物多様性保全の推進拠点となる施設を開設した（2018、2019年度）。
- ベトナムでは、住友林業及びアスクル社と連携の上、機構事業による生計向上活動と本邦企業のCSRによる植林事業を一体的に実施した（2018年度）。
- 世界的にも生物多様性が極めて高いフィリピンとインドネシアにまたがるコーラル・トライアングル地域の沿岸生態系保全と地球温暖化対策に貢献するブルーカーボン戦略を策定、陸一沿岸一外洋の広域ブルーカーボン生態系内で相互練成される炭素を貯蓄・隔離する機能と変動過程を解析・予測する世界初の統合モデルシステムの構築に向けて貢献した（2019年度）。
- モーリシャス沖重油流出事故を受け、国際緊急援助隊の派遣を通じた生態系保全分野の支援や、重油漂着地域等の生態系及び沿岸住民の生活への影響を緩和するための支援事業を形成の結果、迅速な案件実施の合意に至り、技術協力にかかるR/Dを締結した。これら迅速な対応についてジャグナット首相より茂木外務大臣（当時）に対して謝意が示された（2020、2021年度）。
- インドネシアで泥炭地保全手法及び評価手法の検討に取り組んだほか、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ペルーで熱帯泥炭地保有国の政策や措置、自然環境、社会環境等に係る基礎情報収集調査を開始した。また、泥炭地保全協力の適切かつ効率的な推進を図るため、「泥炭地保全協力」国内支援委員会を設立した（2020年度）。同調査の中間成果などを踏まえ、国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）COP26において泥炭保全に関するサイドイベントを実施した（2021年度）。
- ポスト2020生物多様性枠組みの主要な目標となる見込みである、「世界及び自国の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護」に関し、本邦の他の産民官の機関と共に、「生物多様性のための30by30アライアンス」設立の発起人となった（2021年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 森林の減少・劣化の抑制に資するREDD+、Eco-DRR、干ばつレジリエンスの強化に資する既述の取組を通じて、SDGsゴール13（気候変動対策）の実現に貢献した。
- コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系の保全事業等を通じて、SDGsゴール14（海洋保全）の実現に貢献した。
- 持続的森林管理、砂漠化対処、生物多様性保全の改善に資する事業を通じて、SDGsゴール15（森林・生物多様性保全）に貢献した。

(3) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

GCFの獲得及び活用に引き続き取り組むとともに、他ドナーとの連携も含め、事業効果のスケールアップに向けた取組を継続する。また、UNFCCC COP26 (2021.11) やCBD COP15第2部 (2022.5) 等を踏まえ、国際潮流に即し、オールジャパンでの貢献を加速すべく、2021年度設立した「森から世界を変えるプラットフォーム」や、今後、次期中期計画中に設立を想定する、「マングローブ保全のための民間連携プラットフォーム」において、一層のネットワーク強化に取り組む。

No.4-4 環境管理

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
環境管理分野（廃棄物・下水・大気・低炭素社会）に係る研修実績数	1,600人 ⁶²	9,315人	5,951人	3,408人	3,236人	5,538人

(1) 都市部の住環境の改善及び持続可能な経済社会システムの構築

- 計51か国において計131件、都市部の住環境の改善及び持続可能な経済社会システムの構築に資する事業を実施した（各年度）。
- 開発途上地域における環境管理分野の政策やインフラ整備の優先度を高めるため、環境管理分野の JICA グローバル・アジェンダとして「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ (JCCI)」を形成し、今後の事業展開の方向性を示すとともに、同イニシアティブに基づく戦略的な案件形成を推進した。また、ローンチイベント（キックオフ国際セミナー）の開催等を通じ、民間や関連省庁、他ドナー等の多様なパートナーの参画を得て、コレクティブ・インパクトの発現を追求した（2020～2021年度）。JCCIは日本政府の戦略文書への重要なインプットとして政府からも高い関心が示された（2021年度）。

① 廃棄物管理の改善及び3R推進

- 廃棄物管理の知見共有とSDGs推進を担う「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を機構等の主導で設立し、2022年2月までにアフリカ42か国99都市、国際機関等の参加を得た。同プラットフォームを基軸として調査・研修等を実施したほか、アフリカ38か国を含む約400名が参加した第2回全体会合(2019年度)では、TICAD7の成果文書「TICAD横浜宣言2019」の策定（各国で廃棄物管理の政策優先度を高めていくための閣僚級合意の確立）にも貢献した（各年度）。
- パレスチナでは、廃棄物管理能力向上のための技術協力プロジェクトを通じて、日本の知見を活用して策定した国家廃棄物管理戦略が承認され、パレスチナ西岸地区全域における効率的な廃棄物収集サービスの提供が実現した（2017年度）。同成果を基盤とし、国家廃棄物削減計画の策定を念頭に、廃棄物減量化に係る活動をパレスチナ全域で推進した（2021年度）。
- スリランカにおけるごみ処分場堆積物崩落被害に対して、国際緊急援助隊・専門家チームの派遣後に、抜本的な対策として廃棄物管理マスタープラン作成に係る事業を実施し、国際緊急援

助隊派遣からのシームレスな支援を実現した（2017年度）。

- 第8回太平洋・島サミット（PALM8：The 8th Pacific Islands Leaders Meeting）等の国際会議で3RプラスReturnの推進に向けた機構の取組を発信したほか、マーシャルでは、経済的インセンティブとなる廃棄物回収制度（デポジット制）の導入が実現した。また、大洋州9か国を対象として実施中の技術協力プロジェクト「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト・フェーズ2（J-PRISM2）」を通じ、「3RプラスReturn」のコンセプトの具現化に向けた検討を進めるべく、各国の資源リサイクルの状況やマテリアル・フローの現状を確認する調査を実施した（2018～2020年度）。また、第9回太平洋・島サミット（PALM9）に際してもJ-PRISMのパンフレット作成や一般向けセミナー開催等で大洋州における機構事業の成果について広く発信した（2021年度）。
- 廃棄物・公害問題等の影響回避に向けて需要が高まる日本の特徴的な廃棄物からの発電技術（Waste to Energy：WtE）の海外展開に向けて、対象国での同技術の導入適格性を分かりやすいプロファイリングで診断するツールを開発した。また、バングラデシュやタイでも廃棄物焼却発電の導入や本邦技術の活用の際にボトルネック等を把握するための調査を実施し、これらの国においてWtEの適用可能性について検討した（2018～2021年度）。
- インドネシアでは、廃棄物発電事業で機構初の官民連携（PPP：Public-Private Partnership）事業の事業者選定手続き支援を国際金融公社（IFC：International Finance Corporation）と協働で実施した。開発途上地域におけるこのような事業は実施困難といわれているなか、廃棄物発電及びPPP事業の進展に向けた大きな一歩となった（2019年度）。さらにこの事業を後押しすべくインドネシアの廃棄物管理能力向上に向けた技術協力プロジェクトの立ち上げを行っている（2021年度）。
- マレーシアでは電気電子機器廃棄物（Electronic and Electrical Waste：E-waste）管理促進に向け、E-waste管理規制法案の施行支援やその後のE-waste管理体制の強化を支援する技術協力プロジェクト（フェーズ2）を開始した（2021年度）。
- アフリカ地域では、モザンビーク、スーダン、南スーダン等において無償資金協力と技術協力によりソフト・ハードの両面から廃棄物管理の基盤構築を支援するとともに、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」の枠組みを活用し、加盟各国に向けて知見の共有を行った。
- 欧州地域では、アルバニアでは、廃棄物量削減・3R促進のための技術協力プロジェクトを通じて、収集場所のごみの散乱が改善し、定時定点回収が定着（2017年度）したほか、コソボとセルビアで技術協力プロジェクトを開始。小規模自治体において民間事業者も活用した効率的な廃棄物管理手法の構築や分別の導入・減量化等を推進（2021年度）。

② 水質汚濁や大気汚染の防止

- フィリピン、カンボジア、ベトナムでは、それぞれ横浜市、北九州市、大阪市と連携の上、日本の自治体の知見を活用した下水道事業分野の協力を実施した（各年度）。
- ㈱LIXILグループの簡易型トイレと機構事業との連携を通じて、開発途上地域の衛生改善に貢献するため、業務連携・協力に係る覚書を締結した（2019年度）。
- モンゴル、イラン、コソボで大気汚染対策に関する技術協力プロジェクトを継続し、発生源や汚染構造を明らかにし、呼吸器系疾患等健康リスク抑制のための科学的根拠に基づく対策・規

制策定を推進するべく、モニタリング・分析能力強化等を支援した（2020年度）。

- ベトナム環境保護法改正に際し、気候変動、廃棄物管理、流域・水質汚濁管理の複数の側面において機構の技術協力プロジェクトや環境関連分野の政策アドバイザー等による協力成果が反映された。さらに、拡大生産者責任や公害管理防止者制度の導入等、環境管理の取組強化とともに、その主体が行政から市民、企業等も含めた社会全体へと拡大していく方向性が示された（2019年度）。
- フィジー、ネパールでは下水道普及に加え、分散型污水处理も含める都市における包括的な衛生（Citywide Inclusive Sanitation : CWIS）を視野に入れたマスタープラン策定プロジェクトを開始した（2021年度）。

③ 海洋プラスチックごみ対策

- 機構初の海洋プラスチックごみ対策に特化したSATREPS事業をタイで開始したほか（2020年度）、廃棄物焼却発電及び海洋ごみ対策促進を検討する調査を実施し、海洋ごみ対策における本邦技術導入の可能性を検討した（2021年度）。
- 機構は、海洋プラスチックごみの削減に向けた民間企業の国際アライアンスであるAEPW（Alliance to End Plastic Waste）と包括的な連携・情報共有に係るMOUを締結し、その後も定期的に同機関と情報交換、知見の共有を継続した（2020、2021年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 都市部の住環境の改善や持続可能な経済社会システムの構築に向けた既述の取組を通じて、SDGsターゲット6.3（水質の改善）、11.6（都市一人当たりの環境上の悪影響軽減）、12.4及び12.5（廃棄物の排出削減）の実現に向けて貢献した。
- ベトナム、インドネシア、タイ等での気候変動対策に資する技術協力を通じて、SDGsターゲット13.1（レジリエンス及び適応能力強化）、13.2（気候変動の国別政策・計画への反映）、13.3（教育、啓発、人的能力及び制度機能改善）の実現に向けて貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 2020年2月以降の世界的な新型コロナの感染拡大に際し、衛生的な都市環境の維持に不可欠な社会サービスである廃棄物管理事業をコロナ禍においても継続するために、パプアニューギニア、ミャンマー、バングラデシュ、スリランカ、モザンビーク等8か国で収集・清掃作業員や処分場作業員に対する感染予防資材の供与、労働安全衛生に関する講習等を実施した。パレスチナでは実施中の技術協力に加え、新型コロナウイルス対策の技術協カスキームを活用し、感染性廃棄物管理の機材整備も支援した。
- 「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」（2022年2月時点で42か国99都市が加盟）の枠組みを活用し、新型コロナウイルス影響調査を実施するとともに、UN-Habitatとの連携によるパンデミック下における廃棄物管理戦略ガイダンス等をACCPウェブサイトの作成、ウェビナーの開催等を行った。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

JCCIの立ち上げに伴い、次期中期目標期間においては、クラスター単位でのコレクティブ・インパクト

トの発現を念頭に置いた案件形成・実施促進を行うとともに、国内外の様々なパートナーとの更なる連携を促進する。

コロナ・パンデミックの収束が見えないなか、また一部の国においては政情不安の影響もあるなかで、オンラインツール活用やDXの促進等を行い、所与の条件下において弾力的かつ効果的な支援の方策を推し進める。

No.4-5 食料安全保障

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産量の増加に貢献するための稲作に係る研修実績数	普及員：833人 ⁶³ 農家：2万人	普及員：1,523人 農家：23,169人	普及員：1,735人 農家：42,803人	普及員：2,983人 農家：51,625人	普及員：2,006人 農家：42,800人	普及員：747人 農家：45,746人

(1) 食料需給の地域的不均衡の是正に向けた貢献

① 穀物等主要作物の生産性向上

- TICAD IV (2008年)を機に機構主導で立ち上げた「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」フェーズ1においては、CARD対象全23か国で国家稲作開発戦略を策定するとともに、50件以上の関連事業を実施した。2018年度には、TICAD IVの公約であるCARDの目標「2018年までの10年間でサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増(1,400万トンから2,800万トン)」が達成した。また、「2030年までに、サブサハラ・アフリカのコメ生産量の更なる倍増(2,800万トン→5,600万トン)」を目標とするCARDフェーズ2を2019年より開始し、対象国を32か国に拡大した上でこれまでの協力成果を踏まえたRICEアプローチ(Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment)に基づく人材育成を推進した(各年度)。さらに、CARD推進上有用な稲作技術を体系的に取りまとめた技術マニュアル「JICAアフリカ稲作技術マニュアルーCARD10年の実践ー」を、本マニュアルを活用した他ドナー等によるCARD案件の推進も想定し、4か国語(日本語、英語、フランス語、ポルトガル語)で作成した(2021年度)。
- エチオピアでは、気候変動による不作のリスク軽減に資する天候インデックス型農業保険の導入を進めた(2019～2021年度)。インドネシアでは、農業保険政策立案に向けた協力の準備を行うとともに、既存の実損補填型農業保険制度の普及研修のオンライン化や、収量インデックス型保険導入に向け、収量データに基づく制度設計を進め、パイロット事業等を実施した(2019～2021年度)。気候変動に対する強じん性の確保に向け、気候変動に伴い降雨パターンが変化するなか、安定した作物生産を可能とする灌がい・水管理に関する技術協力プロジェクトをウガンダやスーダンで開始した(2021年度)。また、高温・乾燥地域でのコムギの品種改良及び普及に向けた事業をスーダンで実施した(2019～2021年度)。

63 TICAD VI の目標値：普及員 2,500 人、農家 6 万人 (2016-2018)

② 持続的な水産資源の管理と養殖の振興

- カリブ島しょ国地域では、行政の人的・資金的資源が十分ではない島しょ国での水産資源管理として、漁民と行政の共同管理（コマネジメント）の有効性を技術協力プロジェクトで実証した結果、同取組の推進に向けた提言がCARICOM漁業大臣会合で採択されたほか、沿岸水産資源の保全管理にコマネジメントを活用する広域プロジェクトを開始した（2018、2019年度）。
- ベナン、コートジボワールでは、中核養殖農家による近隣養殖農家への種苗生産販売と技術指導を組み合わせた農民間普及の技術協力プロジェクトを実施し、計919人に対して研修を実施したほか、域内展開に向けて、トーゴ、カメルーンから養殖農家を招へいして研修を実施した（2017、2018年度）。
- 違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策として、東南アジア・大洋州地域を対象とする研修や、インドネシアでの衛星を活用した技術協力プロジェクト等を実施した（2018～2020年度）。また、チュニジアでの無償資金協力による漁業資源管理指導船の調達と漁獲証明書制度運用による水産物トレーサビリティ強化の研修、国境監視の機能も有するインドネシアの離島域の沿岸コミュニティ強化の協力を実施した（2018～2021年度）。
- アフリカ広域研修をセネガルで実施し、同国のコマネジメントの知見を8か国90人の参加者とともに共有した。また、東ティモール、インドネシアでブルーエコノミー案件を実施し、モルディブ、パラオ、モーリシャスでブルーエコノミー案件を形成した（2020、2021年度）。

③ その他の取組

- モンゴルやパキスタンで、畜産分野のバリューチェーン開発のための支援に取り組んだ。また、人獣共通感染症の防疫と家畜衛生への強化に向けた協力をミャンマーやザンビアで実施した（2020、2021年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- CARDの推進等を通じて、SDGsゴール1（貧困をなくす）、2（飢餓をゼロに）の達成に向けて貢献した。
- 持続的な水産資源の管理と養殖の振興に資する取組を通じて、SDGsゴール14（海洋・海洋資源の持続可能な開発・保全）の達成に向けて貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 現地のニーズに迅速に応えるべく、農業投入財（優良種子、肥料等）の供与等90件以上、既存案件の枠組みをいかした食料安全保障（農業・栄養）分野の新型コロナ支援を実施した（2020、2021年度）。
- コロナ禍での協力推進に向け、デジタル技術等を用いた取組を「Withコロナ時代の優良活動事例」として取りまとめ機構専門家・プロジェクトに幅広く共有した。また、コロナ禍における食料・栄養改善にかかるニーズの高まりを受け、WFPとの間でマダガスカル、シエラレオネで連携事業を開始した（2021年度）。また、東南アジア地域における新型コロナのフード・バリューチェーン（FVC）への影響を調査の上、課題解決に向けたパイロット事業を実施するとともに、その結果に基づく政策提言を東南アジア各国で行った（2021年度）。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

世界の慢性飢餓人口は2014年以降増加に転じており、新型コロナの感染拡大や気候変動の影響はその目標の達成をさらに困難にしている。世界の貧困・飢餓人口の約80%が農村部で生活し、特に最貧層は農村部に集中している。多くの開発途上国における食料生産は小規模農家が支えており、また大半の低所得国では農業が依然として主要な生計手段であることから、農業・関連産業を振興し、小規模農家が生計を立てられるようにすることが、食料安全保障及び貧困削減の観点から重要である。

第5期中期目標期間は、①包摂的なFVCの構築、②稲作振興、③水産資源の管理・活用、④畜産振興・家畜衛生強化、⑤農業分野における気候変動対応（適応策、緩和策）に重点的に取り組む。各取組にあたっては、我が国の産学官関係機関、国際機関等の開発パートナーとの連携を強化するとともに、STI・DXの推進を支援する。また、農業による環境負荷やジェンダー平等に留意する。

3-3. 中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：

【中期目標達成状況】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量目標を大きく上回り達成した。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られ達成されたと評価する。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（防災分野に係る育成人材数（仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標のうち機構貢献分））は、目標水準を大幅に上回る成果を上げている。

【質的成果】

ア. 気候変動：

- 外部資金を積極的に活用した対策を推進。具体的には、日本初の GCF 認証機関としての認定を受け、東ティモールの住民主導型天然資源管理事業（第1号受託事業）、モルディブの海岸保全事業が GCF 理事会で承認されたほか、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central Africa Forest Initiative）の資金管理機関である UNDP と業務契約（コンゴ民主共和国）の締結が実現。
- 各国における「国が決定する貢献」（NDC）の実施基盤整備及び実施促進を含む政策・制度の改善支援、日本のレーダー衛星及び AI 技術を用いた違法森林伐採対策・管理の強化支援（ブラジル）等を実施したほか、鉄道事業（インド、バングラデシュ）等を通じて温室効果ガスの削減に貢献。
- 各機構事業の計画段階で「気候変動対策支援ツール」を活用した関連活動の組込を検討したほか、研修（1万4,830人受講）や国連気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議（COP）23～26のサイドイベント（計43件）等を通じて気候変動の主流化を促進。
- 機構理事長が「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を務め、長期低排出発展戦略に関する政府への提言の取りまとめに貢献。
- 事業の計画立案段階で、温室効果ガスの排出削減量の推計方法、気候変動の影響予測やぜい弱性の評価方法等をまとめたガイドライン「気候変動対策支援ツール」を活用して気候変動対策を主流化。

イ. 防災の主流化・災害復興支援：

- 自然災害に対する強じんな社会づくりに資する事業を計80か国で実施。
- 「仙台防災協力イニシアティブ」の目標（2018年までに4万人育成）を前倒しかつ大幅に上回る約

7 万人を育成し、日本政府の公約実現に貢献。

- ブラジルにおける土砂災害対策への取組が高く評価され、国連笹川防災賞を受賞したほか、機構職員が防災・市民防御分野における同国政府最高位の国家勲章を受章。
- フィリピンでは、SATREPS を通じて台風の目における貴重なデータを収集。国内外のメディアで多数報道された。
- ナウルでの初の地上気象観測の実現による大洋州気象観測上の空白地帯の解消に貢献。機構専門家がニューズウィークで世界に貢献する日本人に取り上げられた。
- フィジーでの作成をサポートした「国家防災政策 2018-2020」の正式承認が実現。
- 世界防災フォーラム等数多くの国際会議・イベントの開催・登壇を通じ、防災の主流化に貢献。
- タイでは、洞窟で発生した遭難事故に、JAXA 提供の衛星データを活用した情報提供等でタイ政府の捜索・救助活動を支援。機構関係者 3 人が、国王ラーマ 10 世より国家勲章を受章。
- 「より良い復興 (BBB)」の考え方に基づく切れ目のない支援を展開し、相手国政府から高く評価。特に、インドネシアのスラウェシで発生した地震・津波に際し、過去の日本の防災協力への高い評価により同国政府から機構のみに復興計画策定支援が要請。
- チリでは、技術協力を通じて中南米域内の防災人材約 5,200 人の育成に貢献。
- ネパールでは、地震復興の最大課題であった住宅再建を進め、機構が支援した地域の完工率はほぼ 90%を達成（他ドナーによる事業の完工率は平均 70%弱）。
- 東ティモール洪水、インドネシア・スメル火山、フィリピン台風、トンガ噴火津波等では、コロナ禍でも衛星解析等デジタル技術を活用した被害把握や有識者知見も活用して BBB 方針検討・案件形成を推進。
- JICA グローバル・アジェンダ（防災・復興）の三つの柱が、国連の水災害に関する有識者パネルの公式成果文書である「ポストコロナの世界をレジリエントにする HELP 原則」において、機構の働きかけによりポストコロナにおける災害リスク削減に不可欠な三つの柱として反映され、天皇陛下や国連事務総長も出席された国連特別会合で公式に発表。

ウ. 自然環境保全：

- 自然環境保全と人間活動の調和の推進に資する事業を計 34 か国 62 件実施。
- ベトナムでは、機構支援による森林モニタリングの有効性が評価されて国家標準化。
- ラオスでは、ドナー調整を通じて森林法の改正に寄与。また、GIZ による機構の協力成果の活用と他地域への展開を担保。
- カンボジアでは、REDD+への機構の貢献に対し、同国環境大臣より感謝状授与。
- ブラジルでは、伊藤忠商事(株)からの寄付金を活用して、生物多様性保全の推進拠点となる施設の開設。
- フィリピンとインドネシアにまたがるコーラル・トライアングル地域の沿岸生態系保全等に資するブルーカーボン戦略を策定。
- モーリシャス沖重油流出事故を受けて迅速な支援事業を形成・実施（同国首相より謝意表明）。
- 森から世界を変える REDD+プラットフォームを事務局として運営し、各種情報発信や加盟団体の拡大（計 101 団体）に貢献。「森から世界を変えるプラットフォーム」に改組して設立。
- サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）を事務局として運営し、研修・フォーラム等を実施。
- JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）の活用国を研修・セミナー等を通じて拡大し（計 13 か国）、78 か国の熱帯林の森林変化に係る情報を提供。
- パリ協定の長期目標達成に向けた進捗状況を評価する仕組みである第一回グローバル・ストックテイクに関し、JJ-FAST を通じた気候変動対策の取組について、JAXA、IGES、ブラジル環境・再生可

能天然資源院（IBAMA）と共に、共同サブミッションを提出した。

- ケニアでは、開発を支援したケニア森林公社の森林モニタリングのためのシステムが、GIS ソフトウェア関連の米国大手企業 ESRI 社より Special Achievement in GIS (SAG) Awards を受賞。

エ. 環境管理：

- 都市部の住環境の改善及び持続可能な経済社会システムの構築に資する事業を計 51 か国 131 件実施。
- パレスチナでの国家廃棄物管理戦略の承認及び効率的な廃棄物収集サービスの提供、マーシャルでの廃棄物回収制度（デポジット制）の導入、ベトナム環境保護法改正における機構協力成果の反映、機構初の海洋プラスチックごみ対策に特化した SATREPS 事業の実施等を実現。
- 廃棄物管理の知見共有と SDGs 推進を担う「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立し、アフリカ 42 か国 99 都市・国際機関等の参加を得て取組を推進、TICAD7 の成果文書「TICAD 横浜宣言 2019」策定（各国で廃棄物管理の政策優先度を高めていくための閣僚級合意の確立）にも貢献。
- 機構発意で環境管理分野の JICA グローバル・アジェンダとして「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）」を形成、今後の事業展開の方向性を示し、戦略的な案件形成を推進。ローンチイベント（キックオフ国際セミナー）の開催等を通じ、民間や関連省庁、他ドナー等の多様なパートナーの参画を得て、コレクティブ・インパクトの発現を追求。
- 日本の特徴的な廃棄物からの発電技術（Waste to Energy）の海外展開に向けたツールの開発や、㈱ LIXIL グループの業務連携に係る覚書の締結等を通じて、本邦技術の活用を促進。最終処分場管理において福岡方式（準好気性埋立）を複数国で導入するとともに、福岡市、福岡大学等と連携し適切な運営維持管理を支援した。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、衛生的な都市環境の維持に不可欠な廃棄物管理を継続するべく、8 か国で収集・清掃作業員や処分場作業員に対する感染予防資材の供与、労働安全衛生に関する講習等を実施したほか、ACCP の枠組みを活用して新型コロナの影響調査を実施し、国連人間居住計画（UN-Habitat）と連携して ACCP 加盟国にパンデミック下の廃棄物管理戦略ガイダンスの提供やウェビナー開催を実施。
- 廃棄物管理における日本の知見・経験を集約し途上国支援における更なる活用を図るべく、プロジェクト研究を実施。日本国内の自治体や中央省庁、関連団体に加え、機構支援の好事例とされる国々での情報収集・調査結果を体系的に整理し、総合テキストと映像教材に取りまとめた。

オ. 食料安全保障：

- CARD 対象全 23 か国で国家稲作開発戦略を策定、50 件以上の関連事業を展開し、TICAD V の公約である CARD の目標「2018 年までの 10 年間でサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増（1,400 万トンから 2,800 万トン）」が達成。2019 年からコメ生産の更なる倍増（2030 年：5,600 万トン）を目指し CARD フェーズ 2 を開始し、対象国を 32 か国に拡大して稲作開発への協力を展開。
- インドネシア、エチオピアで気候変動による不作のリスク軽減に資する農業保険の導入に向けた事業を実施。
- スーダンでは SATREPS 事業で高温・乾燥地域でのコムギ増産に取り組み、高温・乾燥耐性系統の絞り込みや気象条件と収量の関係性を解析。研究成果の社会実装に向けた取組も実施。
- 持続的な水産資源の管理と養殖の振興を推進し、カリブ島嶼国地域では、機構支援による漁民と行政の水産資源の共同管理（コマネジメント）の有効性が評価され、同取組の推進に向けた提言がカリブ共同体（CARICOM）漁業大臣会合で採択。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、既存案件の枠組みをいかして農業投入財（優良種子、肥料等）を含め 90 件以上の支援を迅速に展開し、農作物の安定的な生産にも大きく貢献。

3-4. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

（定量的実績）

【指標 4-3】「防災分野における人材育成数」が目標値（8,000 人/年）を毎年上回っており（5 年間平均（約 20,600 名）で対目標比約 257%）、中期目標期間において着実に指標を達成している。

（定性的実績）

1. 気候変動（【指標 4-1】「低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・気候変動が国際社会で関心を高める中、日本初の認証機関としての認定を受け、「緑の気候基金（GCF）」等の外部資金を積極的に活用した対策を推進したことは特筆すべき成果である。
- ・脱炭素社会に向けた現実的な移行のための支援として、途上国の行動変容やコミットメントを促すとの政府方針に沿って、各国における NDC の実施基盤整備及び実施促進を含む政策・制度の改善支援を実施したことは高く評価できる。また、緩和策支援としてインド、バングラデシュの鉄道事業により、温室効果ガスの削減に貢献した。
- ・国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）23～26 のサイドイベント（計 43 件）等を通じて気候変動の主流化を促進したほか、北岡理事長が「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を務め、政府の長期低排出発展戦略に関する提言取りまとめに貢献した。

2. 防災の主流化・災害復興支援（【指標 4-2】「自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターの考え方に基づく支援の実施状況」）

自然災害に対する強じんな社会づくりに資する事業を計 80 か国で実施するなど中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・仙台防災協力イニシアティブの目標を前倒しかつ約 75% 上回る約 7 万人を育成し、政府の公約実現に大きく寄与した。世界防災フォーラム等数多くの国際会議・イベントの開催・登壇を通じ、防災の主流化に貢献した。
- ・インドネシアのスラウェシで発生した地震・津波に際し、機構のみに復興計画策定支援への要請があったことは、これまでの日本の協力への高い信頼の証左である。また、ブラジルにおける土砂災害対策への取組が高く評価され、国連笹川防災賞を受賞したことも特筆すべき功績である。
- ・防災に脆弱な大洋州（ナウルやフィジー等）での気象観測関連支援や防災政策策定といった積極的な取組及び成果は評価できる。
- ・ネパールでは、地震復興の最大課題であった住宅再建を進め、他ドナー平均 70% 弱に対して約 90% と突出した完工率を達成したことは、効率的な支援実施の証左と言える。

3. 自然環境保全（【指標 4-4】「国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「JJ-FAST（JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム）を活用した国数」）

自然環境保全と人間活動の調和の推進に資する事業を計 34 か国 62 件実施するなど中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・REDD+プラットフォームを事務局として運営し、各種情報発信や加盟団体の拡大に貢献したこ

とやサヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）を事務局として運営し、研修・フォーラム等を実施したことは、我が国が国際社会で環境保全分野のイニシアティブを取る取組として高く評価できる。

- ・中央アフリカイニシアティブ（CAFI）基金に応募した結果、400 万ドル規模の事業の受託が決定したことは、外部資金を活用する機構の創意工夫による成果として評価される。
- ・ベトナムにおける森林モニタリング支援の有効性が認められ、対象地域以外でも導入されたことや、ラオスでドナー調整を通じて森林法改正に寄与したこと、カンボジアで環境大臣より感謝状を授与したことなど、取組が高い効果を上げ、外部からも評価されるとともに、相手国の政策決定に貢献していることが認められる。
- ・JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システムの活用国を研修・セミナー等を通じて拡大し、熱帯林の森林変化に係る情報を 78 か国に提供したことは、地域にも資する支援効果の高い取組と言える。
- ・モーリシャス沖重油流出事故を受けた迅速な支援及び対応により同国首相より謝意表明があったことは二国間関係の維持・強化の観点からも高く評価できる。

4. 環境管理（【指標 4-5】「我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況」）

都市部の住環境の改善及び持続可能な経済社会システムの構築に資する事業を計 51 か国 131 件実施するなど中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・廃棄物管理の知見共有と SDGs 推進を担う「アフリカきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立し、アフリカ 42 か国 99 都市・国際機関等の参加を得て取組を推進し、TICAD 7 の成果文書「横浜宣言 2019」策定にも貢献したことは高く評価できる。
- ・海洋プラスチックごみ対策に関して、SATREPS を活用した東南アジアにおける具体的事業は、初の海洋プラスチックごみ対策に特化した案件であり、海洋プラスチックごみ対策に係る関心が高まる中、政府の重要施策である「マリーン・イニシアティブ」にも貢献する取組である。
- ・新型コロナ感染拡大を受けた廃棄物管理のための取組として作業員や処分場作業員に対する感染予防資材の供与等を実施したほか、新型コロナの影響調査を実施し、国連人間居住計画と連携してパンデミック下の廃棄物管理戦略ガイダンス等を提供したことは、未曾有の事態における臨機応変な取組として評価できる。
- ・最終処分場管理において福岡方式（準好気性埋立）を複数国で導入し、福岡市、福岡大学等と連携し適切な運営維持管理を支援することにより、日本の技術の海外展開に寄与した。

5. 食料安全保障（【指標 4-6】「食料安全保障に資する、CARD への貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・全ての CARD 対象国 23 か国で稲作開発戦略を策定し、50 件以上の関連事業を展開し、TICAD V の公約「2018 年までの 10 年間でサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増（1,400 万トンから 2,800 万トン）」を達成したことは、我が国の国際公約達成への貢献として高く評価できる。
- ・カリブ島嶼国地域では、漁民と行政の水産資源の共同管理の有効性が評価され、同取組の推進に向けた提言がカリブ共同体漁業大臣会合で採択されたことは、これまでの取組が持続的な水産資源の管理のために相手国政府から評価されていることの証左である。
- ・新型コロナ感染拡大を受けた取組として、既存案件の枠組みを活かして農業投入財（優良種子、肥料等）を含め 90 件以上の支援を迅速に展開し、農作物の安定的な生産に大きく貢献した。

(結論)

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得ていること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、特に、環境・気候変動や防災等の分野において積極的な取組を実施し、国際社会における我が国のプレゼンス向上に貢献した。気候変動分野では「緑の気候基金」の日本の公的機関唯一の認証機関として取組を開始し、脱炭素社会に向けた現実的な移行のための支援として、途上国の行動変容やコミットメントを促すとの政府方針に沿った支援を行ったことは高く評価される。防災についても、仙台防災枠組み達成への取組を積極的に行ったほか、G20 大阪サミットで合意された海洋プラスチックごみに係る「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するための案件として、東南アジアにおける研究拠点形成に向けた協力を行った。廃棄物管理に関しても TICAD 7 で議論を主導し、成果文書策定へ貢献するなど、我が国が主催する重要な国際会議での公約の具体化に大きな貢献を行った。また、新型コロナの影響に対応した防災、環境管理、食料安全保障分野での臨機応変な取組は評価できる。

これらの成果は「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」に寄与するとともに、SDGs 達成に向けた貢献等を通じて、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも大きく貢献するものである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き SDGs やパリ協定等の国際的枠組みや、仙台防災枠組や大阪ブルー・オーシャン・ビジョン等の我が国がイニシアティブを取る重要政策達成への貢献を念頭に置きつつ、地球規模課題の解決に貢献する事業の形成・実施を期待する。その際、本邦技術の活用促進の可能性を留意ありたい。

特に、国際社会の関心が高まる気候変動分野に関しては、GCF の活用に向けて、今後も GCF 事務局との調整等を通じて、経験・知見を蓄積していくことにより、スピード感をもって途上国のニーズに沿った質の高い案件の形成及び実施に努められたい。また、政府として 2021 年から 5 年間で官民合わせて 6.5 兆円び最大 100 億ドルの追加支援の支援を実施し、そのうち適応分野の支援を倍増することを打ち出しており、世界の脱炭素移行の達成に向け主導的な役割を果たすための取組の積極的な推進を期待する。

生物多様性にかかるポスト愛知目標の設定、栄養サミット等の国際場裡での動きを捉まえ、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、外部資金の活用や国内外の関連機関との連携を念頭に援助効果の最大化に努められたい。

また、ウィズ／ポストコロナ下における各地球規模課題に関する途上国のニーズに迅速かつ柔軟に対応、機構の比較優位性を活かしたバイ・マルチ連携を実現するよう留意ありたい。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針、自由で開かれたインド太平洋、TICAD7横浜宣言2019、アジア健康構想、対ASEAN海外投融資イニシアティブ、対中南米外交・三つの指導理念（juntos）、日・中南米連結性強化構想
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和3年度行政事業レビューシート番号： 無償資金協力（平成 29 年度： 127、平成 30 年度：139、令和元年度：143、令和 2 年度：144、令和 3 年度：未定）、独立行政法人国際協力機構運営交付金（平成 29 年度： 128、平成 30 年度：140、令和元年度：144、令和 2 年度：145、令和 3 年度：未定）

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アジアにおいて育成する産業人材数	12,000 人 /年 ⁶⁴	12,000 人	21,933 人	19,850人	21,109人	24,517人	28,891人
アフリカにおける育成人材数	600 万人 ⁶⁵ (2017-2018)	350 万人	422 万人	476 万人	—	—	—
②主要なインプット情報（予算額 ⁶⁶ / 支出額（百万円））			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
東南アジア・大洋州			26,101/ 25,884	29,565/ 30,312	29,385/ 26,774	27,620/ 21,066	26,079/ 30,247 ⁶⁷
南アジア			13,627/ 11,947	10,891/ 12,246	11,249/ 9,705	12,327/ 9,489	11,624/ 14,637 ⁶⁸
東・中央アジア，コーカサス			4,844/ 5,258	4,990/ 4,684	5,175/ 4,691	4,484/ 3,895	4,311/ 6,257 ⁶⁹
中南米・カリブ			8,525/ 8,675	8,109/ 7,999	8,399/ 8,242	11,249/ 6,602	8,826/ 18,204 ⁷⁰

⁶⁴ 2015 年日・ASEAN 首脳会議における日本の公約である「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に示されている達成目標を基に，機構貢献分を約 90%として想定して設定する。日・ASEAN 首脳会議の目標値：2015 年から 2017 年に年間 1.3 万人強

⁶⁵ 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に，機構貢献分を 90%として想定して設定する。TICAD VI で発表した日本としての取組（公約）：2016 年から 2018 年に 1,000 万人。

⁶⁶ 参考値として「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費の地域別の予算内訳を示している。

⁶⁷ 暫定値

⁶⁸ 暫定値

⁶⁹ 暫定値

⁷⁰ 暫定値

アフリカ	35,672/ 31,012	30,321/ 33,209	28,921/ 27,948	32,705/ 26,025	32,874/ 45,630 ⁷¹
中東・欧州	8,290/ 9,094	11,810/ 9,711	8,071/ 7,165	6,714/ 4,857	6,871/ 8,488 ⁷²
全世界・その他	10,273/ 11,264	8,833/ 8,727 ⁷³	14,924/ 9,364	16,398/ 9,071	16,167/ 10,905 ⁷⁴

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標：

(5) 地域の重点取組

開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援するため、各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応した開発協力事業を実施する。その際、国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援、格差是正、中所得国の罫といった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長を支える視点、防災や感染症、環境・気候変動等グローバルな課題にも留意する。特に、以下のようなそれぞれの地域の特性や重点とすべき開発課題の解決に向け、国別開発協力方針に沿った事業を形成して実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジア地域については、ハード・ソフト両面のインフラ整備を含む連結性の強化、域内及び各国内の格差是正を中心に、共同体構築及び ASEAN 全体としての包括的かつ持続的な発展に向けた支援を行う。大洋州地域については、小島嶼国ならではのぜい弱性を踏まえ、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足、廃棄物管理、地球規模の環境問題の影響への対応等、開発ニーズに即した支援を行う。

イ 南アジア地域

地域の安定と潜在力の発現に向け、インフラの整備や貿易・投資環境の整備等、成長を通じた持続可能な発展の基盤を構築するための支援を行う。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

域内の格差に留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力への支援を行う。

エ 中南米・カリブ地域

貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備、発展を遂げている国の国内格差の是正、気候変動を含む地球規模課題等への対応を支援する。また、日系社会と我が国との連携・協力を強化するための移住者支援策や日系社会支援に取り組む。

オ アフリカ地域

貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方の更なる発展に結び付けられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行う。また、地域的な取組、難民問題への対応を含む平和と安定の確立・定着及び引き続き深刻な開発課題の解決に向け必要な支援に取り組む。

カ 中東・欧州地域

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有、人道支援と開発協力の

⁷¹ 暫定値

⁷² 暫定値

⁷³ 暫定値

⁷⁴ 暫定値

連携を意識した難民問題への対応や、我が国の中東地域安定化のための包括的支援等への貢献にも留意した支援を行う。

中期計画：

(5) 地域の重点取組

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、我が国政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえ、事業を形成・実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジアは高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題も存在する。かかる地域の特性を踏まえ、インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和で安全な社会の構築に向けた支援等を行う。また、防災、気候変動、感染症等の地域の共通課題に取り組む。協力に当たっては、我が国政府の政策や日・ASEAN 首脳会議における我が国政府の公約への貢献や地域機関との連携に留意する。大洋州については、太平洋・島サミット（PALM）での我が国政府の公約達成にも貢献するため、自然災害や気候変動へのぜい弱性、水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題の顕在化、複雑化する海洋問題等、小島嶼国を含む地域特有の開発課題への取組を支援する。

イ 南アジア地域

南アジアは、若年層が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害にもぜい弱である。かかる地域の特性を踏まえ、インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済発展基盤の構築、平和と安定、安全の確保への取組、基礎生活分野の改善、気候変動や防災等の地球規模課題への対応を支援する。協力に当たっては、域内の内陸国のニーズや地域全体及び他地域とのハード・ソフト両面における連結性強化に留意する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

東・中央アジア及びコーカサスは地政学的に重要な位置にあり、併せて市場経済に移行した旧社会主義国が多く、長期的な安定と持続可能な発展が求められている。かかる地域の特性を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。協力に当たっては、域内外の連結性向上や、格差の是正にも留意する。

エ 中南米・カリブ地域

中南米・カリブでは、多くの国が一定の経済発展を達成しつつある一方、貧困層や格差、自然災害等の脆弱性を抱えている国も少なくない。かかる地域の特性を踏まえ、国際開発金融機関等との連携も通じ、インフラ整備や、防災、気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。

また、日系社会の存在が我が国とのより強い絆になっていくよう、必要な移住者支援策を継続することに加え、日系社会支援を進め、日系社会との連携・協力に向けた取組を強化する。

オ アフリカ地域

アフリカは、人口規模の観点から将来的に一大市場を形成することが期待され、継続した産業開発への協力が重要となっている。一方で、資源価格の下落、感染症や暴力的過激主義の拡大といったリスクも依然として高く、これら課題への対応が同時に求められている。かかる地域の特性を踏まえ、運輸交通、水・衛生、再生可能エネルギーを含むエネルギーへのアクセス等のインフラ整備、産業育成、人材育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の改善等に係る官民一体となった協力を行う。協力に当たっては、TICAD VI ナイロビ宣言の3本柱である経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進、質の高い生活のための強靱な保健システム促進、難民問題への対応を含む繁栄の共有のための社会安定化の促進を重視する。また、国別のみならず地域経済共同体を主軸とした地域的な取組も推進する。

カ 中東・欧州地域

中東では多くの国でアラブの春以降の混乱が継続するとともに、シリア難民の問題はグローバルな

課題となっており、国際社会による緊急人道支援に加え、受入コミュニティへの支援や、問題の背景にある貧困や失業等の構造的な課題への取組と中長期的な対応が求められている。また、欧州でも地域安定のため平和の定着、経済振興が必要とされている。かかる地域の特性を踏まえ、社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全等を支援する。その際、我が国政府の中東地域安定化のための包括的支援への貢献にも留意する。

特に、シリア等からの難民問題については、周辺国、国際機関等とも連携のうえ、受入国国民の受益とのバランスに配慮する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況

3-2. 業務実績

関連指標		基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数		128件 ⁷⁵	135件	135件	139件	139件	137件
質の高いインフラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援		- ⁷⁶	9,891億円	1兆1,358億円	1兆1,956億円	8,598億円	-
各地域の本邦研修実績数	東南アジア・大洋州	-	4,643人	3,64人	3,570人	1,462人	1,437人
	南アジア	-	1,710人	1,338人	1,487人	594人	629人
	東・中央アジア、コーカサス	-	1,018人	782人	785人	296人	504人
	中南米・カリブ	-	1,516人	1,133人	1,205人	585人	910人
	アフリカ	-	3,488人	2,565人	2,430人	1,436人	2,112人
	中東・欧州	-	1,255人	865人	995人	375人	575人
	合計	24,000人 ⁷⁷	13,630人	10,324人	10,472人	4,748人	6,167人

No.5-1全地域

- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を形成・推進するとともに、保健医療分野にとどまらず、教育、水・衛生、交通等幅広い社会サービスの継続や経済・社会の安定化に貢献するため、延べ82か国に、緊急資機材の供与、技術支援、資金協力を実施した。
- このうち、コロナ禍の各国の喫緊のニーズに応えるべく、新型コロナへの緊急体制整備のみならず、

⁷⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、512件

⁷⁶ アジア向けインフラ支援として 2016-2020 に 4 兆円（質の高いインフラパートナーシップでの公約額（1,100 億ドル）のうち、機構貢献分（335 億ドル）。円ドル換算は、公約発表時のレートに基づく（円借款事業のみを集計）。

⁷⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均。なお、当実績値には本邦研修以外に第三国研修、現地国内研修の人数も含まれる。前中期目標期間（2012-2015）の本邦研修のみの実績平均は 11,595 人